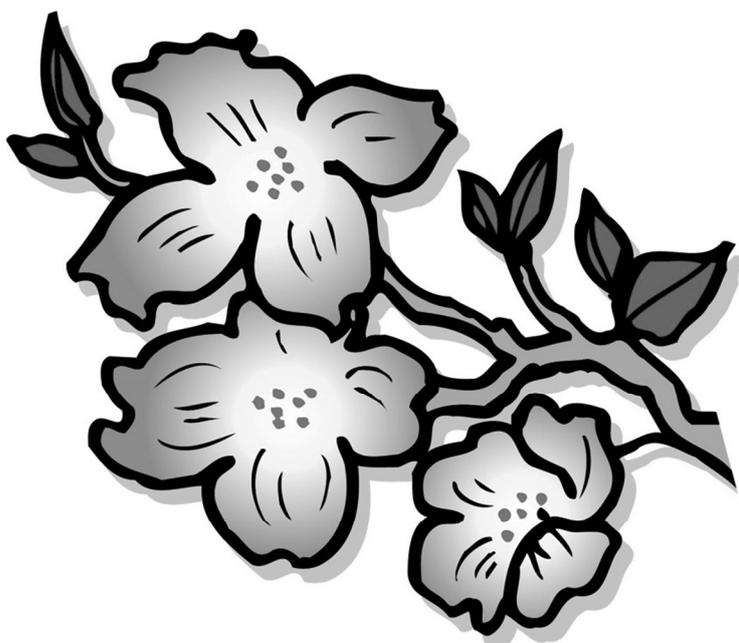


第 47 回自由法曹団東京支部

特別報告集



憲法・平和

●憲法をめぐる情勢	小部正治	1
●安倍9条改憲に終止符を打つ2019年に 一憲法をめぐる国会情勢	山添 拓	2
●安倍改憲をめぐる情勢	山口真美	6
●オスプレイ横田配備に関する東京支部の取組みと当面の課題	石島 淳	9
●安保法制違憲訴訟ー巨大な憲法9条裁判闘争に発展	黒岩哲彦	10
●「徴用工」問題についての論点整理と解決方向	大森典子	13
●沖縄・高江への警視庁機動隊派遣の違法を 問う住民訴訟について	長尾宜行	19
●戦争法廃止、改憲阻止にむけた 安保関連法に反対するママの会の活動報告	長尾詩子	21
●「東京法律事務所九条の会、2018年を振り返る」	青龍美和子	23
●東京合同法律事務所の改憲阻止の取組 (3000万人署名を含む)	福井俊之	25
●代々木総合法律事務所の2018年の取組み	水谷陽子	26
●東京南部法律事務所の安倍9条改憲阻止の取り組み	田村幹彦	28
●渋谷共同法律事務所の改憲阻止の取組	清永太郎	32
●足立地域の憲法運動	黒岩哲彦	34
●三多摩法律事務所の憲法運動の取り組み	川口周地	37
●まちだ・さがみ総合法律事務所の憲法への取り組み	小峰将太郎	38
●地域事務所の改憲阻止の取組	高橋伸子	39
●台東協同法律事務所の憲法運動の取組み	金 竜介	40

教育

●東京都立学校「日の君」強制・再雇用拒否事件 「第2次」訴訟最高裁逆転不当判決の件	柿沼真利	42
●はねかえししたる足立区立中学校の性教育への不当介入	黒岩哲彦	47
●「教科書・新宿ネットの取組み」	川口智也	50
●大田区における道徳教科化にむけた取り組みについて	長尾詩子	52
●道徳教科化・教科書採択問題に対する取組み	鹿島裕輔	55

労働・貧困

- 「働き方改革」一括法の下での権利擁護のたたかい…………… 鷺見賢一郎 59
- ブラック企業被害対策弁護団の取り組み…………… 大久保修一 62
- ハラスメント禁止はなぜ合意できないのか…………… 中野和子 64
- 首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動…………… 笹山尚人 65
- 日本IBMロックアウト解雇事件などについて…………… 並木 陽介 68
- 社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在…………… 中川勝之 72
- 日本大学の非常勤講師8名が提訴…………… 本田伊孝 75
- 東京都に勝ったCAD科再任用拒否事件…………… 平 和元 77
- 「理化学研究所による無期転換逃れの雇止め」…………… 平井康太 79
- 中労委・地裁の和解要請を拒否した明治を包囲するたたかい…………… 金井克仁 80
- 東京高裁で必ず挽回！メトロコマース労働契約法20条裁判…………… 青龍美和子 82
- NHK地域スタッフ団交拒否事件東京地裁判決
～地域スタッフを労働組合法上の労働者と認定～…………… 鷺見賢一郎 84
- 国際自動車事件 雇止め事件（勝利と課題）…………… 江夏大樹 85
- 京王新労働雇用延長差別事件…………… 中川勝之 89
- 生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟
（通称：はっさく訴訟）について…………… 木下浩一 90
- 年金引き下げ違憲訴訟の勝利のために…………… 加藤健次 92
- 社会保障裁判としての「年金引き下げ違憲訴訟」…………… 本田伊孝 95

刑事

- 「官邸前行動に対する過剰警備問題の取り組み」…………… 川口智也 97
- 倉敷民商（禰屋）事件の現状と問題点…………… 鶴見祐策 99
- 今市事件は最高裁へ…………… 横山 雅 100

環境・公害

- リニア新幹線計画を中止に追い込む訴訟提起と課題…………… 関島保雄 102
- ノーモア・ミナマタ東京訴訟、忌避事件を経て新たな前進へ…………… 齊藤園生 106
- 第2次新横田基地公害訴訟について…………… 小口明菜 108

原発

- 福島原発避難者訴訟・第2陣訴訟のご報告…………… 高橋右京 110
- 福島原発被害首都圏弁護団の活動…………… 吉田悌一郎 113
- 「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」活動報告…………… 西沢桂子 117
- 「原発と人権」ネットワーク活動報告 特に、
第4回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島開催…………… 柿沼真利 118

市民

- マイナンバー違憲訴訟について…………… 瀬川宏貴 121
- TPPと日欧EPA、そして新たな
日米FTAと国内法の変更…………… 中野和子 123
- HPVワクチン薬害訴訟について…………… 水口瑛葉 124
- 江戸川区スーパー堤防差止等訴訟報告…………… 大江京子 127
- 首都圏建設アスベスト・東京訴訟…………… 福井俊之 133

都政

- 築地市場移転問題の現在…………… 中川勝之 137
- 補助29号線事業認可処分取消訴訟と特定整備路線訴訟…………… 菊地智史 138
- 「外環の2」道路都市計画訴訟…………… 久保田明人 141
- 「晴海選手村土地投げ売りを正す会」住民訴訟…………… 中川勝之 143

司法

- 給費制運動の到達点と現在の課題…………… 緒方 蘭 145

◇憲法・平和

憲法をめぐる情勢

東京法律事務所 小部 正治

1 安倍晋三首相は、昨年 12 月臨時国会の閉会に当たり、2019 年の通常国会に、9 条に自衛隊を明記することを含む自民党の憲法改正 4 項目を提出し、早期に国会発議を行うことに強い執念を示しました。今年こそ、「正念場」の年です。

2 安倍首相は、昨年の臨時国会前に、臨時国会にて自民党の憲法改正 4 項目を憲法審査会に「提出」せよと号令をかけ、そのために下村博文ら「日本会議」の主力メンバーや首相側近を自民党改憲推進本部長等にすえるとともに衆院憲法審査会の幹事に入れ替えるなどの「改憲シフト」を整えてきました。

しかし、「入管法」等の立法における与党の暴走に、立憲民主・国民民主・無会・共産党・自由党・社民党の 6 会派は「野党は共闘」のスローガンのもと一致して対応し、憲法問題に関しても、同一歩調をとって「改憲シフト」に対峙してきました。焦った自民党は野党を無視して一方的に衆院憲法審査会を開催しましたが、それがかえって野党の怒りを買って、改憲案を「提出」することができませんでした。

国会内の 6 党会派による野党共闘と国会外の安倍政権による憲法明文改憲に反対する 3000 万署名をはじめとして様々な形で反対の意思を示している市民の運動の成果です。3 国会発議やそれに基づく国民投票を今年の参議院選挙前に完了することは極めて難しいとするのが一般的な見方です。

1 月下旬に召集される通常国会では、3 月までは予算案の成立・日切れ法案の処理が最重要課題とされ、それ以外の課題はその後に先送りとされるのが一般的です。また、今年 4 月 7 日、21 日には統一地方選挙の投票日が入っていて、国会は事実上休みです。さらに、5 月 1 日の新天皇の即位が予定され様々な儀式と 10 連休が予定されています。

今まことしやかに言われている 5 月連休後からの国会発議論にしても 6 月 25 日ころまでの約 50 日で、しかも参院選前の通常国会は延長はしないという不文律からすれば、衆参両院で各 3 分の 2 の国会議員をもって発議するには極めて窮屈な日程と言わざるをえません。

同時に、国民投票までには発議から一定の期間（60 日～180 日）が必要ですから、参議院選挙と同時に国民投票をすることも、遅くとも 5 月 20 日頃までには国会の発議をしておく必要があります。また、選挙運動に規制のない国民投票と公選法の規制のかかる参院選を同時に行うのは無理だという見解もあります。したがって、参院選挙以前の国民投票は事実上不可能と言うべきです。国民投票だけは参議院選挙後に行う構想もありえるところです。

3 今年の参議院選挙では、前回（6年前）自民党が「大勝」しているので議席を減らすことは確実と言われていています。これに加えて、32の一人区に関しては「野党は共闘」のスタンスで候補者を1人に統一しかつ「本気の共闘」が実現するならば、3年前以上の成果を得る可能性は十分にあります。その結果、自民党・公明党の政権与党で3分の2の議席を取ることができなければ、明文改憲の企ては少なくとも3年間は棚上げになります。

4 そうはいつでも、安倍首相は、憲法改正に関するお祖父さん以来の執念を持っておりの国会発議の可能性のある限り、衆参の同時選挙やその他のあらゆる奇策や裏技を、あるいは国会の正面突破を参院選挙前にも行使することが考えられます。

5 その時に、焦点となるのが公明党の動向です。公明党は平和の党を標榜してきましたが、創価学会員の強固な支持者の中の平和を希求する人々の意向を無視できないでしょう。また、一昨年の総選挙で大きく議席を減らした背景は、与党として安倍の暴走政治にブレーキを掛けるはずの公明党が「モリカケ」をはじめアクセルを踏んでいるとみられているのです。今後、公明党が自民党の9条明文改憲に荷担したとすると、公明党を見放す人が雪崩を打ってでてくることはあながち架空のことではありません。

それが予見できるからこそ、現在のところ、公明党の幹部は「憲法明文改憲の必要性がない。」「いそいで進めるべきではない。」とのスタンスを表明しています。しかし、自民党から、日本維新の会等が存在するので公明党と「連立する必要性がない」と通告されたとき、公明党は今のスタンスを維持できるのでしょうか。

6 私たちは、当面、今年7月の参議院選挙まで国会発議を阻止するために、できることを取り組んでいきましょう。その中には「野党は共闘」を都内各地で実現することや、場合によると「公明党」に働きかけることなども含まれるでしょう。

同時に、7月の参議院選挙では、憲法明文改憲に反対する候補者を1人でも多く東京から選出するために尽力し、選挙活動をすることも必要となるでしょう。

団員の皆様が、それぞれの地域・分野で、あるいはそれぞれの持ち場で、期待される役割を果たされるよう、お願いいたします。

安倍 9 条改憲に終止符を打つ 2019 年に — 憲法をめぐる国会情勢 —

山添拓法律事務所 （日本共産党参議院議員）山添 拓

1 改憲発動を阻止した 2018 年

安倍首相は昨年年頭の記者会見で、「憲法のあるべき姿を国民に示す」と語り、通常国会の施政方針演説では「憲法審査会で（改憲案の）議論を深め、前に進めていくことを期待して

いる」と述べ、行政の責任者でありながら国会に対して改憲論議をあおった。

自民党は3月の党大会で、9条への自衛隊明記を含む改憲条文素案をとりまとめるに至り、二階幹事長は、「衆参の憲法審査会で憲法改正原案を策定し、憲法改正の発議をめざす」としていた。

これに対して昨年の国会では、憲法審査会の開催そのものを阻止し、審査会を動かし改憲発議に持ち込もうという安倍首相の野望を水際で撃退した。森友・加計疑惑、裁量労働制のデータねつ造、自衛隊日報隠ぺい、官僚のセクハラ問題など、安倍政権がその馬脚を現すとともに、安倍9条改憲NO！3000万人署名の粘り強い運動が「9条まで安倍首相の好きにさせてはならない」という世論を可視化し、野党の一致した対応がもたらした大きな成果であった。

改憲勢力は、国民投票法の改正を呼び水に憲法審査会を開かせるべく、野党の足並みを乱そうと画策したが、これも野党間の協議を経て許さなかった。安倍9条改憲を許さないという野党の共同が国会対応の現場で実現したことは、この一年の重要な前進である。

2 予断を許さない改憲策動

一方で、安倍首相は、今年も年頭から改憲への意欲を示しており、「自らの任期中の改憲」「2020年新憲法施行」という野望を断念したわけでないことも明瞭である。3つの角度から指摘したい。

(1) 深刻さを増す強権姿勢

国会を愚弄し、国民を軽視する安倍政権の姿勢は、いよいよ顕著となっている。

昨年の臨時国会では、外国人労働者の受入れ拡大の入管法改定、水道民営化法、漁業を企業に売り渡す漁業法改定——そのいずれもが徹底審議を要する法案であるにもかかわらず、政府の都合で強行ありきに徹した。

入管法改定案について、自民党の平沢勝栄衆院議員は「議論すればきりが無い」といい、安倍首相は「ややこしい質問を受ける」と、あからさまに国会審議を嫌った。言論の府である国会で議論を尽くすという姿勢にすら立たず、数の力に頼んで職権発動と強行採決を連発する。国会の役割を忘れ、ひたすら官邸に奉仕する自民・公明、維新など補完勢力のなりふり構わぬ暴走ぶりは異質な次元に至っている。

こうした姿勢は、いまや憲法審査会でもあらわとなっている。11月29日、衆院憲法審査会が委員長職権で開催された。野党は揃って欠席し、議事も幹事を選任するのがやっとであったが、安倍首相の野望を果たすためには憲法審査会といえども強権的な運営を辞さない構えであることを語るものである。

(2) 強権シフトに切り替えた憲法審査会

従来、自民党改憲推進本部の役職を担い「憲法族」と言われた船田元氏や中谷元氏に代わり、安倍首相に近いとされる下村博文氏や新藤義孝氏が憲法審査会の中心メンバーに据えられた。下村氏は、憲法審査会の開催に反対する野党を「職場放棄」と発言したことが問題と

なり幹事を辞退する状況に追い込まれたが、引き続き党の推進本部長に椅子に収まり改憲策動を先導している。

参議院の憲法審査会でも幹事の入替えがあり、予算委員会の与党筆頭理事であった石井準一氏（千葉県選挙区、19年改選）、共謀罪法を審議した法務委員会で与党筆頭理事であった西田昌司氏（京都府選挙区、19年改選）など、予算審議や法案をめぐるたたかひの最終盤の舞台となる参議院で官邸と通じ、強権的に進める立役者といえるメンバーを幹事に据えた。自民党は、いざというときには憲法審査会で強行する体制を整えたといつてよい。

（3）改憲の意欲を示し続ける安倍首相

安倍首相は年頭の記者会見で、「この国の未来像について議論を深めるべき時に来ている」「具体的な改正案を示し、国民的な議論や理解を深める努力を重ねていくことが国会議員の責務だ」などと述べた。

9条改憲を選挙で語らず、争点からそらし続けた安倍首相であるが、「一昨年の衆院選で掲げ、勝利を収めた」として国民の賛同があるかのように語り、2020年新憲法施行をめざすという考えについては、「スケジュールありきではない」と言いつつ「気持ちは全く変わらない」と述べている（1月6日NHK日曜討論での発言）。

こうした安倍首相の姿勢を受けて、自民党の萩生田光一幹事長代行は、通常国会で改憲4項目を提案すると明言。同党の2019年運動方針は、「改憲に道筋をつける覚悟」で「改めて国民世論を呼び覚ます」などとしている。

2019年は、4月に統一地方選があり5月に天皇の代替わり、6月にG20、7月に参院選を控え、後に述べるとおりその後は衆参3分の2の維持がハードルになる。常識的に見れば2020年施行を前提とした改憲は困難というべきである。しかし、そもそも常識が通用する安倍首相ではなく、これまでも到底不可能と思われるスケジュールで悪法を押し通してきた安倍政権である。本人が旗を降ろさないなかでは、決して予断を許さない状況である。

3 参院選で安倍改憲NOの審判を

（1）2019参院選は大きなチャンス

安倍改憲を阻むために、参院選での審判が決定的である。

参議院の自民、公明、維新、希望、無所属議員を含めた改憲勢力は、現在166議席である。このうち2019年の改選議席は89で、非改選は77。改選議席124のうち87議席で改憲勢力が3分の2を維持できるとされる。

改選議席で31ある一人区は、2013年に自民党が29議席を占めた（岩手県選挙区の平野達男氏は、無所属で当選し自民党に入党したため、現在の議席としては30議席が自民党）。2016年の参院選では、32の一人区すべてで野党共闘が実現し、11の選挙区で野党統一候補が当選した。今度の参院選では、一人区での野党共闘の勝利が改憲を阻む上で決定的に重要であり、それは十分に可能である。また、一人区のすべてで勝利し、複数区や比例代表でも野党が全体として前進することで、参議院で自公を少数に追い込むことにも大いに道が開か

れている。

安倍改憲を阻止することはもちろん、衆参ねじれをつくりだし解散総選挙に追い込み、改憲策動に終止符を打つ、大きなチャンスの参院選で幅広い共同が求められている。

(2) 「戦争する国づくり」を許さないたたかいを

安倍首相は、「9条を変えても何も変わらない」と繰り返し述べる。しかし、何も変わらないならわざわざ変える必要はない。9条を変えなければできないことがあるからこそ、改憲にこだわり続けている。

現に憲法9条は、安倍政権の下で浸食され続け、「戦争する国づくり」の具体化が進められている。

安倍政権は昨年12月、「防衛計画の大綱（防衛大綱）」「中期防衛力整備計画（中期防）」を策定し、5年間で27兆4700億円と過去最大の兵器購入計画を位置づけた。来年度予算案は、これを実行に移すものである。

「専守防衛」という建前すら投げ捨て、これまでは必要最小限度の実力の範囲を逸脱するとして保有できないとしてきた攻撃型兵器、空母や長距離巡航ミサイルの保有に踏み込もうとしている。

ミサイル防衛のイージス・アショアやF35戦闘機、オスプレイなど、アメリカから高額な兵器を言い値で「爆買い」し、「後年度負担」という形でローンを組む。来年度予算案における軍事費は5.3兆円であるが、このほかにローン残債が5兆円もある。これでは、医療や介護などくらしのための予算は圧迫される一方である。

くらしを壊し、平和を脅かす政治との決別が待ったなしである。

(3) 憲法を踏みにじる首相に、憲法を語る資格なし

秘密保護法、安保安法制、共謀罪、憲法違反の悪法の数々を、国民多数の反対を無視し、数の力を頼みに強行、国会審議をないがしろにしてきた安倍政権である。

公文書を改ざんし、隠ぺいし、データはねつ造し、国会では虚偽答弁、首相のお友だちのために行政を歪めて優遇する——およそ立憲政治とかけ離れた前近代的な政治を進めてきた安倍政権である。

セクハラを容認するかのような発言をする麻生大臣をいまだに留任させ、LGBTを差別する自民党議員に謝罪も撤回もさせずかばい続ける。

平和と民主主義はもちろん、個人の尊重を何よりも重い価値とする憲法に対する無知と無理解、それを恥とも思えない安倍首相に、憲法を語る資格はない。もとより、首相自らが改憲の旗を振ること自体が、憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反し立憲主義に反する暴挙である。

4 平和な北東アジアの構築へ日本が踏み出すとき

昨年は、南北、米朝の首脳会談が実現し、朝鮮半島をめぐる歴史的激変の年となった。核のない朝鮮半島、朝鮮戦争の終結と平和体制の構築が、紆余曲折はありながらも前に進もう

としている。

国際社会は核兵器禁止条約を採択し、核兵器の非人道性ゆえに、その「抑止力」すらも法的に禁止すべきだという規範がつけられるに至っている。

こうしたなかで、日本が 9 条を変え、集団的自衛権の行使や PKO への派兵を通じて世界中で武器を使うという姿勢を示すことは、時代に逆行しアジアの新たな脅威として映るであろう。

自民党の下村氏は昨年 12 月、「日本だけが一度も改憲していない、世界から見たら護憲は思考停止だ」などと発言したという。激変する世界情勢を顧みることもなく、9 条改憲に凝り固まった改憲勢力こそ、思考停止というべきだ。

9 条を変えるのではなく、9 条を壊す政治を変え、核のない平和な北東アジアを築く先頭に立つ日本とするために、国会内外を結んで団員のみなさんと引き続きがんばりたい。

安倍改憲をめぐる情勢

三多摩法律事務所 山口 真美

1 朝鮮半島をめぐる動きと「武力によらない平和」の構築

北朝鮮とアメリカは、韓国の民衆運動（ろうそく革命）を母体に就任した大韓民国・文在寅大統領の働きかけを契機として、軍事的な対決から対話に向けて大きく舵を切った。今、朝鮮半島の非核化と平和体制の構築に向けて歴史的な情勢の変化が生じている。

2018年4月には南北首脳会談が開催され、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」がなされ、朝鮮戦争の終結、平和協定の締結に向けて大きく舵が切られた。そして、同年6月には史上初めての米朝首脳会談が実現し、両首脳は、朝鮮半島における永続的な平和体制の構築に向けて協力する「新しい米朝関係」を確立することを表明した。

こうした動きは、平和は対話によってこそ構築されることを示しており、「武力によらない平和」を希求する日本国憲法の理念にそうものである。

2 安倍改憲の策動

朝鮮半島をめぐる動きは、安倍政権が9条改憲の口実としてきた「北朝鮮脅威論」の論拠を失わせるものである。日本政府がなすべきことは、憲法9条の理念に立ち返り、朝鮮半島での対話と外交による平和構築の流れに歩調を合わせることである。

しかしながら、安倍首相は、年頭記者会見において「今年こそ新しい時代の憲法のあるべき姿を国民にしっかりと示し、憲法改正に向けた国民的議論を一層深める1年にしたい」と述べており、改憲勢力が衆参両院で3分の2を占めていることを梃に依然として「戦争する国」づくりのための改憲に執念を燃やし続けている。

安倍首相が2017年5月3日、9条1項2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込むとし、

2020年を新しい憲法が施行される年としたいと宣言して以来、国会の内外において改憲発議をねらう改憲派との攻防が続いている。

2019年には春の統一地方選挙、天皇の退位と新天皇の即位、そして夏の参議院選挙というタイトな政治日程の中、2018年中に発議に持ち込まなければ、改憲そのものが遠くといわれてきた。市民と野党の共闘によって昨年は自民党案すら憲法審査会に出させないというたたかいができたことは安倍改憲のスケジュールを大きく狂わせるものであった。他方で、安倍政権は、世論調査において40%台の支持率を維持しており、野党を憲法論議に誘い込もうとして国会に提出した改憲手続法（国民投票法）の一部改正案は継続審議となっている。また、自民党大会において基本的方向性の了承を取り付けた改憲4項目を憲法審査会において議論しようと画策し、これまでの憲法審査会の慣行を破って野党の同意がないまま審査会の開催を強行している。こうした意味で昨年のたたかいは改憲派を圧倒するまでのたたかいだったわけではない。政治日程として通常国会における発議が必ずしも不可能ではないことに鑑みれば、安倍政権は、参議院選挙で再び3分の2を維持した後に改めて改憲に取り組むことを視野に入れつつも、情勢次第でいつでも改憲発議を行う構えである。

3 9条改憲の危険性と自衛隊ありがとうキャンペーン

(1) 安倍改憲を阻止するためには9条に自衛隊を書き込むという安倍改憲案の危険性を広く国民に知らせていくことが急務である。

自衛隊の保持が憲法に明記されれば、自衛隊が「憲法的な公共性」を持った存在として扱われ、9条2項は死文化する。歴代の自民党政権が進めてきた自衛隊の装備や活動の拡大、アメリカ軍との一体化により、自衛隊は既に世界有数の攻撃型・外征型の軍隊に増強されているが、このような自衛隊を憲法上の存在とする9条改憲は、「戦争する国」づくりを一層推し進めるものである。

昨年12月に新「防衛大綱」・「中期防衛力整備計画」が公表され、その初年度となる2019年度の軍事費は7年連続増額の5兆2574億円となっている。「いずも」型護衛艦の事実上の空母化、長距離巡航ミサイルの取得費の計上、「イージス・アショア」の導入、ステルス戦闘機F35Aの増強など、自衛隊を「海外で戦争する軍隊」にする装備の増強が図られている。さらに、トランプ米大統領の圧力に屈し、有償軍事援助（FMS）により米国の高額兵器を購入するなど、アメリカに追随する財政破壊の軍拡予算となっている。改憲によってこうした軍拡がいつそう進むことになる。

(2) 他方、改憲派は、国民投票を視野に入れた「自衛隊ありがとうキャンペーン」を繰り広げており、その危険性は看過できない。

「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が発行しているチラシには大きく「ありがとう自衛隊」というスローガンが掲げられ、「①365日24時間、日本の守りに専念。②国際平和協力活動に、世界各国で貢献。③国民の暮らしを守るため、年間500回の災害救助へ。」という見出しとともに、災害救助活動を行う自衛隊の写真がちりばめられている。チラシの裏面には、「憲法に自衛隊を明記しよう！」「今の憲法には、自衛隊の規定はどこにもあり

ません。いったいこれでいいのでしょうか？」という見出しが躍り、街角からのメッセージなるものが寄せられている。

キャンペーンの狙いは、「アメリカと一緒に侵略戦争に加担する軍隊として自衛隊を解禁する」という本音をひた隠しにし、他方で、国民世論の多数を占める災害救助・専守防衛の自衛隊への肯定的なイメージを利用し、戦争への不安を煽ることで、国民投票を乗り切ろうというところにある。こうした改憲派のキャンペーンのウソを暴き、その危険なねらいを分かりやすく国民に知らせることが大切である。

4 改憲案の提案・発議阻止のたたかいの重要性 ～憲法を力に運動を広げよう

最も大切なことは、国会への改憲案の提案、発議を阻止することである。

今、安倍政権のもとで民主主義を破壊する異常な事態が続いている。森友学園や加計学園問題での公文書の改ざんやウソと隠蔽、防衛省・自衛隊のイラク派兵や南スーダンPKOの「日報」の隠蔽、裁量労働制のデータのねつ造、前川前文科事務次官の講演に対する政治介入、財務省事務次官によるセクハラ問題、自民党議員・候補の救済のために参議院選挙制度改定案の成立の強行等々、いずれも国政を私物化する安倍政権の構造的な腐敗の露呈といえる。これら一連の出来事は、安倍政権が、権力を私物化し、国民主権と民主主義を破壊するものであって、もはや政権を担う資格がないことを明らかにしている。市民と野党の共同で、安倍政権を倒し、日本の政治に民主主義を回復することが求められている。

また、改憲手続法（国民投票法）は、有料意見広告が野放しとなるなど改憲勢力に有利な仕組みをもつ欠陥法であり、現行の改憲手続法下での国民投票は、真に民意を問うための手続とはならない。このような法律の下で国民投票を実施させてはならない。国民投票を実施させないために、改憲勢力による改憲案の提案、そして国会での発議を許さない運動をつくり、これを阻止することが重要である。

民主主義を破壊する安倍政権への批判を強め、安倍9条改憲NO！全国市民アクションが提起した3000万人署名を成功させ、安倍政権の下、自衛隊がアメリカと一緒に海外で戦争するための9条改憲は許さないという一点で共同し、市民の共同、野党との共闘を広げ、改憲案の提案・発議を許さないたたかいを推し進めることが求められている。

オスプレイ横田配備に関する 東京支部の取組みと当面の課題

八王子合同法律事務所 石島 淳

1 CV22 オスプレイ配備と連絡会の取組み

昨年（2018年）10月1日にCV22 オスプレイが東京・横田基地に正式配備されました。当初の配備計画が遅れていったんは2019年以降へ延期することが発表されていたのですが、これを前倒ししてのものです。

CV22 オスプレイは敵地への強襲作戦や対テロ作戦などを任務とするもので、基地のある首都東京を他国への侵略や破壊活動を行なう拠点にするという傾向が一層強まることとなります。戦争法が強行されたもとで自衛隊もこれと一体化する危険もあります。

オスプレイ反対東京連絡会は、10月27日に、「横田基地にオスプレイはいらない 10・27 東京大集会」を開催し、福生市の多摩川中央公園に約2000名の参加者で、配備への抗議の声をあげました。集会開催の経過と報告については、支部ニュース2018年9月号（No. 538）、11月号（No. 540）に掲載されていますので、詳細はそちらに譲ることとします。

団東京支部は、オスプレイ反対東京連絡会の事務局団体のひとつとして参加し、2015年8月の立上げ当初から配備に反対する取組みを続けてきました。

連絡会では、基地のフィールドワークや連続学習会の開催で、23区の人々にも横田基地問題・オスプレイ配備問題を知ってもらう活動を行ない、また配備反対の声をあげる大集会を開催してきました。前述の10・27東京大集会は、2015年、2016年と開催してきた集会を継続するもので、配備反対の運動がひとつの潮流になってきたと感じているところです。2017年は総選挙と重なったため大きな集会とはなりませんでしたが、地元の市民交流集会への連携や『ザ・思いやり パート2』などの映画上映会の開催で、オスプレイ配備反対の運動の機運をつないできました。

2 沖縄県民投票に学ぶ

冒頭述べたように、昨年10月に横田基地へのオスプレイ配備となったわけですが、こうした米軍基地の危険性拡大のうごきを受けて、連絡会は、2019年1月、瀬長和男さん（沖縄統一連事務局長）を招き、「沖縄県民投票の意義」をテーマに、新基地建設を問う県民投票から学び本土でどういったたたかいをつくるのか深めるための学習会を開催しました。

瀬長さんからは、2月24日実施予定の県民投票には、県民の民意を明確に示すことと広く世論を喚起することという2つの意義があることが述べられました。

沖縄県知事選では新基地建設に反対する圧倒的な民意が示されましたが、これをさらに明確にすることで、来たる法廷闘争をたたかうというのが第1です。そして第2の意義が、

世論を喚起することで、法的拘束力のない投票に法的効果を超える影響力を発揮させるというものです。この意義については、ホワイトハウスへの署名の呼びかけが広まり、芸能人のインスタグラム投稿が話題になったり、さらには海外の著名なロックバンドのギタリストもツイッターに投稿したりして、インパクトの強さをリアルタイムで目の当たりにしていたところで、大いに首肯できるものでした。

市民の声を集めれば結論を示すことができる、県民投票で示して全国の運動につなげたい、というまとめのメッセージから、東京でも連帯してオスプレイ配備に反対することの必要性を再確認しました。

3 東京支部で取組む当面の課題について

そして、学習会を踏まえ、連絡会を構成する各団体で現地の投票への支援を進めるとともに、当面の課題として東京でもできる宣伝を行なうことを申し合わせました。

とくに、連絡会としては、横田基地への CV22 オスプレイ配備撤回と飛行訓練の中止を求める署名に取り組むこととし、2019年3月末を第1次集約、6月末を第2次集約と位置づけて提出行動を行なうことにしています。第1次集約に向けての行動では、3月25日(月)に院内集会を開催し、署名の節目とすることにしました。

署名用紙はすでに支部ニュースの折込みで配布しておりますが、改めて請願署名へのご協力をお願いいたします。

安保法制違憲訴訟一 巨大な憲法9条裁判闘争に発展

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

安保法制違憲訴訟は全国の原告総数は7600名を越え22地裁で25の裁判が闘われ、例えば名古屋訴訟には原告にはノーベル物理学賞受賞者の益川敏英京都大名誉教授(78)が加わり、「イラク派兵違憲訴訟」名古屋高裁判決の裁判長だった元裁判官の青山邦夫弁護士が弁護団共同代表を務めるなど、巨大な憲法裁判闘争に発展しています。東京訴訟の国賠訴訟と差止め訴訟が、もっとも早い進行であり原告本人尋問を実施されたが、専門家証人の実施を勝ち取るためのつば競り合いのたたかいを行っています。

1 東京訴訟・国賠訴訟(東京地裁民事1部)―忌避申立

1 東京訴訟・国賠訴訟は、堀尾輝久元東大教授や横湯園子元中大教授などの原告本人尋問が実施された。

原告は元最高裁判所裁判官、元内閣法制局長官など専門家証人を申請したが、合議体は却下決定しました。

そこで、原告は2018年7月20日に民事1部の合議体の忌避申立をした。理由は次の通りである。

- ① 最祖から裁判長裁判官3名、右陪席裁判官4名、左陪席裁判官2名が交代しており、交代後も同一部に在籍している者もいるので、現在の合議体は恣意的な異動により構成されると至ったと考えられる。
- ② 裁判長は2018年4月16日に行われた進行協議期日において、弁論更新前にもかかわらず、原告が申請した証人の採用に消極的であると述べており、偏頗な認識を有していると考えられる。
- ③ 本期日において、原告も申出の証人全員について、証拠調べの必要ないとして却下している。

以上の事情からすると、3名の裁判について、公正の裁判を妨げるべき事情がある。

2 この忌避申立に対して、最高裁判所第三小法廷は2018年12月25日に抗告棄却の決定をしました。その後、地裁民事1部からは音沙汰なしの状態が続いています。

原告は最終準備書面に向けての検討作業をしています。

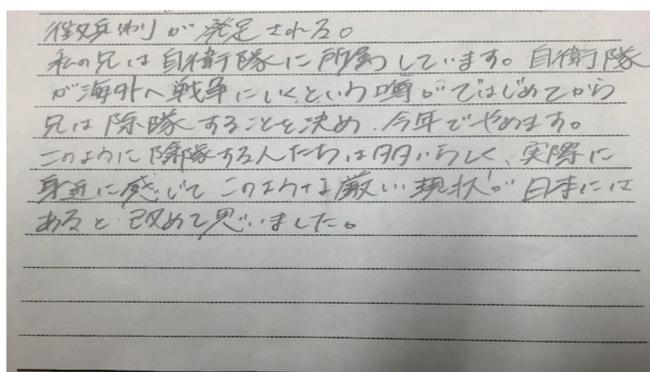
2 東京訴訟・差止訴訟（東京地裁民事2部）

1 東京訴訟・差止訴訟は2018年10月15日と12月14日に原告本人尋問を行いました。12月14日の第9回口頭弁論が14日、東京地裁（森英明裁判長）で開かれました。日本原水爆被害者団体協議会代表委員の田中熙巳さんら原告6人が本人尋問で自らの体験などを語り、差し止めを求めました。田中さんは、13歳のとき長崎で体験した原爆投下、街や人びとの惨状を語り「今も当時の情景を思い出すと突然涙が出て、声が出なくなる」と発言。安保法制によって「戦争をしないと誓った国が今、軍事大国になろうとしている。非常に残念です」と悔しさをあらわにし「日本政府の間違った行いを司法の力で止めてください」と訴えました。厚木基地近くに住む森謙治さんは、安保法制のもとでの爆音被害の増大と、基地を狙ったテロが発生する恐怖について述べました。鉄道貨物運転士の橋本次男さんは、戦車や燃料など運搬する貨物列車は「格好のテロの標的となる」として、海外での事例、鉄道労働者がさらされている危険性を訴えました。

また、飯島滋明名古屋学院大学教授（憲法学、行政法、平和学）は、「現地調査」の重要性を研究手法の一つとしているが、実際に自衛官などへの聞き取りをして安保法制に関しての「幹部自衛官」と「曹士自衛官」の違いです。安保法制に関して、多くの自衛艦が賛成しているのだと思っていました。確かに、実際に戦場に行かない幹部自衛官や元幹部自衛官は「安保法制に賛成」「憲法改正に賛成」と発言し、そうした発言はメディアで取り上げられます、しかし実際に戦場に行かされる一般の自衛官の多くは安保法制に反対していることを知りました。現役の自衛官は政治活動が禁止されているため、「安保法制に反対」などと公然と

主張することはできません。しかし「大義名分がない」と現役のレンジャー隊員が発言するのを見たことがあります。私と2人になったとき「殺される。何とかしてくれ」と自衛官に言われたこともあります。このように、現役自衛官たちは、日本防衛のためなら命をかけて戦うという決意を持っていますが、日本防衛に関係のない、世界中での武力行使で命を落としたり、手足を失うことには納得できないと考えていることを知りました。

現役自衛官や元自衛官と話をするとう「手足を失う」「首をはねる」「目をえぐる」などの発言が当然のように飛び出します。つまり、自分たちが敵側に身体拘束されたときには当然、同じような殺され方をすることが想定できるのです。また、「遺体を家族に見せたくない」と発言する元自衛官、自分が死んだ場合、残された家族の生活が成り立つのかを気にかける自衛官たちの声を聞きました。」と陳述をしました。また、「2017年6月、20歳の女性から手紙を受け取った。は21歳とのことです。このように、多くの自衛官が退官し、「徴兵制」も危惧される状況になっているのです。海上自衛官も「艦に帰りとうなか」「辞めたか」と発言しているとの話も聞いています。」と陳述をされた。



そして、最後に、ヴァイマル共和国の裁判官の歴史的な教訓から「最高裁判所の初代長官であった三淵忠彦裁判官は、「国民のために良き裁判所をつくりたい。国民の基本的権利を裁判所はあくまで擁護する本務を常に堅持し、正義と公平の代名詞になることが第一だ。決して、政府官憲の手先になって国民を圧迫することがあってはならない」と述べておられました。「違憲審査権」についても、「これからは最高裁は従来の事件を取り扱うほかに、国会・政府の法律・命令・処分が憲法に違反した場合には、断固として、その憲法違反たることを宣言してその処置をなさねばならぬ」と述べておられました。日本国憲法では「基本的人権の尊重」を基本原理とするために「国の最高法規」（憲法98条1項）とされています。そして個人の権利・自由が侵害されるときには「憲法の番人」である裁判所にその救済の任務を委ねています（憲法81条）。平和的に暮らしたい。こうした願いは人間であれば当然認められるべき願いです。そして単なる願いではなく、日本国憲法では「基本的人権」として保障されています。安保法制は市民の「平和的生存権」「人格権」「憲法改正決定権」を侵害し、私たちの精神に極めて重大な侵害を与えているのです。「法の支配」の観点から、裁判所に置かれましては私たちの権利救済の役割を果たしていただけますよう、心よりお願い申し上げます。」と纏められた。

3 原告は元最高裁判所裁判官、元内閣法制局長官など専門家証人を申請している。なんと
は、証人尋問の突破口を開いていきたい。

3 2つの東京訴訟は今年が正念場

全国の安保法制違憲訴訟でもっとも先行している東京訴訟は今年に大詰めを迎える可能性
が高い。

違憲の安保法制を廃止することは市民と野党と共闘の1丁目1番地である。安保法制が違
憲であることを明らかにする判決を勝ち取るために全力をあげたい。

「徴用工」問題についての 論点整理と解決方向

町田法律事務所 大森 典子

第1 はじめに・・・大法院判決後の日本政府の対応とマスコミの論調

2018年10月30日、韓国大法院が戦時中日本で働かされたいわゆる「徴用工」
について、日本円で約1000万円の損害賠償の支払いを新日鉄住金に命ずる判決を下
した。続いて11月29日には、三菱重工に対しても同様の支払いを命ずる2件の判決
を言い渡した。

これらの判決を受けて、安倍総理は「国際法に照らしてあり得ない判断だ。」とのべ、
河野外務大臣も同様の反応を示し、早速駐日韓国大使を呼びつけて抗議をするなど異常
な反発を示している。さらにマスコミもほとんどがこのような日本政府の論調をそのま
ま伝えるなどして、さながら日本では韓国が「国際法違反を引き起こしている無法国家」
のような市民の感覚が作られている。しかしながら、こうしたナショナリズムに支配さ
れやすい局面であればこそ、むしろ頭を冷やして「事実」と「法論理」にのっとりた冷
静な対話と国際社会のこうした問題解決に学ぶ謙虚な対応が求められていると考える。

すなわちこの問題についてはこれまできちんと基本になる事実と、判断の基準になる
請求権協定の議論があまり知られてこなかったということも踏まえて論点を整理する必
要があると考え。

その第1は、元「徴用工」らの連行と労働の実態はどのようなものであったか、とい
う点である。安倍総理は、今回の原告が「募集」に応じた労働者である、として連行に
違法性はないということを強調したいようである。しかし朝鮮半島からの労働力の移入
はその法的な制度ではなくその実態を直視する必要がある。また日本に来てからの労働
と其の生活の実態がどのようなものであったか、出来るだけ具体的な事実を共有して議

論を進める必要がある。朝鮮半島からの労働者の移入については、様々な事例があり、比較的人間的な扱いを受けた事案もあったかもしれない。しかし今大法院や各地の裁判所に提訴している原告らの実態はどのようなものであったかを直視することが基本である。

第2にこの問題の判断の基本になる日韓請求権協定の解釈について、日本政府と韓国政府の解釈とそれぞれの国の司法がどのように判断してきたか、双方の共通点はどこで、相違点はどこかを確認する必要がある。

第3に、このような問題について、日本と国際社会での事例を検討して、長期的視野に立った解決方向を探る努力をする必要がある。河野外務大臣のように韓国側で検討して持ってこい、と言わんばかりの姿勢はあまりに傲慢である。この問題の根源には、日本が朝鮮半島を植民地として支配していた間に、朝鮮半島の人々にどのような支配をしたか、という基本的な歴史認識が問われていること、支配された側から見て納得出来る解決とは何か、という視点を見失わないようにすることが肝要であると考えられる。そのような視点で改めてこの間の推移をみると、例えば文大統領の年頭の記者会見で、日本がもうすこし謙虚になる必要がある、と指摘された時に日本政府関係者が「国際法違反をしている国から謙虚になれとは言われたくない」などの発言があったようであるが、基本的な事実を踏まえない恥ずべき発言だと考える。

第2 「徴用工」の連行と労働の実態

1 大法院判決の基礎となった原告らの日本への移入の経緯と日本での労働実態は、日本の裁判所が判断した事実認定を基本においている。

すなわち今回の3つの大法院判決の事件の原告らは、いずれも韓国の裁判所に提訴するまえに、日本の裁判所に同じ請求内容で提訴している。最初の新日鉄住金が被告となった事件の原告（今回の原告の内の一部）は1997年12月24日に大阪地裁に提訴し、2001年3月27日に地裁で敗訴して控訴し、2002年11月9日に大阪高裁でも敗訴して上告し、2003年10月9日、最高裁でも敗訴している。この結果を踏まえて2005年2月28日にソウル中央地方法院に提訴したのが今回の判決の事件となっている。

この経緯の中で、例えば大阪高裁判決は、原告らが「2年間大阪製鉄所で訓練を受ければ技術を習得でき、訓練終了後は朝鮮半島で技術者として就職できる」という募集広告を見て応募したが、実際はほぼ監禁状態の寮で、貧しい食事で厳しい労働に耐えなければならなかったこと、賃金は承諾もなく郵便貯金に入れたと言って通帳も渡してもらえず、月に2、3円の小遣いをもって過ごす他なかったこと、最後には逃亡しようと計画したが、それがばれてさんざんな体罰を加えられたことなどを詳細に認定している。

また三菱重工を訴えた事件の一つは広島地裁に提訴した原告たちが釜山の地方法院に

訴えた事件の大法院判決であるが、この事件でも広島高裁は、欺罔・脅迫によって徴用工たちを連行したこと、過酷な状況で労働を強制したもので国民徴用令も逸脱するものであり、不法行為成立の余地があるとして国と三菱重工の違法行為の存在を認めている。

2 植民地支配と「徴用工」の実態を知る必要

朝日新聞は、2018年11月23日付で「元徴用工判決を考える」という特集をくんで、3人の専門家の意見を紹介しているが、そこでも労務動員について「募集」「官斡旋」「徴用」という動員の法的形式のみをみるのではなく、実際にはどのようにして連行されてきたのかという実態を見る必要がある、という事が専門家の意見として述べられている。また労働の実態についても、生活の実情にしても、通常のような自由な労働では全くなかった実情、たとえば逃亡を防ぐために強制貯金をさせられ、逃亡が厳重に監視された等の実態を直視する必要があると語られている。

そして重要な事は、このような実態の下で家族を支えなければならない労働力でありながら家族から離され、遠い日本に連行されて働かされ、広島の前徴用工たちは原爆の被害を受けても何の支援もなく自分の力で郷里にたどりつくしかなかったという。このような実態を訴えて賠償を請求する裁判は、まさに人権の回復を訴えているという視点をしっかりと据える必要があるのである。

さらに言えば、当時の植民地支配とアジア蔑視の風潮のもとで、日本の社会は「朝鮮人」にどのような態度をとったか、また朝鮮半島では、人々の心の中まで支配しようとする皇民化教育と植民地支配のもとで民族の誇りも尊厳も日本人の思うままに支配した植民地支配がどのように行われたか、今回の問題を契機に日本社会が真摯に歴史に向き合う事が求められている。

第3 請求権協定の解釈についての日韓両政府と両国の司法機関の判断

1 日本政府および日本の最高裁の解釈

日本政府がこの問題で、韓国の司法判断を「国際法に違反する」、と口を極めて非難するのは、よくよく確認してみれば、日韓請求権協定の解釈が日本政府の解釈と違う、という事に過ぎない。一つの条約についての解釈が当事国で異なるという状況は異常でもなんでもなく、よくあることであり、この条約や当事国をさらに上位で縛る何らかの国際取り決めに相手方が違反している、と言うことではない。むしろ「国際法に違反する」とか「国際秩序を乱すもの」という言い方は、自分の主張を絶対のものとして相手国を非難するもので、国際社会から見てむしろ滑稽ではないか、と思われる。

改めて日本政府の見解を明確にすれば、①日韓請求権協定2条1項で「請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」との条項は、外交保護権を消滅させただけで、被害者の請求権そのものを消滅させたものではない。この解釈は現在も日本政府の基本的な立場である。②しかし請求しても認められない、

ということが政府見解であるという。

今回の徴用工問題でも国会で河野外務大臣は、被害者の請求権そのものが消滅したのではない事は認めている。しかしどのような理屈によって、請求しても認められないのかは説明もなく、請求しても認められないのだから、全て「解決済み」であると主張している。

この点についての日本の司法権の最終判断は2007年4月27日の最高裁第2小法廷の西松判決であるが、この判決も①被害者の請求権そのものは消滅していない。②しかし訴え出ても、相手方（債務者）が請求権放棄条項があるとの抗弁を出した時には敗訴になる、という意味で「訴権」が失われた、すなわち満足を得ることは出来ないと述べている。しかし最高裁は以上のような解釈のもとでも、債務者において任意の支払いをすることは許される、ということを明言し、わざわざ西松判決では解決を促す付言までつけている。外務省は本来、条約の解釈について、最高裁の判断に従うべきことが当然であるにもかかわらず、近年、最高裁判決の中の被害者に有利な論述について、あえて其の部分のみを明言しないように思われる。そしてあえてわかりにくく「請求権は消滅していないが、救済されない。」とのみ説明することが多い。しかし詳細に分析していけば、最高裁判決の論述が制度上日本政府の見解と言うべき事も多言を要しない。そしてこの判決の付言に示されている様に請求権放棄条項の解釈は現在安倍政権で言われているような硬直したものでないともいえるのである。

2 韓国政府と司法権の判断

韓国政府はむしろ2005年頃まで請求権協定によって、被害者の請求権は消滅した、との前提で対応してきたが、2005年に日韓交渉の記録の開示をした後、民間共同委員会を組織して、この問題についての韓国政府の見解を整理した。その内容は以下の通りである。

- ① 韓日請求権協定は、日本の植民地支配の賠償を請求するためのものではなく、基本的にサンフランシスコ条約4条に基づく韓日両国民の財政的・民事的債権債務関係を解決するものであった。
- ② 日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍・国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っている。

というものであった。そして徴用工の請求権がこの法的効力の範囲に含まれるか否かについては、この協定の範囲内であるとの理解であった。

この点について、今回の大法院判決は、この政府見解を超えたと言えるが、請求権の問題についていうと、今回の大法院判決は、被害者の請求権そのものも、外交保護権も残って居るという事になる。

3 両国の請求権協定の解釈は大幅に異なっているようにみえるかもしれない。しかし日本政府が今やっていることは、民間会社に対する韓国の裁判所の判決に対して、本来外交保護権がない、とする日本政府が外交保護権を行使して、この判決による請求をやめさせようと躍起になっているという構図である。

日本政府の立場からいうと韓国大法院も日本の司法権と同様に請求権本体は残って居ても裁判で請求するものを勝訴させてはいけないのだ、と言いたいのだと思われる。しかし大法院は、今回の協定の解釈に当たって、条約の解釈の国際法上の大原則であるウィーン条約法条約に基づいて解釈を展開している。そして請求権協定が成立した経緯、付属文書等を丁寧に検討して上記の解釈に及んでいる。韓国の司法権が日本政府の解釈に服さなければならない理由はないから、韓国の大法院がこのような解釈に至ったとしても、之を日本の立場と異なるとして非難することは、全く当たらない。しかし日本の「識者」の中には条約は相手国の政府も司法権も縛るのだ、という言い方をして、本件の解釈として大法院も徴用工への損害賠償を認める解釈をしてはならなかったのだ、については韓国政府がこの事態の收拾のために方策を練るべきだ、という言い方をしている。しかしながら法の解釈が常にそうであるように、あるいは国内法でも法の解釈に複数の解釈が成立することは普通の事であって、相手国の司法権の判断がこちらと異なるというなら、まさに解釈上の相違を解消する手続を行う事が求められている事態なのである。

4 請求権協定は、徴用工についてどのように決めているか

請求権協定の当事国政府と司法権の判断は上記の通りであるが、すこし詳しく見ると

- ① 日本政府は、日韓交渉の全期間を通じて、植民地支配が違法であったという事は一切認めていない。また徴用工の連行や労働実態が奴隷労働その他の理由で慰謝料請求権が発生するという事も認めていなかった。
- ② 日韓交渉の中で、8項目要求として韓国側から示された請求は、請求件協定の締結によって、改めて請求することは出来ない旨の合意議事録はあるが、ここで言われている徴用工に関する請求の内容は上記のような日本政府の立場からいって、そもそも違法行為に基づく損害賠償請求権は認めていなかったはずである。
- ③ 請求権協定第1条の3億ドルの無償供与は、経済協力金で、第2条の対価関係がない、という事は日本の側が強調してきたことである。

等の事情に照らすと、徴用工の非人間的な連行・労働についての損害賠償請求権は協定の対象外、とする判断も大いに理由があると言える。

今後も今回のような日本の企業に対する判決が出されることが予想されるときには、日本政府として、これらの案件をまとめて解決する解決策を政治的に韓国政府に働きか

けて何らかの外交的な解決を模索することはあり得ることであり、むしろそれが求められている事態である。

第4 このような問題の解決に関する国際社会の先例、および日本の例

1 請求権協定の解釈の紛争を解決するための3条の手続

日本政府は、この大法院判決に基づいて執行がされた時には「報復措置」を検討する、と言ってきた。しかし最終的に行われたのは、協定3条1項に基づく外交交渉の申し入れであった。これはこの問題が起こってから普通に考えられてきたことで、「報復」でもなんでもない。まさに客観的に解釈の争いが起こっているのであるから、協定が元々定める紛争解決のための手続に従って、この解釈の紛争を解決すべきなのである。協定は3条1項で外交上の経路による解決を求め、それで解決しないときには2項で仲裁委員会の設立とそこでの解決を求めている。

今回日本政府はこの3条1項による外交交渉の申し入れをしたが、実はこれまで韓国側からはこの交渉の申し入れを何度もされながら、日本政府は之を無視してきた経緯がある。今度こそ双方が誠実に交渉を行い、本件問題も大局的な見地から解決を模索することを願うものである。

2 その解決の方向として、日本政府はこれまで同様の事案で解決を図ってきた先例に学び、全体的な解決を模索すべきである。国内で言えば中国人強制連行・強制労働事件について和解をした例は、花岡事件、西松事件、三菱マテリアル事件とそれぞれ数多くの教訓を残して解決してきた。

また外国ではドイツの強制労働被害者の事件について、ドイツ政府とドイツの企業が基金を作って被害者に補償した「記憶・責任・未来基金」の貴重な前例がある。植民地支配の加害者として謙虚にこうした例を学び、解決を図ることこそが求められているのである。

沖縄・高江への警視庁機動隊派遣の違法を問う住民訴訟について

三多摩法律事務所 長尾 宣行

1 高江でのヘリパッド建設

(1) 1996年12月のいわゆるSACO合意によって、沖縄の米軍北部訓練場の一部の返還と引き換えに周辺地域に新たなヘリパッドを建設することが決定された。もとより、地元住民や多数の自然保護団体などから反対の声があげられたが、国（沖縄防衛局）は2007年東村・高江区において、これらの反対の声を押し切り、強引に工事を開始した。2014年までに2ヶ所のヘリパッドが完成して米軍に先行提供されたが、この間、資材搬入ゲート前で平穏な座り込みを続けていた地元住民に対し、国が、仮処分の申し立て、訴訟提起という方法で運動を弾圧しようとしたことは、よく知られている。

(2) 2016年7月の参院選後、沖縄防衛局は工事を再開した。当局は、一気呵成に工事を進めようと、沖縄県のみならず東京、神奈川等6都府県の機動隊を現地に集結させ、反対運動を力づくで弾圧するという暴挙にでたのであった。

機動隊は、平穏に座り込みをしている住民らを実力を用いて排除したり、住民の設置したテントや住民の車両を強制的に撤去した。あるいは、まったく何の根拠もなく県道を封鎖したり、車両の検問を行ったりもした。さらには活動家と目される住民を理由も必要もなく逮捕したのであり、不当な被逮捕者はのべ50名以上にものぼった。このように、高江では、本当に無法地帯さながらの状態が現実のものとなったのである。

このような機動隊による乱暴狼藉は、16年7月から12月まで5ヶ月間にわたって継続的になされた。この間、東京都（警視庁）から派遣された機動隊員は約140人にのぼるものと推定される。

2 提訴と訴訟の状況

(1) 東京から派遣された機動隊が沖縄の人々に対して暴虐のかぎりを尽くしているということに対して、そのような機動隊の派遣元である東京都（警視庁）の責任を追及すべきだという思いを抱いた東京都民が結集し、派遣された機動隊員への給料の支給は違法であるとして住民監査請求の申し立てがなされた。その後ほどなくして監査請求は却下され、16年12月にはヘリパッドも一応完成してしまったものの、機動隊派遣の違法に対する責任追及を曖昧なままに終わらせてはならないとの見地から、同月182名の都民が原告となって東京地裁に住民訴訟が提起されたのであった。

(2) 事件は、地裁民事第3部（行政部）に係属し、昨年12月の弁論期日まで、この間10回の弁論期日が開かれた。

原告らは、東京都公安委員会による高江への機動隊の派遣決定が違法であることを理由

として、派遣された機動隊員に支給された給料相当額（本給。約5ヶ月間、約140人分、合計約2億8100万円。）について、給料の支給権者である警視總監の賠償責任を追及しているものであるが、さらにこの間、高江派遣を原因として支給されたことが明確な特殊勤務手当や超過勤務手当について、その相当額を賠償の対象として追加した。

被告の東京都知事側は、派遣決定の如何と機動隊員への給料の支給は何らの関係もなく、財務会計上の違法についての主張がないから住民訴訟として不適法ということを中心に主張している。しかしながら、このような都側の主張は、財政民主主義の見地に立脚せず、地方財政に対する住民のコントロール手段としての住民訴訟制度の意義を過小評価するものであって、厳しく批判されるべきである。

- (3) 原告ら住民側は、当初から、早期に訴訟要件論について決着をつけ、すみやかに機動隊派遣の違法について実体審理を行なうべきことを訴えつつ、この間攻勢的に弁論を展開してきた。その結果、さまざまな面から機動隊派遣の違法を立証するべく、今年前半には証人8名と原告1名の尋問を実施することが決定されるに至った。

まず、今年2月には、派遣決定の理由や経緯等に関し、当時の沖縄県警の警備部長と警備課の担当責任者の2名について、いずれも敵性証人であるが、尋問が行なわれる。その後2期日に分けて、現地での反対運動に中心的に関与してきた住民や活動家、現地での機動隊による実際の違法行為の一部始終を記録した映像作家、現場で機動隊に対し抗議活動を行なった弁護士、日々米軍機飛行による騒音被害等に苦しめられている地元住民、米軍によるやんばるの森の自然破壊に抵抗をして活動している現地の研究者など、原告ら側の証人6名と原告らの代表1名の尋問が実施される予定である。

3 訴訟を支える運動、訴訟の意義など

- (1) 以上のとおり、訴訟はいよいよ実体審理を行なうという段階にまで到達したが、ここに至る背後には、原告ら住民の人々による訴訟を支えるための精力的な運動があるということを描きなければならない。原告ら住民の人々は、手分けをして、各種集会等に出かけては訴えを行ない、さらにはマスコミ等に情報提供するなどして、訴訟の取り組みを宣伝して支援の輪を広げてきた。他方、裁判官激励ハガキの取り組みを行なったり、あるいは原告ら自身として訴訟についての理解を深めるため、毎回弁論期日前に学習会を開催するなどの取り組みも行なわれてきた。裁判所での期日では、傍聴券交付事件として大法廷が使用され、期日終了後の報告集会にも毎回100名前後が参加をするという盛況ぶりである。
- (2) 原告の人々は、この住民訴訟に取り組むにあたり、沖縄における反米軍基地運動との連帯ということよりも、東京の警視庁機動隊つまり東京の警察官が地方に出かけて行って、その地方の人々の権利を踏みにじり、抑圧したということについて、東京都民がその責任を問うのは当然のことだという問題意識をつよく持っている。さらに言えば、そうしたことのために自分たち都民の税金が使われたということに怒りの鋒先が向いているということにほかならない。

(3) 前記のとおり、高江のヘリパッド自体は一応完成したものの、他方では名護市辺野古の米軍新基地建設が本格化しつつあるという状況下において、昨秋の沖縄県知事選でのデニー候補の勝利にみられるように、米軍基地に反対する県民の世論はますますたかまっている。このような情勢のもと、日々オスプレイなど米軍機の飛行による住環境破壊等の被害を受けている高江住民のたたかいも、決して終息を迎えたというわけではない。

いまなお、世論に背を向け、住民による反対の声を抑えつけながら辺野古の新基地建設を強行しようとしている政府の姿勢に関連して、この事件の帰趨には重要な意義が認められるものと思われる。

戦争法廃止、改憲阻止にむけた安保関連法に 反対するママの会の活動報告

東京南部法律事務所 長尾 詩子

第1 「安保関連法に反対するママの会」とは？

2015年7月、「だれのこどももころさせない」を合い言葉に、京都に住む3人の子どものママが、安保関連法案に反対するママの会を呼びかけました（後に「安保関連法に反対するママの会」と名称変更しています。以下、「ママの会」といいます）。その呼びかけに応える形で、ママの会に関わらせていただき、「渋谷ジャック」と呼ぶ街頭宣伝とデモを始まりとして、様々な活動をしています。

ママの会は、各地ごとのママの会の結成を呼びかけています。

2015年9月には約50だった各地のママの会は、その後増え続け、2016年5月には130を超え、現在は160を超えています。戦争法成立後も「あきらめない」で広がっていったのです。

ママの会は、中央で方針を決めて各地におろすというような「組織」ではないため、各地の活動は各地のママの会で自由に決めて行っています。

あすわかの弁護士を呼んでの憲法カフェを始め、プラカードを掲げてのスタンディング、立憲野党議員との懇談会など創意工夫をこらして活動をしています（時々の活動では、おそらく全国の団員のみなさまにもお世話になっていることと思います）。

「創意工夫」と言うのは簡単ですが、例えば、ある地域で、民進党議員（当時）と共産党議員がともに公園のシートの上で、ママ達と懇談している風景などは、私にとってはとても新鮮でした。喫茶店など限られた空間では子ども達が騒いで気が散るし日曜日などは子どもの用事で一定時間ずっと参加できないママ達のニーズと、公園で「だれのこどももころさせない」という横断幕を掲げてピクニックしていると公園で遊ぶ他の親

子にもアピールできる利点、議員さんも堅苦しくなく話ができ親しみがもてるということから思いついたようです。

第2 2019年のママの会の活動

各地ママの会は、他の市民団体と同様に、街頭に出て、改憲反対などのスタンディングをしています。

そんな中で、各地ママの会は、政治に興味がない人にもわかるようにと、創意工夫をしてリーフ等を作成しています。

@東京でも、改憲反対のリーフを作成しました。

表紙には、子どもが母親に話しかけているイラストで、「憲法ってかわるの?」「私たちも!? 無関係ではられない」と言葉を入れました。

そして中には、とにかく長文は避けるということで、「あなたの未来はどっち?」というタイトルの下に、「9条活かす」場合と「9条変える」場合の違いを書いています。結論押し付けにはならないようにしながらも、「9条変える」ことについて疑問をもてるような中身となっています。

また、国民投票についても、簡単ですが、その問題点を説明しています。

長文に慣れている団員のみなさんには、信じられないような簡単なリーフだろうと思いますが、評判はいいです。

市民が手にとりやすくて、拡散しやすいリーフなどが求められていると思います。

第3 改憲阻止にむけて

改憲発議がいつになるのか予断を許さない状況です。

ただ、いつになるとしても、改憲を支持しない国民的世論が強まり、市民と野党との共闘が広まれば、自民党は改憲発議できなくなります。

改憲を支持しない国民的世論を強めるために、団員としてできることを行いましょう。創意工夫をして、民主的団体とつながりのない層へのアプローチを考えていくことが大事だと思います。

また、与党側はまた野党共闘への分断を図ってくるでしょう。それに負けず、さらに市民と野党の共闘を強めて広げていけるよう、努めていきましょう。特に、今年7月には参議院選挙があります。総選挙との同時選挙も噂されています。なんとか改憲勢力に最低3分の2をとらせない闘いをつくっていきましょう。

「東京法律事務所九条の会、 2018年を振り返る」

東京法律事務所 青龍 美和子

東京法律事務所には憲法委員会があり、若手弁護士・事務局が中心です。主に九条の会を運営しています。2018年度の活動を紹介します。

■ 新キャラ誕生で学生や子どもに人気♪

数年前から、カエルの着ぐるみが毎月九日に行う「九の日宣伝」で大活躍しています。人が寄ってきます。今年はパンダをモデルにした新キャラ「パン九郎」とコアアラをモデルにした「キュアラ」が誕生。街頭で学生や子どもたちに大人気で、インスタ映えするみたいで、自ら寄ってきてくれます。しっかりメッセージも拡散してもらおうと、「カエルな憲法9条」や「アベ政治はコテンパンだ！」などのタスキを掛ける予定です。

■ 3000万人署名、目標突破！

事務所で前人未踏の8000筆という目標を掲げました。宗教の力を借りようと、四ッ谷周辺の寺社仏閣を巡り、署名と憲法カフェ開催を呼びかけました。事前アポ無し訪問にもかかわらず、快く受けつけてくれました。繰り返し訪問したいです。

打合せ室に署名用紙を置く、依頼者に送る「たより」に同封、はもちろん、玄関に署名を入れるポスト（投票箱）を設置して外からも見えるようにアピール。個別に依頼者に手紙を送り電話をかけて署名をお願いすることも。声掛けの輪が広がり、一人で30筆以上集めてくれる方も。「少しでも政治を変えるお手伝いをしたかった」という応援メッセージに胸が熱くなりました。

団総会の時点では惜しくも達成ならずでしたが、その直後、10月中には目標を突破しました！今後も署名は集め続けていきます。

■ 11・5 トークライブ～韓国から学ぶ、私たちの民主主義の行方～

今年は東京法律事務所に空前の韓流ブーム（?!）到来。1980年代韓国の民主化運動を描いた映画『タクシー運転手』『1987～ある闘いの真実』を所員有志で観賞しました。韓国の市民が軍事独裁政権と果敢にたたかってきた歴史と、そこから紆余曲折を経て現在の民主的な政府を誕生させ、朝鮮半島の非核化・米朝の関係改善が進んでいることに感銘を受けました。

6月には、NHKで光州事件を題材にしたドキュメンタリー番組が放映され、番組のディレクター・田容承（ジョン・ヨンスン）さんを招いてトークライブ「アナザーストーリーズ～光州事件から学ぶ私たちの民主主義の行方～」を企画。200名の会場が、1週間前には申込みを締め切るほどいっぱいになりました。私たちは暴走を続ける現在の日本政府と1980年代の韓国の軍事政権を重ねて、民主化を勝ち取った韓国の人々は素晴らしい！それに

比べて日本は…と単純に考えがちです。しかし、今回のトークライブで韓国の民主化運動の実態がとても複雑だと目を見開かされました。民主化運動に参加していた若者も、徴兵されれば軍の命令で市民と対峙します。立場が変わりうるのです。今は民主政権になりましたが、いつまた変わるかわからないという危機感が共通認識として韓国の人々の中に強くあるようです。そのことが、民主主義のために行動し続けなければならないという思いにつながり、市民運動の原動力になっています。また、為政者は国民から選ばれたのだから、国民の利益のために行動しなければならないという主権者意識の強さにつながっています。さらに、軍事政権が登場した背景に、人権や民主主義、貧困や格差をなくそうと行動する人たちや左翼的な思想を北朝鮮を例に「アカ」とレッテルを貼り差別してきたことがあります。日本の侵略が原因で南北が分断された影響を感じずにはられません。日本が今すべきなのは憲法9条を変えることではなく、非軍事の力で南北朝鮮を始めアジアの平和構築に貢献することではないでしょうか。

■ 12・1 九条の会総会～護憲派に必要な10のこと～

毎年恒例の九条の会総会にあわせて特別企画「憲法改正の国民投票！？護憲派に必要な10のこと」を開催。元博報堂広告マンの本間龍さんと、大阪の住民投票で反対運動に尽力された fusae さんからお話をうかがいました。改憲の国民投票を発議させないための危機感増量と、万が一国民投票になった場合に勝つための最低限の術を学べました。

坂本雅弥団員が、2007年に参加した自由法曹団イタリア調査の報告をしました。10年以上前の話ですが、今も参考になる面白い話でした。護憲芸人「四ッ谷姉妹」（岸松江団員と私）が衝撃のデビューを飾り、あたたかい目で見守られました。その後、ぼちぼち出演依頼をいただいています。

■ まとめと、今年の展望

この一年、面白いことをたくさんやってきた、頑張った！と思います。何より、自分たちがやっていて楽しかったです。所内で自由にアイデアを出し合って協力して実行できたからだと思います。

最後に、本間龍さんと fusae さんによる「護憲派に必要な10のこと」のいくつかを紹介します。

「自分たちの意見を過信しないこと」「真実よりも事実を伝える」「自分ばかりしゃべらない」…3000万人署名や国民投票のターゲットは、意見を決めていない4割の人たちです。「正しいこと（真実）」や「思い」の押しつけは、距離を広げるだけです。意見を聞くこと、引き出すことで、伝えたいことも伝えられるようになる。常に意識したいです。

「新しい技術を積極的に取り込もう」…東京法律事務所はブログとフェイスブックで事件・活動報告を更新しています。1か月の閲覧数は約1万pvです。本投稿の詳細も、ぜひ「東京法律事務所ブログ」で検索してみてください。

さらに、今年2019年には「アメリカから学ぶ『実践・戸別訪問の秘訣』」をテーマにイベントを企画しています。憲法改正の国民投票の発議がされるかどうかの本当に勝負の年で

す。一斉地方選挙や参議院選挙もあります。護憲派への関心を高めるために、ありとあらゆる努力を尽くし、楽しく活動していきたいと思えます！

東京合同法律事務所の改憲阻止の取組 (3000万人署名を含む)

東京合同法律事務所 福井 俊之

第1 東京合同法律事務所の取組

1 改憲阻止の宣伝行動

2018年、当事務所では、みなと区の9条の会、総がかり行動委員会、土建などの民主団体と共に、何度となく、3000万人署名集めと改憲阻止の宣伝行動を実施してきました。夕方の帰宅時を狙い、赤坂見附駅出入口付近で、署名用紙を同封したティッシュとその時々リーフレットなどを一緒に配布し、改憲阻止と署名を訴えてきました。

また、当事務所としても、溜池山王駅周辺で、3000万人署名用紙を詰めたティッシュと「平和の樹を切るな！」などのリーフレットを配布してきました。こちらは朝の通勤時間帯を狙って、午前9時から30分程度の宣伝行動です。

いずれも、ティッシュと一緒に配布することで、署名用紙やリーフレットだけで配布したときに比べると受け取りがよかった印象です。また、帰宅時よりも通勤時の方が、受け取りがよかった印象です。帰宅時は、会社の同僚などと一緒にいることから受け取りづらく、通勤時は基本的にひとりなので比較的周囲を気にすることなく受け取ることができていたのではないかと推察されます。

当事務所における3000万人署名の収集結果は、3055筆（2019年1月17日時点）となりました。弁護士・事務局各人の知り合いに協力要請、上記宣伝などでの要請、事務所ニュースに署名用紙を同封、受付や相談室に署名用紙を設置など、伝統的な署名要請とできる範囲の工夫を凝らして、息長く続けてきた結果だと考えております。

お寺や各宗教団体への署名要請を広げるため、要請書を発送し、署名の協力を求めて近いうちに訪問する予定です。

2 集会

2018年も、事務所主催の集会を開催しました。

3月、総がかり行動実行委員会などのメンバーとして活動され、「街中民主主義」を合言葉に、国会前の行動だけでなく、「街宣文化」の普及を目指し、精力的に市民運動を展開されている菱山南帆子さんをお呼びして、地域で精力的に活動されている方々を対象に「アベ改憲

を斬る！」と題した集会を開催しました（参加者約80名）。憲法9条の意義や自衛隊の性格を根本から変えてしまう自民党改憲案の本質と危険性や憲法破壊を許さない運動について講演いただき、憲法を護る運動を今以上に発展させることを確認させていただきました。

10月には、東京新聞記者の望月衣塑子さんとフリージャーナリストの堀潤さんを及びして、「私たちが主権者だ～We are "the people"！！」と題した集会を開催しました（参加者約150名）。国民が、なんのために主権者となったのか、主権者としての自覚などをテーマに講演とパネルディスカッションを実施し、参加者そして我々も、主権者としての自覚を再認識させていただきました。

第2 まとめ

2018年、当事務所では、事務所所在地である港区の民主団体と協力し、改憲阻止の宣伝を実施するなどの取組を実施してきました。

一方、安倍政権は、2020年に新憲法施行を目指し、2019年の通常国会での改憲発議を諦めていません。そのために、あらゆる手段をとってくるのが容易に予想されます。

2019年は改憲阻止実現のための正念場です。3000万人署名の意義を再確認し、改憲阻止のための活動をさらに盛り上げ、必ずや改憲阻止をしなければなりません。共にがんばりましょう。

代々木総合法律事務所の2018年の取組み

代々木総合法律事務所 水谷 陽子

1 地域での憲法擁護・改憲阻止の取組み

渋谷区・中野区・杉並区を担当地域として、地域の諸団体と協力しながら日常的に弁護士・事務局が中心的な役割を發揮した。

(1) 渋谷

①街頭宣伝

「戦争法の廃止と立憲主義の回復を求める渋谷市民連合」や後述する「渋谷アクション」などの一員として、駅頭で改憲阻止の宣伝や署名活動を行っている。

②「安倍9条改憲NO!渋谷アクション」の立ち上げと活動

当事務所や地域の民主団体、労働組合、宗教家などが参加し、「渋谷アクション」を結成し、街頭宣伝の他に以下の活動を行った。

- ・4月3日 「安倍改憲NO!渋谷パレード」として、ローカルパレードを行った。
- ・11月20日 「脱「日本大国主義」世界平和はアジアから」との題で集会を開き、

鳩山友紀夫氏を講師に招いて、沖縄問題等についてお話し頂いた。

③なんでも相談会

渋谷社保協の主催で、医師、区議とともになんでも相談会を行っている。生活保護に関する相談なども多く寄せられ、生存権を現場から守る取組みになっている。

(2) 中野

①街頭宣伝

毎月2回、無党派市民による宣伝が開催されている。当事務所の事務所会議と時間がかぶってしまうため毎回の参加はかなわないものの、たびたび弁護士が参加しスピーチを行っている。

②集会企画

- ・ 2月7日（中野九条の会）青柳氏を招いて朝鮮問題のミニ講演会を開催した。
- ・ 2月10日（中野南部9条の会）日体大の清水雅彦教授を講師に、講演会を開催した。
- ・ 2月25日（中野九条の会）「ナチスの時代と現代日本」と題して、東京大学石田勇治教授にお話し頂いた。ナチスが政権奪取後、短期間でドイツをナチ化していった手法が緊急事態条項の濫用であったことが詳しく講演され、参加者が9条改憲だけでなく緊急事態条項についても反対の運動が必要であると理解する場になった。

③なんでも相談会

医師、区議と共同し、毎月第4水曜日に、中野駅前無料でなんでも相談会に取り組んでいる。

(3) 杉並

- ・ 10月5日 杉並 憲法の夕べ「憲法9条と日米安保～米朝首脳会談と北東アジア・日本のこれから」が開催され、所員一同が参加した。

2 「区民の声・なかの」での中野区長選の取り組み

6月10日に行われた中野区長選では、超党派の区民が「区民の声・なかの」を結成し選挙に取り組み、憲法問題を含め政策協定を結んだ区長の当選を勝ち取った。選挙後も、新区長が政策協定を順守し民主的な区政運営をするよう、区政を監視し応援する取り組みを続けている。

3 「三浦ゆうやとつながる会・杉並」での杉並区長選の取り組み

6月24日に行われた杉並区長選に、当事務所出身の杉並総合法律事務所・三浦弁護士が立候補し、区政の課題の解決とともに、「非核・脱原発・平和都市宣言」を行う、人権・民主主義を守り、憲法を区政に生かす、障がい者、外国人、LGBT等、誰もの人権を尊重す

るとの政策を掲げた。

超党派の区民が「三浦ゆうやとつながる会・杉並」を結成し、所員もスタッフとして加わり選挙に取り組んだ。

4 講師活動

担当地域において、9条の会、労働組合を初め、市民連合の活動を通じて知り合った無党派の市民に企画してもらうなどして、多くの憲法学習会の講師を務めた。

また、事務所の担当地域だけでなく、弁護士の居住する地域でも定期的に講師活動に取り組んでいる。

5月18日には、治安維持法同盟青年部が阿佐ヶ谷ロフトで企画したトークイベント「治安維持法って何？」に水谷が出演し、治安維持法下での言論弾圧と現在の憲法・民主主義について話した。

東京南部法律事務所の 安倍9条改憲阻止の取り組み

東京南部法律事務所 田村 幹彦

1 「安倍9条改憲NO！オール大田区民アクション」

「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」の3000万人署名の呼びかけに対して、①大田区内の「安倍9条改憲」に反対する3000万人統一署名、②大田区民、諸団体による大小の集会や街頭キャンペーン、を中心とした活動をする「安倍9条改憲NO！オール大田区民アクション」として活動をしてきました。

2018年の取り組みは以下のとおりです。

2018/1/18 安倍9条改憲NO！オール大田区民アクション キックオフ集会区内識者14人の呼びかけにより結成呼びかけ人伊藤誠(経済学者)、林巖雄(日本基督教団蒲田教会牧師) 挨拶参加者64名

2018/1/28 3000万署名キックオフ街宣 蒲田西口 参加者90名 署名138筆
井戸まさえ、区内各区議会議員、1000人委員会藤本さん

2018/3/20 蒲田東口宣伝 参加者40名 署名35筆

2018/3/28 香山リカ講演会

私はいのちをまもりたい～精神科医が考える平和・いのち・憲法～

参加者200名 呼びかけ人伊藤誠氏開会挨拶

2018/5/3 憲法集会に参加

2018/5/12 P E A C Eパレード i n大田 平和がいいね！

集会 共産党笠井亮、社民党福島みずほ、立憲民主井戸まさえ(メッセージ)

自由党渡辺浩一郎(メッセージ)、区議北澤潤子、区議那須利江、新社会党大田総支部以上スピーチ、共産党大田区議団参加

開会挨拶浅見洋子(呼びかけ人、詩人) 参加佐伯正隆(呼びかけ人、税理士)

参加者300人以上

2018/7/7 モリカケ追及！安倍退陣！七夕アクション

蒲田西口宣伝 参加者120名 署名123筆

立憲民主:井戸まさえ、共産:山添拓、社民:いちち恭子(多摩市議)、

自由:堀越秀夫(台東区議)、総がかりから菱山南帆子

2018/9/7 蒲田西口3000万署名宣伝 参加者45名 署名62筆

2018/9/20 安倍9条改憲NO！安倍内閣の退陣を求める大田のつどい

講演:高田健

政党挨拶:山添拓(共産党、参議院議員)、井戸まさえ(立憲民主、東京4区総支部長) アプリコ地下小ホール

2018/10/6 区内13駅一斉宣伝

J R蒲田駅東口、西口

J R大森駅東口、西口

多摩川線田園調布駅、矢口渡駅

池上線池上駅、雪谷大塚駅

京浜急行平和島駅、梅屋敷駅、京急蒲田駅、雑色駅、糀谷駅

2018/12/1 蒲田西口3000万署名宣伝行動

参加者34名 署名56筆

2019/1/13 市民と野党のリレートーク 協賛として参加

2 事務所独自の取り組み

東京南部法律事務所では所内の憲法PTを中心に毎月1回の蒲田駅東口で昼休み宣伝行動を行ってきました。2018年は1月19日、2月22日、3月13日、4月11日、5月16日、6月19日、7月11日、8月7日、10月18日、11月9日、12月5日の11回おこないました。毎回30分だけの宣伝ですが、毎回10筆近くの署名が集まります。また、まだ知らない人もいます。さらに広めていく余地は残されているという印象です。

3 5団体主催の憲法企画

2017年8月に東京南部法律事務所、城南保健生活協同組合、東京南部生活協同組合の3団体が主催で「憲法こそたからもの！」という企画を行いました。各団体から1回で終わらせるには惜しいという意見が出され、2018年も企画を行うことにしました。今回は

五反田法律事務所、東京民主医療機関連合会西南ブロックも加わり、5団体主催で、品川区地域にも宣伝をし、12月16日に大井町の「きゅりあん」で「憲法こそたからもの part2」を開催しました。

当事務所のホームページに弁護士菊池智史が潜入レポートと題し、掲載をしていますので、そのレポートを以下に掲載し報告にかえます。

憲法こそたからもの！ part2 潜入レポート

平成30年12月16日、気鋭の憲法学者青井未帆先生、SEALDsの中心的メンバーであった諏訪原健さん、「憲法君」のネタで有名な風刺芸人の松元ヒロ氏が、城南の地に結集しました。五反田法律事務所、東京南部法律事務所、城南保健生活協同組合、東京南部生活協同組合、東京民主医療機関連合会西南ブロックの5団体が主催の、憲法こそたからもの part2が開催されたのです。

わたくし菊池がこの豪華なイベントに潜入してきましたので、みなさまにこっそりご報告致します。

青井先生のお話で最初に印象的だったのは、誰に何を語りかけるかということです。

青井先生によれば、選挙の際の選挙民の関心事について統計を取ると、選挙民が強い関心を持っているのは経済や景気、福祉の問題で、憲法の問題への関心は最下位となるそうです。

そうであれば、憲法を守る勢力を選挙で当選させるためには、敢えて憲法のことには触れず、経済や景気、福祉の対策を語ってもらうことも必要になるのかもしれませんが。

また、若年層になるほど安倍政権を支持し、特に女性より男性の方が安倍政権を支持する比率が高いそうです。

どうやら私たち護憲派は、まだまだ若者の心に触れることができていないようです。どうしたら私たち護憲派の言葉が若者の心に届くのか、よくよく考えなければならぬようです（なお、某法律事務所の菊池とかいう弁護士が若者の現状と若年層へのリーチの手法について盛んに研究しているそうなので、講師に呼んでみるとそのへんよくわかるかもしれません）。

次に、9条の問題では、自衛隊を憲法に書き込むことの意味というお話が強く印象に残りました。

青井先生によれば、現在憲法に明記されている国の機関は5つしかありません。即ち、参議院、衆議院、内閣、最高裁判所、そして会計検査院です。会計検査員以外は、立法・行政・司法の三権を統率する機関です。会計検査院は行政の機関ですが、会計検査院法第1条で「内閣に対し独立の地位を有する。」と書かれており、独自の地位を有するため、特に憲法に記載されているそうです。

このように、基本的に三権を統率する機関しか書かれていない憲法に自衛隊を記載するとどうなるか。自衛隊が三権と並ぶような独自の地位を得たという解釈がなされ、自衛隊に行政の枠組みを超えるような特権が与えられることになるのではないかと。これが、青井先生の

問題意識です。

ただでさえ完結性・自律性が高く独自の指揮系統で動ける武装集団です。ただでさえ防衛予算は年々拡大されています。そのような状況で自衛隊に三権と並ぶような独自の地位が与えられたと解釈がなされれば、自衛隊は三権による統治の外に君臨する「もう一つの国家」になってしまうというのです。

「自衛隊を憲法に明記しても何の影響も出ない」なんて大ウソ、真実っておそろしいですね。

諏訪原健さんのお話で最も印象に残ったのは、選挙で勝たなければ安倍政権を倒すことはできない、という言葉です。

諏訪原さんはいまでもなく、路上の運動をリードしラップ調のコールアンドレスポンスという新しいコールを作り出した SEAIDs の中心メンバーであり、いわば「ストリートのカリスマ」です。そんな諏訪原さんの口から、街頭での市民運動よりも選挙で勝つことが大事だ、という趣旨の言葉が出たので、びっくりしてしまいました。

しかし、お話をよくよく聞いてみると、深く納得しました。

すなわち、安倍政権は国民の声に真摯に耳を傾けず、街頭の声を無視する。それどころか、街頭に立つ市民の声をあざ笑うように、沖縄の海に赤土を流し込む。そんな安倍政権を倒すには、選挙で勝つしかない、ということでした。

誰よりも多く街頭に立って誰よりも大きく声を上げてきた諏訪原さんだからこそ、冬は凍え夏は汗まみれになって見いだした、最前線の現場からのご見識というべきでしょう。そうであれば私たち護憲派も、やみくもに街頭で運動をするのではなく、選挙に勝つための戦略を持って勝てる闘いを展開しなければなりません。

諏訪原さんのさりげない一言は、護憲派にとって重要な課題を投げかけたものだと、私は解釈しました。

みなさんは、どう感じましたか？

最後に、松元ヒロさんの舞台について。

突飛なことを申し上げますが、どうかお許してください。

舞台には、舞台の神様がいます。

厳しい訓練に耐えた特別な人だけが、舞台の神様に微笑みかけてもらうことができます。そして、舞台の神様に微笑みかけられ祝福された人だけが、スポットライトの下で、全然別の存在になることができます。「演ずる」というのはそういうことです。私も昔、緞帳の陰を横切る舞台の神様のドレスの裾を一瞬だけ目にしたことがあるので、そのことを知っています。

ヒロさんのネタ「憲法くん」を演じているとき、ヒロさんはヒロさんではありません。私たちが目にしているのは、ヒロさんではなく、「憲法くん」その人なのです。

日本で生まれ、アメリカの血が少しだけ入っていて、戦後70年間、日本を見守ってきてくれた「憲法くん」。悲しい事件も沢山あったけど、一生懸命未来というものを信じて生きて

きた、この国の戦後史に寄り添ってきた「憲法くん」。「最近、みっともないだとか変えるべきだって言われちゃうんですよ」と寂しそうに呟いているのは、ヒロさんではなく、性は日本国、名前は憲法、の憲法くんなのです。

八王子や山口のお話で笑った後、最後の10分間、「憲法くん」を見ている間中、私は涙が止まりませんでした。憲法くん、戦後日本をずっと見守ってきてくれてありがとう。きみからももらった沢山の幸福に、すごく感謝しているよ。きみのことを守るために、精一杯動いてみるよ。そんな気持ちでした。

いささか情緒的な文章でごめんなさい。

しかし、ヒロさんの舞台から私たちは、理屈だけではなく人の気持ちに働きかければ思いが伝わる、そういうことを学ぶことが出来たのではないのでしょうか。

以上、潜入レポートでした。

渋谷共同法律事務所の改憲阻止の取組

渋谷共同法律事務所 清永 太郎

私たち渋谷共同法律事務所も憲法改悪を阻止するために、この一年間事務所独自に、また地域の民主団体と共に様々な活動を行ってきました。

1 3000万署名の取組

「目標1000筆」を掲げ、月いちの駅頭宣伝や相談室への署名用紙の設置、事務所ニュースへの同封など様々に取り組み、現在署名数は目標の1000筆を超え、まもなく1200筆に達します。

(1) 月1回の定例駅頭宣伝

所員が多く集まれるようにと、毎月1回、事務所会議の前の朝の30分間、渋谷駅頭で宣伝行動と署名集めを行っています(10年以上続けている取り組みです)。この間、渋谷駅周辺の再開発工事に伴って宣伝スペースがかなり狭くなるなど影響はありましたが、「安倍9条改憲 NO」の横断幕を掲げ、道行く人には十分アピール出来ているのではないかと思います。夏の暑い日も冬の寒い日も、毎月1回、休まずに宣伝行動を行いました。

(2) 「返信用封筒」同封の効果大

他の事務所の方々の「返信用封筒を入れるとかなり効果がある」という報告を聞き、それじゃあうちもということで、年2回発行・発送している事務所ニュースに「返信用封筒」を同封しました。送料をこちらが負担する受取人払いにしたことも影響したのだと思いま

すが、2回の発送で800筆以上が集まりました。

(3) 「1人用署名用紙」の作成と「署名用ポスト」の設置

3000万署名の署名用紙は5人分の署名欄がありますが、他の人に個人情報を見られたくない方もいるのではないかという声もあり、1枚につき署名欄を1人分にした署名用紙を独自に作り、各相談室に設置しました。さらに、署名した用紙をすぐに受け取れるように、「専用ポスト」を作り受付に設置しました。まだ数は少ないですがこちらも署名集めに一役買っています。

2 生かそう憲法！今こそ9条を！世田谷の会の取り組み

次に、私たち渋谷共同法律事務所も創設メンバーとして中心的に関わっている、「生かそう憲法！今こそ9条を！世田谷の会」の取り組みを紹介します。

(1) 駅頭宣伝

毎月1回、時には「緊急一斉宣伝」と題して月2回、世田谷地域の各駅頭で定例宣伝行動を行いました。定例宣伝の他にも、1月にはボロ市宣伝、2月には梅まつり宣伝など、旺盛に宣伝行動を行いました。1年間に延べ270人が参加し、集めた署名は960筆、チラシ5600枚を配りました。

(2) 区民集会&ピースパレード

3月、9月、11月には「世田谷区民集会&ピースパレード」を行い、延べ1000人の参加者を集めました。集会には保坂区長も挨拶にかけつけ、安倍9条改憲 NO!の声を世田谷からと訴えられました。

区民集会の会場として使っている世田谷区役所中庭はこれまで無料で使っていたのですが、昨年、「通路がふさがれて通行の妨げになる」との“区民からの苦情”が寄せられたことをきっかけに、突然使用料を徴収することが決まりました。会では、このような妨害に対し、区へ抗議の声を上げるとともに、引き続き改憲阻止の手を緩めることなく運動を続けていくことを確認しました。

(3) 記念講演会の開催

5月の定期総会には望月衣塑子さん（東京新聞社会部記者）を迎え、「生かそう憲法！今こそ9条を！安倍政権の実態と私たちの生きる道」と題して記念講演会を、11月には布施祐仁さん（ジャーナリスト）を迎え、「嘘と隠蔽で9条改憲に突き進む安倍政権と私たちの課題」と題して講演会を行いました。

今後も事務所独自の月いち宣伝を続けるとともに、地域事務所として地域とも連帯し、引

き続き改憲阻止の活動に取り組んでいきたいと思ひます。

足立地域の憲法運動

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

戦争いやだ！足立憲法学習会

2014年7月、「解釈改憲で集团的自衛権が行使できるのか」とか「憲法9条はどうなるの？」など多くの方々の心配や疑問にこたえられる学習会を開こうと、足立区内の10名ほどの有志が呼びかけ人となり、第1回学習会を9月25日に開催することを決めました。7月11日にはその呼びかけにこたえ、思想・信条や党派の違いをこえた人々が集まり準備会が開かれました。そして、8月7日には輪はさらに広がって、およそ40名で「戦争いやだ！足立憲法学習会実行委員会」が発足しました。政党としては足立区議会に議席がある日本共産党・民進党・無党派区議と議席がない新社会党・緑の党・社民党、市民団体、労働組合、医療法人など幅広い団体と個人が参加をしています。

3000万人署名の運動も、「足立憲法学習会」が共闘の要の役割を果たしています。

全日本仏教会の「非戦の決議」によるお寺訪問

2018年4月には足立区内の寺院の訪問活動をしました。真言宗のお寺から署名が届きました。檀家さんに呼びかけられたものを思ひます。

「ご協力のお願ひ」

—安倍9条改憲NO！3000万人署名—

1 お願ひの趣旨

安倍晋三首相が進めています憲法9条改憲に反対をする「3000万人署名」へのご協力をお願いいたします。

2 私たちのおもひ

(1) 『戦争いやだ！足立憲法学習会』実行委員会について

『戦争いやだ！足立憲法学習会』実行委員会は、2014年8月に。再び戦争の悲惨さを繰り返させないために、いま、何かの声をあげなければならないのではないかと、の危惧から足立区の思想・信条や党派の違いをこえた人々が集まり発足をしました。

安倍首相が進めています9条改憲は、9条に自衛隊を書き込むだけにとどまらず、9条2項の「戦力の不保持」を空文化することになると考え、全国で取り組まれている「3000万人署名」に取り組んでいます。

(2) 公益財団法人全日本仏教会の非戦決議について

公益財団法人全日本仏教会は2015（平成27）年11月6日に「『「戦後70年目の年にあたって」—非戦決議—』を出されました。この非戦決議で「戦時中、教団や僧侶の中には非戦をつらぬいた者もありましたが、多くは戦時体制に呑み込まれ、追従し、人類としてもっとも愚かな行為である戦争に加担・協力してきました。仏陀の教えに照らして、こうした過去に慚愧とともに真摯に向きあい、犠牲になられたお一人お一人の願いを受けとめて、二度と戦争をしない、させないという思いを強く、新たにします。平和とは、ただ戦争がないということにとどまるものではありません。すべての「いのち」の尊厳がまもられ、基本的人権が尊重され、言論・思想信仰の自由が大切にされている社会であることが肝要であります。私ども公益財団法人 全日本仏教会は、財団創立以来一貫して仏陀の「和」の精神を基調に仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的としてまいりました。戦後70年目のこの年にあたり、いまだ世界の各地で紛争が絶えない今日、本会は、あらためて加盟団体挙げてこの理念に立ち、真の平和を希求して非戦の誓いを決議するものであります。」とされています。私どもは「真の平和を希求して非戦の誓い」とされたことに心から敬意を表させていただきます。

（3）非戦決議と3000万人署名は共通の思い

非戦決議と3000万人署名は「真の平和を希求」する思いは共通しています。3000万人署名へのご協力をよろしくお願いをいたします。

1 お願いの趣旨

安倍晋三首相が進めています憲法9条改憲に反対をする「3000万人署名」へのご協力をお願いいたします。

2 私たちのおもい

（1）『「戦争いやだ！足立憲法学習会」実行委員会』について

『「戦争いやだ！足立憲法学習会」実行委員会』は、2014年8月に。再び戦争の悲惨さを繰り返させないために、いま、何かの声をあげなければならないのではないかとの危惧から足立区の思想・信条や党派の違いをこえた人々が集まり発足をしました。

安倍首相が進めています9条改憲は、9条に自衛隊を書き込むだけにとどまらず、9条2項の「戦力の不保持」を空文化することになると考え、全国で取り組まれている「3000万人署名」に取り組んでいます。

（2）公益財団法人全日本仏教会の非戦決議について

公益財団法人全日本仏教会は2015（平成27）年11月6日に「『「戦後70年目の年にあたって」—非戦決議—』を出されました。この非戦決議で「戦時中、教団や僧侶の中には非戦をつらぬいた者もありましたが、多くは戦時体制に呑み込まれ、追従し、人類としてもっとも愚かな行為である戦争に加担・協力してきました。仏陀の教えに照らして、こうした過去に慚愧とともに真摯に向きあい、犠牲になられたお一人お一人の願いを受けとめて、二度と戦争をしない、させないという思いを強く、新たにします。平和とは、ただ戦争がないということにとどまるものではありません。すべての「いのち」の尊厳がまもられ、基本的人権が尊重され、言論・思想信仰の自由が大切にされている社会であることが肝要であります。私ども公益財団法人 全日本仏教会は、財団創立以来一貫して仏陀の「和」の精神を基調に仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的としてまいりました。戦後70年目のこの年にあたり、いまだ世界の各地で紛争が絶えない今日、本会は、あらためて加盟団体挙げてこの理念に立ち、真の平和を希求して非戦の誓いを決議するものであります。」とされています。私どもは「真の平和を希求して非戦の誓い」とされたことに心から敬意を表させていただきます。

あります。平和とは、ただ戦争がないということにとどまるものではありません。すべての「いのち」の尊厳がまもられ、基本的人権が尊重され、言論・思想信仰の自由が大切にされている社会であることが肝要であります。私ども公益財団法人 全日本仏教会は、財団創立以来一貫して仏陀の「和」の精神を基調に仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的としてまいりました。戦後70年目のこの年にあたり、いまだ世界の各地で紛争が絶えない今日、本会は、あらためて加盟団体挙げてこの理念に立ち、真の平和を希求して非戦の誓いを決議するものであります。」とされています。私どもは「真の平和を希求して非戦の誓い」とされたことに心から敬意を表させていただきます。

(3) 非戦決議と3000万人署名は共通の思い

非戦決議と3000万人署名は「真の平和を希求」する思いは共通しています。3000万人署名へのご協力をよろしくお願いをいたします。

大規模な区民集会・デモと区民学習会を開催

2018年5月19日には、菅元首相、田村智子参議院議員などの参加を得て、足立区千住で区民集会と北千住駅前までのデモと行いました。

2018年11月8日には、山口二郎さん（市民連合共同代表、法政大学教授）による学習決起集会をおこないました（足立区役所庁舎ホール）。

安倍暴走政治への市民の怒りを実感しました

2018年12月17日に北千住駅西口で3000万署名の宣伝活動を行いました。午後5時から午後6時で、9人の活動で36筆が集まりました。今までにない反応のよさを実感しました。

- ①署名の前に行列ができました。②東京理科大学の学生（物理学専攻）が署名
- ③イラン人中学生がカタカナで署名。④中国人が署名。⑤大学生が署名
- ⑥高齢の方が「はじめて憲法をきちんと読んだ」と署名。
- ⑦「安倍は辞めて貰いたい」と署名

「戦争いやだ！足立憲法学習会」を軸にした運動を進めます。

ことしは安倍9条改憲を阻止する最大の山場です。運動の共同を再構築して運動をすすめます。

三多摩法律事務所の憲法運動の取り組み

三多摩法律事務所 川口 周地

三多摩法律事務所では、地域の方たちと力を合わせて、さまざまな場面で憲法改悪に反対する運動に取り組んでいる。

昨年一年間に取り組んだ主な運動については、以下のとおりである。

1 「9条改憲に反対する弁護士会多摩支部有志の会」の取り組み

事務所の弁護士が中心となって呼びかけ、「9条改憲に反対する弁護士会多摩支部有志の会」が結成された。昨年6月に一橋大学大学院の阪口正二郎教授を講師に招いて、「9条改憲のアブナイ罠」と題した集会を開催し、約80名が参加した。また、立川駅北口での駅頭宣伝にも取り組んだ。

2 安倍9条改憲NO! 3000万人署名運動の取り組み

① 3000万署名達成のため、事務所としても積極的に署名活動に取り組んでいる。昨年は依頼者や相談者に対し、署名お願いの手紙を2回発送するなどして、約3300筆の署名を集約した。

② 昨年1月に3000万人署名運動を地域において盛り上げ推進するため、事務所と諸団体により「安倍9条改憲NO! 三多摩市民アクション」を立ち上げ、2月と7月に活動交流集会を2回開催した。三多摩地域で取り組まれている署名運動の情報や経験を収集し、それらをメールニュースとして各地の市民や団体に配信する活動を継続的に続け、現在31号まで発行されている。

③ 立川市内の市民や団体で構成されている「平和憲法を守りいかす立川連絡会」では、ほぼ毎月9日には、立川駅での駅頭宣伝行動に取り組み、事務所からは毎回所員が参加をした。昨年11月には「9条改憲阻止・オスプレイ反対立川大行動」が取り組まれ、緑町公園での集会と立川駅北口でのパレードが取り組まれ、約200名が参加した。12月23日には、クリスマス宣伝と銘打ち立川の昭和記念公園の門前において、大宣伝行動が行われた。

3 三多摩憲法のつどい・三多摩憲法ネットワークの取り組み

① 事務所所員を中心とした三多摩憲法のつどい実行委員会では、毎年5月頃に「三多摩憲法のつどい」を開催している。昨年は、元陸上自衛隊レンジャー隊員の井筒高雄を講師に招き「元自衛官が語る、安倍9条『壊憲』のワナ」と題して開催し、約120名を参加者があり、たいへん好評であった。

② 地域の憲法運動の取り組みを交流している「三多摩憲法ネットワーク」では、ファックスニュースの発行やホームページ運営等の取り組みは、各地域の9条の会などのさまざまな

憲法運動の状況を伝える重要な役割を果たしている。

4 広がりを見せる憲法運動

その他にも、所員が参加する「三多摩平和交流会」や「平和をめざす戦争展in立川」では、地域の市民や若者に平和を訴える取り組みがされている。毎年開催される「横田基地もいらない！市民集会」には実行委員会に幹事を送り、集会に所員が参加している。

学習会の要請も非常に多く、憲法関連の学習会は昨年一年間で55件にのぼった。所員は、事務所内の憲法問題プロジェクトチームを中心に資料や講師のノウハウを共有し、地域の要請に応えるべく努めている。

事務所の憲法運動はより一層の広がりを見せている。これからも地域の憲法運動の担い手として、所員が一丸となって奮闘していくことが求められている。

まちだ・さがみ総合法律事務所 の憲法への取り組み

まちだ・さがみ総合法律事務所 小峰 将太郎

2019年に入り、いよいよ安倍政権が改憲へと向けて本格的に動き出しております。安倍改憲を阻止するために3000万人署名を集める活動に取り組んでいかななくてはなりません。我が事務所でも以下のような取り組みを昨年行いました。

まず、地域の人たちに憲法を知ってもらう、安倍改憲の恐ろしさを知ってもらうために、憲法カフェ・憲法学習会を開き、工夫を凝らして、わかりやすく憲法のお話しをしました。

例えば、さがみはら緑革新の会（相模原革新懇）の運動に参加し、「民主主義の死に方」（スティーブン・ビレッキー外）という本を教科書に、世界的に増加傾向にある独裁主義政権と安倍政権の類似性について、研究・討論を行いました。

さがみはら市民連合の活動にも参加し、地域の市民運動の横断的な連携と市政への反映を追求し、さらにはその延長線上にある安倍政権へのNOの意思表示に向けた、市民の意思の統合・集約を図る努力をしました。

また、町田新婦人の会の学習会においては、自由法曹団のリーフレットを利用する、明日の自由を守る若手弁護士の会の紙芝居を利用するなど、憲法問題を文章や口頭だけでなく、可視化して、わかりやすく伝えることを意識しました。

上記のことなど、精力的に憲法カフェ・憲法学習会を行い、そこに集まった人たちに改憲阻止の署名を求めました。参加してくれた人たちはすでに署名をしてくれていた人たちもいましたが、まだ署名をしていない方も一定数いたので、署名を増やすことにつながりました。

それ以外でも、多摩地域にある弁護士事務所、多摩支部会員の方の有志を募って、「9条改憲に反対する弁護士会多摩支部有志の会」を発足し、立川駅などで署名集め、ビラ配り、街頭宣伝を行いました。ビラの受け取ってくれる人は一定数いたのですが、署名をしてくれる方や街頭宣伝を聞いてくれる人は決して大人数とは言えないものでした。しかしながら、署名をしてくれる人たちの中には「9条の改憲は絶対させてはいけないと思う。頑張ってください！」と声を掛けてくれる人もおり、我々も勇気づけられました。

その他、新年の事務所ニュースに署名と返信用封筒を同封し、署名の協力をお願いしました。また、それとは別に依頼者に改めてお手紙を送ったり、相談室にも署名用紙をおいて相談にきた方にもお願いしたりするなど、ひとりひとり丁寧な活動もしました。

その結果、我が事務所として改憲阻止の署名が966筆集まりました。全体からすれば微力かもしれませんが、確実に地域の人たちに改憲阻止への協力をしていただけております。今年も続けて改憲阻止に向けて3000万人署名の獲得への活動を続けていきたいと思います。

地域事務所の改憲阻止の取組

八王子合同法律事務所 高橋 伸子

1 NO! WAR! 八王子アクション (主催 戦争をさせない八王子市民集会実行委員会)

2015年9月の戦争法強行採決直前から毎月、JR八王子駅北口駅前にて、超党派の議員と市民による集会が続けられています。今年の1月で42回目を迎えました。事務所からは毎回弁士を送り出しています。

2 戦争する国づくり反対！憲法を守り・生かす共同センター八王子

毎月第3金曜日に八王子の主要駅にて3000万人署名促進の宣伝行動を行っています。事務所は、八王子共立診療所とともに京王八王子駅を担当しており、毎回弁士を送り出し、ハンドマイクを持参して参加しています。

3 わかはち (若者～憲法～八王子)

市内の青年労働者、大学生、高校生、中学生とともに、さまざまな課題で学習会や企画をすすめています。大学卒業後にブラック企業に就職して心身疲労で退職し、官邸前デモに参加した時に平和運動に目覚めたという20代の青年が、わかはちの事務局長にな

りましたが、今年の八王子市議会議員選挙に立候補する事になり、現在市内を元気に走り回っています。

4 学習会講師要請

憲法関係の学習会講師要請の回数は、2018年には全体で100回を超えました。全体的には飯田弁護士の八法亭みややっこ、白神弁護士の講演が多かったですが、その他、特に近隣地域の団体からの要請については、他の弁護士に引き受けてもらっています。

5 3000万署名の取組

2018年の新春ニュースで1万超の依頼者・相談者の方に署名を同封して呼びかけました。事務所としては現在約1600筆に到達しています。相談室に署名を置いて、打ち合わせ時に呼びかけをしています。

台東協同法律事務所の憲法運動の取組み

台東協同法律事務所 金 竜介

台東区では、台東九条の会、台東総がかり行動、東京大空襲資料展、憲法下町のつどいなどの平和運動の取組みがあり、台東協同法律事務所も地域の人たちといっしょに活動をしている。

1 台東総がかりスタンディング

強引に憲法改悪を推し進めようとする安倍政権、議員発議をもくろむ自民党は、「憲法審査会に参加しない野党は、議員の職場放棄だ！」などとの的外れな恫喝まで始めている。国民は改憲を望んではいない！国民の望まぬ改憲論議をなぜ議員が先導するのか？との思いで、毎月、浅草、上野公園下、吾妻橋などで3000万人署名などに取り組んでいるのが台東総がかりスタンディングである。毎回10名以上が参加し、これまで多くの署名を集めてきた。観光客も多い地域とする署名活動への関心は決して低いものではなく、安倍首相の暴走を批判しながら署名してくれる人もいる。

昨年末国会での発議は押しとどめたが、今後も改憲発議の危険は残っていることを皆が意識しており、そんなことは絶対に許さないとの思いで街頭宣伝をしている。

2 声を上げよう！憲法下町のつどい

毎年春に開催している「声を上げよう！憲法下町のつどい」は17回目となった。今回は、「とめよう 改憲発議」とのテーマで、神奈川新聞記者の田崎基さんによる講演「岐

路の憲法～安倍改憲の表層と深層」が行われた。100名を超える参加者からは「日本会議の正体をはっきりと理解できた」「社会の中で人々が考え、話すことの大事さを痛感しました」「憲法の条文を知るだけではなく憲法を暮らしに生かそう！」という感想が寄せられた。

小規模な学習会や街頭宣伝を重ねることとともに年1回の憲法集会を成功させることは重要な取り組みであると思う。

3 東京大空襲資料展

今から74年前の3月10日、下町・浅草地域を中心に、東京が火の海に包まれた。「東京大空襲」と呼ばれるこの空襲で、実に100万人を超える人々が罹災し、その正確な数字はいまだ明らかになっていない。ふたたび、この惨禍を繰り返さないために、台東区の後援を受けて「東京大空襲資料展」が毎年3月に浅草公会堂で開催されている。

この資料展は、戦争の被害を後世に伝えるという点で大きな役割を担っている。

4 平和を守るためにはまず地域の運動から

2019年度の防衛費予算は3年連続の増額で過去最高となる4兆9801億円となった。多くの武器をアメリカから購入することで安倍首相は誰を喜ばせたいのであろうか。

安倍自民党政権は、改憲発議に強い意欲を見せてきたが、前国会までに実現することはできなかった。本年1月の通常国会でも状況は大きく変わらない見通しで改憲発議は極めて困難な情勢だとも報道されている。しかし、数では3分2を超える国会の改憲勢力に強行させなかったのは、全国で粘り強く続けてきた市民運動の成果であろう。少しでも油断するとたちまち事態は悪化してしまう。

平和を守るためにはまず地域の運動からとの思いで地域運動に取り組んでいる。

◇教育

東京都立学校「日の君」強制・再雇用拒否事件「第2次」訴訟最高裁逆転不当判決の件

北千住法律事務所 柿沼 真利

1 本件事案の概要とその背景

皆さんもご存じであろう、東京都立学校における、国旗「日の丸」、国歌「君が代」（以下、「日の君」）の強制の問題について、昨年7月19日、最高裁で、重大な「逆転不当判決」が出された。そこで、その件について報告する。

本件は、2007年3月、08年3月、09年3月にそれぞれ定年退職を迎えた東京都立学校の教師であった方々が、都立学校の定年退職後の雇用制度である「再雇用職員」、「非常勤教員」への採用を希望したところ、過去に、入学式・卒業式での「君が代」斉唱時に職務命令に違反して「起立しなかったこと（不起立）」があったこと「のみ」を理由に、それが「重大な非違行為」であるとして、一律にその採用を拒否されたので、その違憲性・違法性を主張し、東京都に対し、損害賠償請求を行ったものである。

この「日の君」強制の背景には、2003年10月に東京都教育委員会が出した、いわゆる「10.23 通達」が存在するが、同通達は、要するに、生徒らに「日の君」を尊重させるようにするために、教師らは入学式などの式典で「日の丸」に向かって起立して「君が代」を斉唱しろ、そして、従わなければ処分する、というものである。

そして、この10.23通達発出後、各都立学校の入学式などの際、各校の校長が、式典に列席する教師に対し、国歌「君が代」斉唱時に壇上正面に掲揚された国旗「日の丸」に向かって起立し斉唱することを「職務命令」として命じた。

しかし、その命令を受けた教師らの中には、自身の世界観、歴史観、教師としての価値観などからして、学校教育の場での、この「日の君」への敬意の表明の一律的な強制に承服することができず、不起立に至ってしまった人たちがいたのである。

これに対し、都教委は、不起立に至った教師らに対し、その不起立が職務命令違反の重大な非違行為に当たるとして、一律に懲戒処分を行い、さらに、その後に定年退職を迎えた職員について、その退職後の再雇用職員等への採用希望に対し一律に不合格とし、採用を拒否し、教育現場から排除したのである。

本件は、その再雇用を拒否された教師らが、都を相手に損害賠償請求訴訟を起こしたものである。

2 「日の君」強制訴訟の概要

この都立学校における「10.23 通達」に由来する「日の君」強制問題については、今まで多くの訴訟が提起され、最高裁のものも含めて多くの裁判例を出してきた。そこで、これら訴訟の類型などについて、簡単に説明する。

(1) 訴訟の類型

まず、大雑把な類型として、①「予防訴訟」、②「処分取消訴訟」、③「再雇用拒否訴訟」の3つがある。

①「予防訴訟」は、10.23 通達及びそれに基づく各教師に対する起立斉唱の職務命令それ自体が違憲・違法なものであることを主張し、教師らが予めその職務命令に従う義務が無いことを確認する内容の訴訟である。

②「処分取消訴訟」は、不起立に至った教師らに対して都教委が行った懲戒処分について、その違憲・違法を主張し、その取消しを求める訴訟である。

③「再雇用拒否訴訟」は、不起立に至った教師らが、その後、定年を迎え、都立学校の定年退職後の職員採用制度である「再雇用職員」、「非常勤教員」等への採用を希望したが、これに対し、不起立のみを理由として、一律に不合格とし、その採用を拒否したことから、その違憲・違法を主張し、損害賠償などを求めた訴訟である。

本件は、③の「再雇用拒否訴訟」の類型であり、集団訴訟としては「第2次」訴訟である。

(2) 訴訟における主な争点

上記訴訟においては、複数の法的な争点が問題になっている。主なものは、以下の通りである（なお、厳密には、その他にも争点は存在するが、ここでは割愛させていただく。）。

まず、10.23 通達及び職務命令が、「日の君」に対する敬意の表明という個人の内心に関わることを強制するものである点で、憲法 19 条が保障する個人の「思想良心の自由」の侵害となるという争点。

次に、10.23 通達及び職務命令は、学校教育の現場における教師の教育に対し、その内容を詳細に定めて、画一的に強制するものであり、教師らの「教育の自由」（憲法 23 条、26 条）の侵害になるという争点。

上記の「教育の自由」と関連し、10.23 通達及び職務命令が、教育基本法 16 条（旧基本法では 10 条）に定める、教育に対する「不当な支配」に該当し、違法となるという争点。

そして、最後に、上記訴訟類型中②と③で問題となる、不起立を理由とした、「懲戒処分」、「再雇用拒否」が、都教委の裁量権を逸脱・濫用するものであり、違法となるという争点。

(3) 判決の概要

上記の訴訟においては、①～③のいずれの類型についても、すでに最高裁での判決が出されている。

まず、①予防訴訟では、第1審の東京地裁 H180921 判決にて、「原告ら教職員は、思想・良心の自由にに基づき、入学式、卒業式等の式典において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することを拒否する自由、ピアノ伴奏をすることを拒否する自由を有しているところ、違法な本件通達に基づく各校長の職務命令に基づき、上記行為を行う義務を負うことはないものと解する」との画期的な勝訴判決を得ることができたが、その後、控訴審東京高裁 H230128 判決にて逆転全面敗訴となり、さらに、最高裁 H240209 判決にてその敗訴判決が確定してしまっている。

次に、②処分取消訴訟では、第1次の集団訴訟で、第1審東京地裁 H210326 判決にて全面敗訴してしまっただが、控訴審東京高裁 H230310 判決にて、懲戒処分は最も軽い処分である戒告処分をも含めて裁量権を逸脱・濫用する違法なものとして、逆転全面勝訴した。しかし、その後、最高裁 H240116 判決では、戒告処分については違法とはいえないが、それ以上に重い減給処分以上は、原則として違法とされる一部勝訴言い渡され、確定した。その後、後発の処分取消訴訟では、この最高裁判例を踏襲した判決が出され続けている。

そして、③再雇用拒否訴訟では、第1次の集団訴訟で、第1審の東京地裁 H200207 判決にて裁量権逸脱濫用により違法として勝訴したが、その後、東京高裁 H220128 判決で逆転全面敗訴となり、その後、最高裁 H230606 判決でその敗訴判決が確定した。

3 先行同種案件訴訟での全面敗訴判決の確定

(1) 本件は、前述③の類型である再雇用拒否訴訟の、「第2次」訴訟であり、前述の第1次訴訟の後、2009（H21）年9月に訴訟が提起された。原告は当初25名であった。

しかし、本件提訴後第1審の係属中に、本件の弁護活動に大きな「壁」が立ち上がった。

前述した再雇用拒否の第1次訴訟では、2008（H20）年2月に第1審での原告勝訴の判決が出ており、本件提訴時点で本件は「勝ち筋」ともいえる事案であった。しかし、本件提訴後の2010（H22）年1月に控訴審で逆転全面敗訴判決が出され、さらにその翌年には最高裁で原告教師側の上告が棄却されてしまった。

すなわち、本件では、先行する同種案件（第1次訴訟）について、最高裁まで手続きが進んだ上で、原告教師側の全面敗訴の内容の判決が確定してしまっただのである。

これにより、本件弁護団は苦境に立たされてしまった。このままでは、本件もその先行同種案件訴訟での全面敗訴の確定判決の「コピー判決」で終わらせられてしまうことが予想されたのである。実際、第1審時の裁判官は、原告らに対し、対応が非常に事務的・機械的で「冷淡」ともいえるものであり、原告側が申請した研究者の尋問について、途中まで、意見書の提出のみで事足り、わざわざ法廷での尋問などは不要である、とい

うスタンスを取り続けていた。

そこで、弁護団は多様な観点から主張を立て、その状況を乗り越えようとした。

まず、本件は、そもそも、都教委側が積極的な意図を持って、「10.23 通達→職務命令→懲戒処分→再雇用拒否」という一連の仕組みを作り出し、これによって、日の君強制に服従できない教師達をあぶり出し、その教師達を教育現場から排除してしまおうとしたものであるという実態を明らかにした。

また、前述した先行訴訟の敗訴判決の内容を分析し、これを乗り越えるための法理論として、公務員の定年退職後の雇用制度に関する近時の法政策等のあり方（年金支給年齢の引き上げと関連での「原則採用」という政策の流れ）、これに沿った新たな裁判例の存在（福岡高裁 H250927 判決、東京高裁 H261030 判決など）、さらには、早稲田大学の岡田正則教授に意見書を作成していただき、さらに、法廷での証言により、行政機関の裁量権行使の適法性判断に関する近時の最高裁判例の傾向（形式的判断に止まらない、具体的で緻密な総合考慮）を示した。

4 第1審・控訴審での画期的な勝訴

そして、第1審及び控訴審は弁護団の主張を採用し、先行訴訟の全面敗訴判決確定の状況を乗り越えて、都による「不起立のみ」を理由とした本件採用拒否は、その裁量権を逸脱・濫用する違法なものであり、原告らに対し、一人当たり、再雇用職員に採用された場合に1年間分の給与に相当する金額の賠償を行うことを、都に命じる、原告一部勝訴の判決を言い渡したのである。

この第1審及び控訴審の判決では、

- ①教師らに「君が代」斉唱時に起立を命じるのは、その教師らの世界観、人生観などに関わるものであり、「思想良心の自由」に対する間接的制約になり得るものであり、これに対する不利益は慎重に行わなければならないこと、
 - ②都立学校における教師の定年退職後の再雇用職員制度などは、教師らの定年退職後の収入の確保などの趣旨がありこれに対する教師らの期待は法律上保護されるものであり、東京都の採用選考に関する裁量権も一定程度制限を受けること、
 - ③教師らに「君が代」斉唱時の起立を命じる職務命令の根拠として都側が主張している学習指導要領のいわゆる「国旗国歌指導条項」については、学習指導要領の全体的な概要を見た上で、同要領中の同条項の位置付けについて、「他の特別行事の実施や配慮すべき事項の内容と対比して特段区別した位置付けが与えられているとまでは認められない」とし、このことをのみを採用拒否の理由とはできないこと、
 - ④再雇用制度等は、退職前の地位に密接に関連し、全く新規に採用する場合と同列に考えるべきではなく、懲戒処分を課す場合と別異に考えるべきではないこと、
- などが認められた。

上記の判決では、裁量権の逸脱濫用論の中で、「思想良心の自由」の保障など憲法的価

値観や、教育法的価値観を盛り込んでいる点も見ることができ、よく「練られた」判決であると言える。

5 最高裁での逆転不当判決

しかし、その後、東京都側が上告受理を申立て、最高裁がこれを受理し、2018年7月19日の不当判決の言渡しとなった。

最高裁判決の内容は、「極めて表層的な形式論・抽象論のみを言い切るだけ」のシロモノであった。

控訴審判決の言渡しは2015年12月で、今回の最高裁判決の言渡しまでに、2年7ヶ月もの時間が経過していた。そして、その控訴審判決を全面的に覆したにも関わらず、実質的な判決理由自体は「1頁半」程度の分量しかないものであった。

その内容は、「再任用制度等は、定年等により一旦退職した職員を任期を定めて新たに採用するものである」こと、希望者の原則採用、従前の勤務成績の評価方法について「法令等の定め」がないことを重視し、「基本的に任命権者の裁量に委ねられている」、「裁量権の範囲が、・・・大きく制約されるものであったと解することはできない」と都の裁量権の範囲を著しく広範に認めた上で、原告らの不起立について、「式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらす」、「式典に参列する生徒への影響も伴うことも否定し難い」などと、形式論・抽象論を述べるのである。

この点、裁量権の範囲については、例えば、都自身が2001（H13）年に再雇用職員等の採用について、「雇用と年金の連携」として高齢職員に雇用機会を提供するための「継続雇用」である旨、公的な文書で説明していること、さらに、1999（H11）年の人事院の通達でも、雇用と年金の連携のため「任命権者は、再任用を希望する定年退職者等については、できる限り採用するように努めることが求められる」と明言されていたのであって、原告側は再三この旨を主張し、第1審及び控訴審判決もこれらの点を重視して原告側を勝訴させていたにもかかわらず、最高裁判決は、これらについて、そもそも全く触れることなく、判断してしまったのである。

個人的なことではあるが、最高裁での弁論の際、当職は、最高裁の法廷での原告側主張の要旨の陳述を担当し、上述の東京都自らが、その公的文書の中で本件の再雇用制度について、「雇用と年金の連携」として高齢職員への雇用機会の提供のための継続雇用であると説明しているのに、その都がこの訴訟の中では一転して再雇用職員の採用は定年退職した職員の新たな採用に過ぎないということを主張するのは、都側の自己矛盾であるということを強調したが、そのような点についても最高裁判決は触れなかった。

また、原告らの不起立に対する評価についても、これが原告らの世界観・価値観等の思想良心に起因する行為であり、本件の職務命令も、思想良心の自由に対する間接的制約になるものであることなどを再三主張してきたにもかかわらず、最高裁判決は、これらについても、全く触れないのである。

このように、今回の最高裁判決は、この裁判の中で問題にされてきた重要な箇所について、全く触れることもせず、極めて表層的な形式論・抽象論のみをただ言い切るだけであり、特に、なぜ、第1審及び控訴審の判決を覆さなければならないのかについて、説得的な理由を示そうともしない、人権の砦たる司法の役割を放棄したものとわざわざを得ない。

はねかえししたる足立区立中学校の性教育 への不当介入

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

足立区立中学校での性教育の授業と自民党古賀都議の攻撃

2018年3月に足立区立中学校で「自分の性行動を考える」という公開授業が行われました。この中学校では、性教育を人権教育として位置づけ、3年間の総合学習の時間を使って、生命誕生や多様な性などを指導しています。10代での予期せぬ妊娠を避けてもらい、男女ともに傷つくことがないように、避妊には、コンドームやピルがあることや入手の方法、人工妊娠中絶が可能な期間や費用などをクラス全員に具体的に指導しました。校長先生は「インターネットなどで性の情報があふれる中、高校入学前に性に関する正しい知識を身につけてもらう必要がある」と言っています。足立区教委は、授業は地域の実態に即して行われ、生徒と保護者のニーズにあったものと評価をしています。授業づくりにも関わってきた埼玉大学の田代美江子教授は、「生徒たちが性について抵抗なく、多様な考えを出し合う授業が欠かせない」と話しています。

自民党古賀俊昭都議は七生養護学校事件で教育への不当な介入を行い損害賠償請求訴訟の被告をして損害賠償を命じられた経歴があります。古賀都議は日野市選出であり足立区と全く関係がありません。その古賀都議が2018年3月16日の都議会文教委員会で「足立区立中学校の不適切な性教育の授業」と攻撃をしました。これに呼応するかのように、都教委・宇田指導推進課長は「当該校の授業に課題がある」として、①人権教育の根拠が不明確、②学習指導要領にない性交、避妊、人工妊娠中絶を扱った、③保護者の理解を得てないなどと答弁をしました。

「教育の自由を守る足立区民の会」の活動

足立区民は都議会での事態を受けて、「教育の自由を守る足立区民の会」（黒岩は共同代表の1人）を緊急に立ち上げ、4月26日には「緊急区民のつどい」を行いました。区内の女子生徒のお母さんが「足立区内の中学校のきちんとして性教育をしていることを誇りと思う」

と発言したことが印象にのこりました。「足立区民の会」は、都教委への申入れ、足立区教委の教育長と要請・懇談などの活動を行いました。

都教育委員の意見－「現場の先生は萎縮をせずに」

東京都教育委員会では2018年4月26日に教育庁から報告がされました。教育委員が「現場の先生は萎縮をせずに、積極的になってほしい」（北村委員）など前向きの発言が注目をされます。都教育委員の意見には都民・市民の「現場の先生は萎縮をしないでほしい」との声の反映があります。メディアの報道も、性教育に批判的な姿勢の産経新聞も含めて、冷静な報道です。

古賀都議は都教委を使って足立区の性教育の介入することを狙ったと思われるが、世論と運動で現時点では跳ね返したと思います。

「こころとからだのパネルトーク part1」の成功

「足立区民の会」は「こころとからだのパネルトーク part1」に2018年9月16日に行い、母親など70の方が参加をしました。染矢明日香さん（NPO法人ピルコン理事長）、良香織さん（宇都宮大学教員）、丸岡玲子さん（元足立区小学校教員）が発言をしました。公開授業を行った先生も堂々と出席をして授業の経緯と内容を堂々と発言をしました。私は、まとめの発言で、「七生養護学校事件の闘いの成果が生きている、教育への不当な介入を許さない運動を強めよう」と発言をしました。

今回の性教育の公開授業と「こころとからだのパネルトーク part2」の開催

足立区立中学校で性教育の公開授業が堂々に行われました。

「足立区民の会」は2019年2月17日に「こころとからだのパネルトーク part2」を行い、担当の先生から「足立区の中学校と性教育の実践」をたっぷりと話してもらう予定です。

家庭ではどうしたらいい?
学校ではどうしたらいい?

性のこと どう、教えますか?

「11」からだのパネルトーク②
part 2

足立から、今考えよう!
子どもたちに欠かせない「性」についての学びとは?

アダルトビデオやネットや雑誌など、ゆがんだ性情報があふれる中を生きる子どもや青年たち。大人の心配がつるなかで、足立区の地域の中学校でとりまわっている性教育の実践が、いま、大きな注目を集めています。子どもたちをとりまく「性」をめぐる困難な環境を正面から受けとめ、真剣に向き合ってきたこの授業は、NHKの番組やマスコミ各社の報道でも話題をひるげ、都議会でも子どもたちに欠かせない豊かな性教育の一層の充実が求められるなど、これまで「タブー視」されてきた東京の学校性教育もかわりはじめています。

子どもたちの性被害や望まない妊娠を避けるために、学校の「性教育」はどうあってほしいのか、世界ではどんなふうに性を教えているのか、区民のみならず一緒に学び合ひましょう。

2月17日(日) 午後2時～4時
会場：子ども支援センター「げんき」(西新井駅東口)

- 足立区の中中学生と性教育の実践
お話し 現場の先生から
- 国内外の先進事例から考える性教育のこれから
お話し 水野哲夫さん (「人間と性」教育研究協議会・大学講師)

資料代 500円
《主催》
教育の自由を守る
足立区民の会
(03-3870-0171)

都教委の「性教育の手引き」の改訂作業

都教委は2018年8月に、学校での性教育の進めかたをまとめた「性教育の手引き」を始めました。都教委は性教育への高まる世論に、非公開にしてきた作成委員会を一部公開をしましたが、協議の場は非公開です。私たちは都民に開かれた議論をすすめるために、全面公開を求めています。

教育への不当介入と運動の成果

前川前事務次官の名古屋市立小学校への授業の自民党国会議員と文科省の介入問題など教育への不当な介入が全国的に起きています。他方で、前川さんの問題での名古屋市教委と校長の然として対応、性教育のことでの足立区教委と校長の毅然とした対応は、注目すべきことです。ここには、七生養護学校事件など「教育への不当な介入を許さない」との運動の世論があると思います。

日野市では足立区の性教育の問題についての市民の会をつくっていただいています。足立区民の会は、日野市の市民の会、性教育団体などとの共同学習会など、性教育のあり方と教育へ不当介入は許さないとの2つ課題について、運動をつづけていきます。

「教科書・新宿ネットの取組み」

東京法律事務所 川口 智也

1 教科書・新宿ネットについて

「教科書・新宿ネット」は、子どもの教育と教科書について関心をもつ新宿区民や教職員、弁護士などで構成される市民団体であり、教育・教科書に関する区民の声を区の教育行政に届けることを目的としている。教科書・新宿ネットには、新宿区民や教職員OBに加え、あかしあ法律事務所から2名（大久保佐和子団員及び事務局赤川理恵）、東京法律事務所から3名（長谷川悠美団員、川口智也団員及び事務局富田布由子）が参加している。

2 道徳教科書採択に関する活動

(1) 小学校の道徳教科書採択に関する活動

多くの教員や市民の反対の声が上がる中で道徳が教科化されたことを受け、一昨年、教科書・新宿ネットは、小学校の道徳教科書採択にあたり、新宿区教育指導課に対する申し入れ等を行った。

(2) 新宿区教育指導課課長への申し入れ及び要望書の提出

昨年は中学校の道徳教科書採択が行われた年であった。4月、教科書・新宿ネットでは、道徳の教科化や公表された教科書の内容、検定意見を受けて各出版社が行った修正等の問題点を検討し、5月には、新宿区教育指導課長と面談し、直接申し入れを行った。この際、新宿区教育指導課長及び教育委員宛てに「中学校道徳教科書採択に関する申し入れ」を提出した。この申し入れ書の概要は次のとおりである。

① 道徳の教科化自体の問題点

他の教科とは異なり、科学的・客観的な学問体系のない「道徳」の教科書検定では、恣意的な検定を防止できないという問題がある。教科書検定に合格できるか否かが死活問題である出版社は、検定を通過するために文科省が学習指導要領で定めた「徳目」に依拠して編集せざるを得ず、「徳目」に従った検定意見が出された場合、「徳目」に従った修正を余儀なくされる。

道徳を教科化すること自体、子どもに対する特定の価値観の押しつけであり、多様な考え方や価値観を受け入れる土壌が失われかねない。また子どもの考え方が、時の政府が定める「徳目」に誘導される危険があり、個人の尊重や思想良心の自由が侵害されるおそれがある。

② 日本教科書株式会社の道徳教科書の問題

検定を合格した教科書の中に、日本教科書(株)が出版する教科書があるが、同社の代表はいわゆる「ヘイト本」を多数出版する普遊社の代表取締役会長であり、かつ、日本教科書(株)の所在地は普遊社の所在地と同一と報道されている。差別的な内容のヘイト本の出版社と深いかわりをもつ日本教科書(株)が子どもの教科書を出版すること自体

ふさわしいものではない。また同社が出版する教科書は、検定意見の数が他社と比較して突出して多く、その意見も字句の間違い多くあるなど、完成度が低いことが指摘されている。同社の教科書が採択されることがあってはならない。

③ 申入事項

- i 道徳の教科化は、思想良心の自由を侵害するおそれがあることを踏まえ、教科書の採択に際して、各教科書の内容を精査し、子どもに対する画一的な考え方を押しつける道徳教育が行われぬよう配慮を尽くして審議すること。特に、日本教科書株式会社の教科書を採択しないこと。
- ii 教科書採択の審議をするにあたり、区民の声が的確に反映される仕組み作りを進めること。
- iii 子どもたちの状況を一番よくつかんでいる教職員の意見を踏まえて、これを反映した教科書採択を行うこと。
- iv 区民の教科書閲覧の機会を十分に保障するため、前回採択時より閲覧日時を増やし、会場数を増やすこと。同時に、教科書の閲覧について、各小中学校を通じて事前に保護者にも知らせること。
- v 次回の教科書採択から、各教科の見本本を全校に配布するよう、文科省に要求すること。

また、新宿区教育指導課との面談では、昨年の申入れ事項（教科書展示、閲覧日時・会場、閲覧意見の回収方法等に関する改善要望）の改善状況を確認するとともに、改めて下記の要望を申し入れた。

- ①区内の図書館や区役所のロビー受付において教科書の閲覧をできるようにすること
- ②閲覧日時や会場を増やすこと
- ③保護者に閲覧日時や会場について学校からの配布物で告知すること

(3) 閲覧意見の提出

6月、新宿ネットの各メンバーや東京法律事務所・あかしあ法律事務所の有志で、教科書の展示会に参加し、道徳教科書候補である見本本を閲覧して、意見を提出した。

(4) 教科書採択の傍聴

7月18日、教育委員会が開催する会議で、中学校道徳教科書の「絞り込み」（採択する教科書の事実上の決定）が行われ、新宿ネットのメンバーが傍聴した。会議では、一部の委員から教科書が誘導的な内容になっていることへの懸念が示されていた。

この会議において、新宿区内の中学校で使用する道徳教科書が、日本文教出版の教科書に絞り込まれた（その後開催された教育委員会の会議にて正式に採択された）。

なお、この会議では、各教科書について中学校教員等がつけた評価が公開されるが、前述した日本教科書株式会社の教科書は、全8社の教科書の中で最も低い評価であった。

3 今後の教科書・新宿ネットの活動

教科書・新宿ネットは、教育指導課への申入れを継続するとともに、今後の新たな活動

として、教育委員への要請や意見書の提出、学習会の開催等を検討している。

大田区における道徳教科化にむけた 取り組みについて

東京南部法律事務所 長尾 詩子

第1 はじめに

2015年8月、大田区では、区民の力で、歴史・公民の育鵬社教科書を採択させました。この成果を踏まえて、2017年8月には、小学校の道徳の教育出版の教科書を採択せず、2018年8月には中学校の道徳の日本教科書の教科書をませんでした。

この間の教科書問題については、「公正な教科書採択を求める大田区民の会」（以下、「区民の会」。2001年に「つくる会」教科書採択の動きを受けて結成。元教員や教育、歴史に関わる研究者等が中心となる個人加入の団体）、「大田子どもの教育連絡会」（以下、「子ども連」。2014年10月に再開。新婦人や都教組、東京南部法律事務所が事務局としてまわしている民主的団体中心の団体）が中心になって取り組んできました。

大田区におけるこれらの団体の取り組みについて、報告をします。

第2 大田区内における取組

1 運動のスケジュール

これまでの運動の蓄積で、8月上旬の教科書採択から逆算して、その年の運動のスケジュールを作るようになりました。

それは、

①その年に教科書採択があることを市民の中に広げていく。

↓

②教科書見本本が出てきたら、手分けして読んで、問題点を分析する。

↓

③6月の教科書展示中に学習会をして、具体的に教科書の記載を紹介しながら、市民意見を書くことについてアドバイスする学習会をする。

↓

④区内で教科書カフェなどを数多く開き、できるだけ多くの市民に教科書展示に行って意見を書いてもらう

↓

⑤教科書展示後は、教育委員会に手紙を書いたり、各地で教科書採択で見た教科書の問題点についてスタンディングをする。

↓

⑥教育委員会の傍聴を行う。教育委員会開催日の前には、会場近辺でスタンディングをする。

2018年もこれに沿った運動を行いました。

2 キックオフとなった6・10「中学校道徳教科書を考えるつどい」

キックオフは、教科書展示中に行った2018年6月10日の「中学校道徳教科書を考えるつどい」でした。

上記2団体以外の団体、個人にも参加していただく実行委員会形式での開催でした。内容としては、子どもと教科書全国ネット21の朝倉泰子先生のお話でした。具体的に教科書の記載を紹介しながら、その解説をしていくという形での学習会でした。

8社、3学年の合計24冊すべての教科書を網羅することは到底できませんでしたが、それでも多数の教科書の記載を紹介していただきました。具体的な記載を紹介していただくことで、展示会で、多くの方が、「●●教科書の●●という記載について、私は●●●と考えると、より具体的に、より適切な意見が書けるようにすることが目的でした。

個人的にも、教科書を読んで、そのあまりの酷さに驚きました。

ジェンダーの観点から問題のある『たすきとポンポン』、『ライフ・ロール』、長時間労働や過労死を助長すると思えない『いきいきかがやいて』、『雨の日のレストラン』、ルールを紹介するという『二通の手紙』は、普通に憲法カフェなどで紹介しても、「そんなことが教科書に書いてあるなんて!!!」とびっくりする人が多いです。

こういった教科書を読むと、道徳を教科書化して教科書で教えること自体がおかしいと改めて思うのです。

3 展示会への参加

この6・10つどいを踏まえて、区内では、教科書展示会に行く取り組みを行いました。

私の個人的感触ですが、道徳教科書は、社会科ほど「事実」が問題にならないこともあり、一見わかりにくく、なかなか拵げるのが難しかったです。

しかし、そのなかでも、まさに小学生や中学生をもつ親世代は、実際の教科書をみると、強い危機感をもち、SNS等でもさかんに投稿していました。

それでも、区民意見は469通あがったそうです。

第3 教育委員会での議論

8月3日、大田区では、日本文教出版に決まりました。

当日は、委員会室からあふれるほどの市民が傍聴に駆けつけてくれました。

今回の審議では、2015年の時と比べても、2017年の時と比べても、教育委員一人一人が、自分の言葉で、意見を述べていたことが印象的でした。

例えば、「決まりやルールについて抽象的に考えさせて守らなければならないとするのは疑問がある。例えば、ブラック企業にもブラック企業なりのルールがあるが、上位の労働基準法に違反しているから、そのルールは守らなくてもいいということになる。具体的な場面では企業内のルールは守らなくてもいいということになる。それをきちんと教えないと、まじめな子ほど過労死をする。そういう意味で設問がよりよいものを選ぼうと思った。」といった委員がいました。

また、他の委員には「光村は、1票の力という池上彰さんの話しを掲載していて、選挙は税金を使う人を選ぶことだと説明している。社会参加の意識を養うと思った。そもそも道徳的なものは社会や家庭、人との関わりから学ぶものだと思う。」と発言していました。

傍聴席にむかって丁寧に説明しようとする姿勢が印象的でした。

また、これまで大田区教育委員会では出版社名は匿名だったのですが、2018年の教育委員会では匿名が外れ出版社名が出ていました。これも一つの成果だと思います。

第4 教科書採択運動の今後

安倍首相がいつまで首相でいるのか不明ですが、それでも「安倍教育改革」と言われるような教育改革の流れは、残念ながら当面は続くでしょう。

毎年のように続く教科書採択に対して、毎年同じ構え又はより大きな構えで取り組むことは、本当に地域にとって大変なことと思います。

地域によっては子育て世代の活動家が少なくても最も関心があるはずの子育て世代へのアプローチが難しいところもあるかと思っています。

そのような中で、自由法曹団員が地域に根付いて、知恵を出しながら、地域のみなさんと一緒に活動していくことは大きな力になると思います。

「教育」によって、ただ言われたことを聞くだけで批判することもない、戦争に反対しない子どもを作るなんてとんでもないことです。今を生きる大人の責任として、今を生きる法律家として、共にがんばりましょう。

道徳教科化・教科書採択問題に対する取組み

東京東部法律事務所 鹿島 裕輔

1 中学校道徳教科書採択

2017（平成29）年は、小学校で使用される「特別の教科 道徳」の教科書採択が行われ、2018（平成30）年4月から小学校では「特別の教科 道徳」の授業が始まりました。

2018（平成30）年は、2019（平成31）年4月から中学校で使用される「特別の教科 道徳」の教科書採択が行われる年であったため、私は教科書採択問題に関して、以下の取組み・活動をしました。

2 教科書展示会への参加

私は、墨田区、江東区、江戸川区、葛飾区、大田区で行われた教科書展示会（ひきふね図書館、江東区教育センター、江戸川区中央図書館、葛飾区中央図書館、大田区役所）へ足を運び、各出版社（8社）の教科書を閲覧した上で、意見用紙に感想・意見を書きました。

展示会の様子は各会場で様々です。図書館の中のかかなり奥まった一般の人は気づかないような場所に会場が設置されていた（葛飾区中央図書館）、会場には特別に机やイスは用意されておらず、フロア内の閲覧スペースにある机とイスを探して、そこで意見用紙を記入するほかなかった（江戸川区中央図書館）、意見用紙はA5サイズあり、用紙自体が小さく、意見を記入する欄も少なく、意見用紙には氏名を記入する欄があった（江東区教育センター）などの問題点が見受けられました。

3 教育委員会の傍聴

私は、墨田区と江東区の教科書採択に関する教育委員会の議事を傍聴しました。

(1) 墨田区

墨田区は、傍聴定員が40名と比較的多くなっており、傍聴希望者が全員傍聴できる状態でした。仮に傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、隣の部屋でモニターによる傍聴が可能となっていました。モニターのある部屋には机とイスが備えられており、40名を超える人がモニターによる傍聴が可能でした。会議室での傍聴か、モニターによる傍聴かを選べるようにもなっていました。委員会室内の傍聴席はイスだけでなく、机も用意されており、メモが取りやすい環境になっていました。

議事の進行は、各委員が良いと思う出版社2社の順位をつけて挙げていき、各委員から挙げられた教科書を中心に議論・検討し、採択教科書を決めるという方法で行われました。

比較的、各委員が自由に意見を言っているという印象がありました。

結果、墨田区では東京書籍の教科書が採択されました。

(2) 江東区

江東区は、傍聴定員が20名であり、傍聴希望者が定員（20名）を超えた場合は抽選となります。今回、傍聴希望者は37名だったので、抽選が行われました。抽選で外れた人は傍聴することもできず、墨田区と異なり、別室にモニターも設置されていませんので、その時点で帰宅することになります。

議事の進行は、各委員がそれぞれ自分の気になったことを意見として述べていく方法でしたが、各意見を聞いていると、最初から台本があり、それに沿って意見が述べられていくような印象を受けました。最初から採択される教科書が決まっていた、そこに向かって議事が進んでいくという感じがしたというのが率直な感想です。

結果、江東区では日本文教出版の教科書が採択されました。

4 「江東の教育を考える会」への参加

(1) 世話人会

江東区では、昨年の小学校道徳教科書採択のときと同様に、一人ひとりの子どもたちにとってよりよい教育、学校をつくっていくために「江東の教育を考える会」を再開し、中学校道徳教科書採択への取組みを行うことになりました。私は世話人の一人として、世話人会に参加しました。

(2) 学習会（平成30年6月14日）

道徳の教科化問題、中学校道徳教科書採択の問題について広く教職員、区民の中で学び、中学生たちによりよい教科書を手渡す取組みを進めるために、一般の方向けの学習会を行いました。

学習会では、教科書ネット21の事務局長である俵義文さんに道徳の教科化の問題、道徳の教科書の問題についてお話いただきました。俵さんは、「特別の教科 道徳」は、戦前の「修身」の復活につながる危険性があるということを始めとする道徳の教科化の問題点をわかりやすくお話くださり、また、教科書を選ぶ際の視点や各教科書の問題点もわかりやすくお話してくださいました。

この学習会には36名の方にご参加いただきました。

(3) 教育委員会への教科書採択に関する要請書の提出（平成30年6月15日）

「江東の教育を考える会」では、教科書採択に関する要請書を教育委員会へ提出しました。要請書の内容は、教員が学校ごとで展示会に参加するような制度の新設、学校への働きかけを行うことや展示会で保護者、区民、教員等が自由に意見を記述できるように感想用紙で個人が特定できない用紙に改善すること、各学校ごとで教員の意見を集約し、集約したものを学校意見として採択資料とすること、採択の委員会では学校、教員からの意見及び区民の意見を十分に検討して配慮すること、採択の委員会は希望者全員が傍聴できる広い会場で行うことなどです。

提出の際、教育委員会は指導室長と統括指導主事が対応しましたが、「昨年までと同じようにやります。」との回答でした。

(4) 教育委員会の傍聴（平成30年8月17日）

「江東の教育を考える会」では、中学校道徳教科書採択の委員会の傍聴体制を作り、参加者を組織しました。くじ引き参加者を募って、「考える会」の世話人、事務局の傍聴券を確保し、傍聴者で議事記録の役割分担をして記録体制を確保しました。

5 「江戸川の教育を考える区民の会」への参加

(1) 世話人会

江戸川区では、小学校道徳教科書の採択において、多くの問題点のある教育出版の教科書が採択されたため、教育委員会の姿勢を問い、江戸川の子どもたちを守る運動を早急に立ち上げるべく「江戸川の教育を考える区民の会」の活動に取り組むことになりました。私は世話人の一人として、世話人会に参加しました。

(2) 学習会

ア 世話人向け学習会（平成30年4月16日）

世話人向けの学習会では、東洋大学講師の大野一夫先生が道徳の教科化の問題と検定で合格した各社の教科書の問題点についてお話くださいました。

また、現職の小学校教員の方からは、実際に学校で道徳の授業を行っている中で感じていること、工夫していることなどをお話いただきました。教科書で授業をするのではなく、教科書のコピーを配布して授業をする、各単元のタイトルに設問の答えが明示されていることがあるので（「正しいことは自信をもって」というタイトルが明示されていると、その単元の設問の答えとして求められているのは「正しいと思ったことをすること」と読み取れてしまう）、タイトル部分は消す、物語を全部読んでしまうと唯一の正答に誘導されてしまうので、途中で一旦話を切って子どもたちに「自分ならその場合どう行動するか？」という発問をして、子どもたちに考えてもらうなど、創意工夫された授業を行っていることを知ることができました。そして、若く、真面目な先生ほど教科書を使って、一生懸命に指導書が考えるような授業を行うことが予想されるので、今後は道徳の教科化、道徳の教科書の問題点を教職員が認識し、現場でも話題にして、道徳のあり方を問い直していくことが大切であるとのお話をされました。

私も僭越ながら、道徳の教科化の法的問題点についてお話させていただきました。

イ 一般の方向け学習会（平成30年5月23日）

一般の方向け学習会では、現職の小学校教員の方から道徳の教科化、道徳の教科書の問題点についてお話いただきました。道徳の評価の点について、教員が評価をする以上、子どもがその評価を気にするのは当たり前であり、実際にある「道徳」研究校で行われた授業の際に子どもが「本音で言っているんですか？」との発言があったとのこと。また、校長からは公開講座では必ず教科書を使用するよう言われるそうです。そして、現場の教

員からは道徳の教科書について「答えが用意されている」「危険な気がする」との声があがっているとのこと。現場の教員の方による、現場の生の声を聞くことができ、大変勉強になりました。

(3) 教育委員会への陳情書の提出

「江戸川の教育を考える区民の会」では、小学校道徳教科書採択の際の問題点を踏まえ、中学校道徳教科書採択に関する陳述書を教育委員会（平成30年3月7日）と区議会（平成30年2月27日）へ提出しました。陳情書の内容としては、区民・教員が教科書を十分検討できるよう、展示開始時期を早めること。展示期間を延長し、展示会場を増やすこと。また、休日の閲覧、平日17時以降の閲覧も可能にすること。選定資料検討委員会・学校からの意見及び区民の意見は十分に検討し配慮すること。採択の委員会は傍聴席が十分確保できる広い会場で行うこと。会場に入ることの出来なかった人のために映像中継等の工夫をすること。幅広い層の意見が活かされるよう、教育委員の構成は、性別、年代等を考慮すること。少なくとも女性の委員は必ず配置することなどです。この陳情書の署名は4100筆集まりました。

陳情は不採択とされましたが、教科書展示会の開催時間の延長、土日休日の開催、会場の増設は実現しました。

◇労働・貧困

「働き方改革」一括法の下での 権利擁護のたたかい

代々木総合法律事務所 鷺見 賢一郎

1 「働き方改革」一括法の抜本改正が重要

安倍政権の与党の自民・公明両党は、日本維新の会、希望の党などの賛成で、2018年6月29日、参議院本会議で、「働き方改革」一括法の成立を強行しました。労働基準法「改正」により設けられた時間外労働と休日労働の上限は、「単月で100時間未満」、「2～6か月で、1か月当たり平均80時間」という過労死をもたらす長時間労働を是認するものになっています。また、労働基準法「改正」により創設された高度プロフェッショナル制度は、対象労働者について、労働基準法第4章の「労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金」に関する規定を一切適用せず、残業代をゼロにするものになっています。

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び「改正」後の労働者派遣法は、基本給、賞与その他の待遇の相違の不合理性の考慮要素に「職務の内容及び配置の変更の範囲」（いわゆる「人材活用の仕組み」）を残し、通常の労働者（正社員）と派遣・パート・有期労働者の間の格差を固定化するものとなっています。これまでの雇用対策法を大きく改変した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」は、「国の施策」に「多様な就業形態の普及」を追加し、非正規雇用の拡大や雇用の請負委託化を促進し、無権利労働を拡大するものとなっています。

「働き方改革」一括法に対して、今、求められていることは、①「時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間等とすること」、②「高度プロフェッショナル制度の即時廃止」、③「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び労働者派遣法の基本給、賞与その他の待遇の相違の不合理性の考慮要素から『職務の内容及び配置の変更の範囲』を削除し、『同一価値の労働に従事する労働者に対しては、同一の賃金を支払うことが原則であること』を明記すること」、④「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の『国の施策』から『多様な就業形態の普及』を削除すること」など、労働法制を抜本改正し、働くルールを確立することです。

以上のことを前提に、「働き方改革」一括法の下での権利擁護のたたかいについて述べ

ます。

2 長時間労働是正の取組

— 3 6 協定締結を労働条件改善の機会に

使用者は、過半数労働組合もしくは過半数代表者と 3 6 協定を締結しなければ、労働者に時間外・休日労働を命ずることはできません。そして、使用者は、3 6 協定を締結する際には、過半数労働組合もしくは過半数代表者と「時間外・休日労働の対象となる労働者の範囲」、「労働時間を延長し、休日に労働させることが場合」、「対象期間における 1 日、1 か月及び 1 年のそれぞれの期間についての時間外労働の時間又は休日労働の日数及び 1 年の起算日」、「3 6 協定の有効期間」、「限度時間を超えて労働させることができる場合」、「限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率」等について合意しなければなりません。3 6 協定締結に際して、時間外労働の短縮、休日労働の日数減、割増率のアップ等の労働条件を改善を勝ち取ることは十分可能です。3 6 協定締結を労働条件改善の機会として積極的に捉えることが重要です。

3 6 協定を締結するにあたっては、2 0 1 8 年 9 月 7 日に定められた「労働基準法第 3 6 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」を踏まえることが重要です。

3 高度プロフェッショナル制度即時廃止のたたかい

— 高度プロフェッショナル制度を職場に導入させないたたかい

高度プロフェッショナル制度は、対象労働者に対して労働時間等の規制を一切なくし、残業代をゼロにし、過労死を激増させる制度であり、即時廃止の世論を大きく広げることが重要です。

即時廃止のたたかいとあわせて、高度プロを職場に導入させないたたかいが重要です。高度プロを職場に導入するためには、労使委員会の 5 分の 4 以上の多数による議決が必要です。過半数労働組合もしくは過半数代表者は、労使委員会の半数の委員を指名することができます。労使委員会で高度プロ導入の議決を許さず、高度プロの職場への導入を阻止することが重要です。また、労使委員会が高度プロ導入の議決をしても、労働者が同意しないかぎり、その労働者に高度プロを適用することはできません。いったん同意した労働者も、その同意を撤回することができます。

高度プロの職場への導入阻止にあたっては、2 0 1 8 年 1 2 月 2 6 日に労働政策審議会労働条件分科会でとりまとめられた「労働基準法第 4 1 条の 2 第 1 項の規定により同項第 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」を検討し、活用することが重要です。

4 同一労働同一賃金実現の取組

「労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会」は、2018年11月27日、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（ガイドライン）」を承認しました。

指針は、「当該職務の内容及び配置の変更の範囲（人材活用の仕組み）」を考慮要素にして待遇差を認めるもので、その点においてとうてい是認できません。このことを前提にして、指針の「是正を必要とする考え方及び具体例」及び「活用できる考え方及び具体例」を述べます。

（1）是正を必要とする考え方及び具体例

- ① 「A社においては、定期的に職務の内容及び勤務地の変更がある通常の労働者の総合職であるXは、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務の内容及び配置に変更のない短時間労働者であるYの助言を受けながら、Yと同様の定型的な業務に従事している。A社はXに対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における能力又は経験に応じることなく、Yに比べ基本給を高く支給している。」（5頁）

（2）活用できる考え方及び具体例

- ① 「事業主が通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行うに当たっては、基本的に、労使で合意することなく通常の労働者の待遇を引き下げることが、望ましい対応とはいえないことに留意すべきである。」（3～4頁）
- ② 「定年に達した後に有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇について、様々な事情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることのみをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないと認められるものではない。」（8頁）
- ③ 役職手当、特殊作業手当、特殊勤務手当、精皆勤手当、時間外労働手当、深夜労働又は休日労働手当、通勤手当及び主張旅費、食事手当、単身赴任手当、地域手当を原則同一としている取扱い
- ④ 福利厚生厚生施設（給食施設、休憩室及び更衣室）、転勤者用社宅、慶弔休暇等、病気休職、法定外有給休暇等を同一としている取扱い
- ⑤ 教育訓練を同一としている取扱い
- ⑥ 安全管理に関する措置及び給付を同一としている取扱い

（3）まとめ

指針は触れていませんが、非正規労働者の待遇改善のためには、基本給や賞与、住宅手当、家族手当、退職手当等についても、通常の労働者（正社員）と非正規労働者との間の待遇格差をなくすことが重要です。

5 「多様な就業形態の普及」＝「非正規雇用の拡大や雇用の請負委託化」に反対するたたかい

いま、労働契約法の無期転換権や労働者派遣法の事業所単位の派遣期間制限等を活用して、有期労働者、派遣労働者等の非正規労働者の正社員化をはかる時です。また、安易に雇用の請負委託化を認めるのではなく、労働基準法、労働組合法等の労働法の適用を厳しく要求することが重要です。

ブラック企業被害対策弁護団の取り組み

旬報法律事務所 大久保 修一

1 ブラック企業被害対策弁護団（ブラ弁）は、ブラック企業によって侵害された労働者の権利を実現するために、2013年7月31日に結成された任意団体である。

ブラック企業被害を食い止め、回復し、さらにそれらの被害を体系的に調査し、「社会問題」として日本社会に提起することやブラック企業被害への対応策の研究・情報発信を目的としている。会員は全国で活動しており、約300名にのぼる。

現在のブラ弁としての活動は、情報発信と会員による事件活動が主である。

2 ブラ弁としての情報発信の中でも特徴的なインターネット上での活動をいくつか紹介する。

(1)ブラ弁は、ニュースサイトのLITERA（リテラ）において、「ブラ弁は見た！ブラック企業トンデモ事件簿100」と題する連載を2017年12月から開始している。

この連載は、全国のブラ弁会員が、実際に担当したブラック企業の事件を紹介するものである。「会議の締めめに男性社長と強制ハグ…」(第1号)、「同僚へのメールの語尾に“ござる”で解雇!？」(第5号)、「2000万円支払い命令を受けたパワハラ上司の恐怖の実態！」(第26号)といったインパクトのある見出しをつけた記事が掲載されており、2018年12月25日まで26号まで連載が続いている。バナー（リンク画像）もかっこいい。ぜひ、一読していただきたい。



(2) また、ブラ弁では、動画等によるワークルール教育にも取り組んでいる。

2017年6月に公開して一部のコアなファンを獲得した「K・I・R・O・K・U・S・H・I・R・O（記録しろっっ・・・!）」の続編として、「労働基準監督犬小雪」と題したショートムービーを2018年3月以降、3本（パワハラ編・残業代編・解雇編）作成した。また、同年11月には、労契法18条による無期転換ルールを普及するために「ムキテンカンの歌」を作成した。いずれもYouTubeで公開している。

動画の方向性には賛否両論あるが、「病みつきになった」「サモエドの小雪が可愛い」「耳から離れない」という感想が寄せられている。こちらも、一度視聴していただきたい。

(3) Twitter上でも多数のフォロワーを有する会員が、労働事件や労働法制に関する情報発信を積極的に行っている。ブラ弁のマスコットキャラクターとして「サビヲ（ブラ弁くん）」なるキャラクター（中の人不明）もTwitter上に存在しており、2018年には高度プロフェッショナル制度の危険性を訴えるなどして、注意喚起の一翼を担った。

3 ブラック企業の被害を受けた労働者が抱える悩みの多くは長時間労働、残業代不払いである。この問題をより深刻なものにしているのは、「固定残業代」（これによる求人詐欺）である。「固定残業代」問題についても、ブラ弁会員は、事件活動等を通じて、解決の糸口を探っている。

最近では、ブラ弁代表の佐々木亮弁護士（旬報）、事務局の伊藤安奈弁護士（旬報）、同じく事務局の市橋耕太弁護士（東京合同）が担当したエステサロン「PMK」における未払残業代請求事件がある（PMK メディカルラボ事件・東京地判2018（平成30）年4月18日 労経速2355号18頁）。同事件では、被告は「固定残業代」を支給したとして主張していたが、裁判所は、入社説明会における説明資料に時間外手当に対する対価として支払う記載が一切なかったことや、ホームページの採用情報に「固定残業代」の説明をするようになったのが、原告らから残業代の請求を受けるようになってからであったことなどから、固定残業代に関する合意が労働契約の内容になっていたとは言えない、つまり、固定残業代は無効であると判断し、労働者側勝訴の判決を下したものである（なお、同事件は高裁で和解が成立している。）。

4 今後も、多くの会員が連携して取り組むことができる活動、親しみやすい活動、発想を大事にした活動を目指していきたいと考えている。

また、ブラ弁の活動に関心がある団員の入会は大歓迎である（会費は無料である。）。いつでも連絡してほしい。

LITERA「ブラ弁は見た！ブラック企業トンデモ事件簿100」

<https://lite-ra.com/mt/mt-search.fcgi?IncludeBlogs=2&limit=250&tag=ブラ弁は見た！>

「K・I・R・O・K・U・S・H・I・R・O（記録しろっっ・・・!）」

<https://www.youtube.com/watch?v=kkQaVQR8NJ0>

「労働基準監督犬小雪『パワハラ編』」

<https://www.youtube.com/watch?v=gyPWkYMaDD0>

「労働基準監督犬小雪『残業代編』」

<https://www.youtube.com/watch?v=54hHoi77wgg>

「労働基準監督犬小雪『解雇編』」

https://www.youtube.com/watch?v=gd-fG71_X2k

「ムキテンカンの歌」

<https://www.youtube.com/watch?v=ZzDSmipMylk>

「サビヲ（ブラ弁くん）」

<https://twitter.com/burabenhp>

ハラスメント禁止はなぜ合意できないのか

シンフォニア法律事務所 中野 和子

2019年6月、ILOは100周年を迎え、働く世界におけるハラスメント禁止条約を採択する予定である。ハラスメントとは何かという定義規定が入り、広範な行為、広範な行為者を定めている。ハラスメントとは、「一回限りの出来事か繰り返されるものかを問わず、心身に対する危害あるいは性的・経済的に危害を与えることを目的とするか、そのような危害に帰する、あるいは帰する可能性が高い、一連の許容できない行動様式及び行為またはその脅威と理解されるもの（性差に基づく暴力とハラスメントを含む）」と理解されるべき（ILO駐日事務所HPより）とし、契約上の地位にかかわらず、あらゆる部門の働く人々を幅広く対象とし、職場だけでなく、通勤途上や出張・イベント中などに発生するものも含むべきとしている。この条約の採択に対して、日本政府は賛成すると明言していない。

2018年12月14日、労働政策審議会の雇用環境・均等分科会は、「女性の職業生活における活躍の推進及びパワーハラスメント防止対策等の在り方について」の報告書をまとめ、厚労大臣に建議した。ハラスメントは「人権にかかわる許されない行為であり、あってはならないものである」、パワハラ防止について「喫緊の課題であり、対策の抜本的強化が社会的に求められている」との見解が示されたが、禁止は先送りされた。

自由法曹団は、同年12月20日、措置義務だけでは不十分であり、ハラスメント禁止法を求める意見書を発出した。

セクシャルハラスメントは男女雇用機会均等法で防止と相談体制の措置義務が事業者に認められているが、禁止規定はない。依然として防止できておらず、男女を問わずハラスメントは労働相談の最も多い事案であり、措置義務だけではハラスメント問題が全く解決しないことは明らかである。

禁止規定を阻む理由として、「違法行為の要件の明確化」が困難、「業務上の厳しい指導との線引き」が非常にわかりづらいなどが上がっているが、2012年3月に「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議の報告でハラスメント行為が分析・分類されているのであるから、既に社会的に異論がない部分だけでも禁止規定を置くべきである。

日弁連もハラスメントに関する規則を2015年4月から施行している。規則に定めた定義は、どの組織でも参考にすることができ、これを用いれば定義が一般化すると考えられる。

もちろん、ILO条約が予定している定義より狭いが、狭くとも禁止されている行為があることが重要である。

ハラスメントを引き起こす原因としては、相手を人格的に低く見ていることが考えられる。特に女性に対して、人格を尊重しない態度（一段低く扱う態度）、性的な興味で評価する態度が、ハラスメントを引き起こしやすい。

2019年の100周年総会に向けて、ILOは「働く女性イニシアチブ」として、①新たなケア経済に向けた正しい歩み、②女性が自分の時間を管理できることの強化、③女性の仕事の公正な評価、④発言力と代表性の向上、⑤暴力とハラスメントに終止符を打つこと、という五つの政策構成要素からなる提言を用意している。

自由法曹団内でも中心的課題にはならないし、赤旗も団総会の報告記事には触れず、要望してもホームページにもジェンダーの分野すら設置されないが、そもそも女性自身が暴力とハラスメントに終止符を打つ行動に出る必要があることを自覚しなければならないと考えている。

首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動

東京法律事務所 笹山 尚人

1 顧問弁護団結成満12年目に突入

どんな雇用形態でも、一人から参加できる。運営は青年自身が担い、自らたたかうことを基軸におく青年の一般労働組合。それが首都圏青年ユニオンである。

首都圏青年ユニオンの結成は、2000年12月1日。数々の労働者の相談にのり、団体交渉や労働委員会などの場で、青年労働者の要求を実現する活動を行ってきた。2004年11月からは、首都圏青年ユニオンを支える会の活動が開始され、同会の協力のもと、専従を配置し、さらに活動を発展させてきた。

組合の結成以降7年にわたり、私は、首都圏青年ユニオンの顧問として活動してきた。弁護士が関わる事件も多くなり、また、ワーキングプア、貧困問題に取り組む運動の更なる発展のために、弁護士を多数募って弁護団建設を考えたのが弁護団結成の契機。

2007年12月6日、弁護団は13名で結成した。2018年は12月に無事総会を終え12年目

の活動に突入した。

結成以来、他県へ転出する弁護士などもあったが、参加を希望する弁護士も増え、現在弁護団は、69 期を再若手として 25 名となっている。全員団員である（東京支部のほか埼玉支部のメンバーがいる）。

結成当初は、労働審判制度の開始ともあいまって、顧問弁護団の弁護士の多くに事件が配点される状況であったが、2008 年のリーマン・ショック以降の時期から事件数が漸減した。しかし 2016 年ころから徐々に事件数が増え、現在弁護団が担当している事例は 8 件のぼる。私は全事件に関与している。

私としてはまだまだ通過点という感慨である。しかし首都圏青年ユニオンの活動は、このところ質的にワンランクアップしたように感じる。全国の労働者が使用者に虐げられる状況はますますひどくなり、首都圏青年ユニオンのような労働組合の活動と発展はますます必要な情勢である。顧問弁護団の活動の必要性もまったく衰えていない。顧問弁護団の弁護士としては、これからも組合と共に奮闘していきたい。

2 2018 年をふりかえって

(1) メンズカットリーダー事件の解決

2017 年中は当初、担当案件が 3 件あった。このうち 1 件が解決した。メンズカットリーダー事件である。

この事件は、理容師の寄宿舍や財産管理を含めた前近代的な奴隷的拘束、長時間労働と未払い賃金が問題になったケースであったが、解決金を支払わせたうえ、数々の違法行為についての謝罪条項を盛り込むことを実現する解決が出来た。また使用者側がこだわった口外禁止条項についてもこれを跳ね返して入れさせなかった。

(2) 激闘続くスラップ訴訟

2018 年の特徴的なこととしては、2017 年末に、ユニオンに対するスラップ訴訟が提起されたことに対して激闘をしたことである。馬場社労士スラップ訴訟である。

2017 年中に団体交渉で解決した事件で、会社側の交渉担当者であった馬場亮治社労士が、ユニオンとの団体交渉におけるユニオン側の言動に深く傷ついた等を訴え、ユニオン委員長、事務局長、当該争議の当事者組合員の 3 名を被告として、慰謝料請求事件を東京地裁に提起した。

私たちは、労働組合の団体交渉の言動を制限して会社側の支配を貫徹しようとし、そこに自らの居場所と利益を確保しようとする社会保険労務士の労働組合攻撃事件であり、絶対に許すことができない、と考えた。

顧問弁護団では、25 名全員が被告 3 名の代理人に就任し、2018 年 3 月 16 日の顧問弁護団会議では集団的に対策を協議し、この争議のスラップ訴訟ぶりを徹底的に暴露し、労働組合の団結、団体行動、団体交渉の意義を高らかに明らかにするたたかいにしようとした。その方針に基づき、現在主張整理中ながら、「①当事者組合員については団体交渉中に問題ある発言をしていなかった事実を認めさせたので、請求を放棄させた」、「②法廷

では馬場社労士側の主張整理や立証活動は十分行えておらず、途中で代理人が交替する状況となった」、といった状況を生み出し、訴訟としては有利に展開している。本件は、現在も主張整理中である。

他方、馬場社労士は、「首都圏青年ユニオン連合会」という名称で、商標登録を出願した。これに対しては、商標法上の商標登録の要件を満たさないことなどを指摘する資料提出を特許庁に対して行うとの反撃を行った。

この事件は、こうして2019年も激闘が続く。

3 2019年の展望

(1) 弁護団総会で具体的な方針を決定

2018年12月7日、弁護団は総会を開いた。そこで以下を決めた。

- ① 2016年12月に開いた総会で確認した方針、「引き続き事件活動の充実と、労働組合の組織化のために十二分に組合が活動して弁護団はそこにも貢献していくこと、そのために3か月に一度の事例検討会、毎月の労働法講座、ニュースレターでの原稿提供活動などを強めることを確認し、さらにSNS上の露出戦略を組合の内外とともに探る」ことを再確認した。私は引き続き事務局長を担当する。
- ② 組合からの要望として、「悩んだり法的な問題点を確認したいということで急いで連絡を取りたいとき、これまで私と中川勝之団員に携帯で連絡を取ってきたが、それをもっと活用したい」「組合の事件遂行や運動の方向性について弁護団と頻繁に共有、意見交換する機会を持ちたい。事例検討会では多数の参加者がいてそれができない」「ニュースレターは、テーマを事件や労働問題にするようにしてもらいたい」、があげられた。

そこで以下の対応を決めた。

ア、事務局弁護団体制の充実

弁護団幹事長、事務局長、事務局長代行、事務局次長までの事務局体制を確立し、事務局弁護団が、組合の専従者（半専従者を含む。以下同じ）と組合の事件遂行や運動の方向性について弁護団と共有、意見交換する機会を持つ。

当面月1回程度の機会を3回程度持ち、頻度などを検討する。

イ、事件活動、ニュースレター、労働法講座

従来行ってきたこれらの活動は引き続き継続して行う。よりバージョンアップをはかる。

ウ、相談・事件化の体制

- i、専従者が弁護団に相談する際は、原則としてこれまで通り事務局長に事件相談を行う。
- ii、ただ、緊急の必要性などによって電話相談を行うようなケースにおいては、幹事長を除く弁護団事務局のいずれに対しても電話連絡を行ってよいこととする。
そのため、専従者と弁護団事務局は携帯電話番号を共有する。
- iii、iiの場合において、専従者が最初に相談した事務局弁護士に継続して当該事案を相談し、当該事案が弁護団担当事件化した場合、当該相談担当弁護士がその事件を担当する。
- iv、iiiの場合において、当該担当弁護士は、事務局全体に当該担当事案について報告する。

また、組合及び当該担当弁護士は、共闘弁護士を選任することができる。

エ、労働法講座

労働法講座は、従来の模擬団交のような、実践的な学習講座として充実させる。

従来の模擬団交方式を踏襲しても良いが、組合が別のやり方を提案することも考えられる。その場合は弁護団はこれに応える。

例えば、顧問弁護士が相談者に扮して事案を相談し組合員がその聞き取りを行うのを周囲が見学するというやり方で、「模擬相談」といったようなことがありうるのではないか。

オ、ニュースレター

テーマを事件や労働問題、暮らしに役立つ法律知識といったものにする。

(2) 今後に向けて

組合は、12年の長きにわたって事務局長を務めた山田さんが退任し、専従は原田委員長一人となった。半専従体制ということで、3名が配置されることになったが、組合の専従体制は薄くなったことになる。

それでも、冒頭記したように、組合の活動がワンランクアップしたなと私は感じる。それは、2018年11月4日の定期大会での組合員たちの発言が力強かったし、弁護団総会での弁護団に対する組合の要望も極めて具体的だったから。

弁護団としては、組合の活動を全面的に支援し、首都圏青年ユニオンがさらにステップアップし、ブラック企業と敢然とたたかい、また青年自身がたたかい学び成長する組織として労働運動の星になっていくように持っていきたい。

4、入団希望者歓迎します

最後に、若手の団員の皆様を中心に、もし弁護団への参加希望があったらご一報願いたい。それほど多数の事件を配点できないかもしれないが、顧問弁護団会議や労働法講座への参加を通じ、勉強になりスキルを高める機会となることは請け合いである。また、配点の際は、熟練(?)の顧問弁護団事務局の弁護士を必ず共闘につけるので、その意味でも安心である。

日本IBMロックアウト解雇事件 などについて

旬報法律事務所 並木 陽介

1 はじめに

日本アイ・ビー・エム(株) (以下「IBM」と言う。)は、2008年10月から組織的かつ大量に退職強要を行い(これについては後に労働者から損害賠償請求訴訟が提起され

た。)、2012年になってさらに新たな手法によるリストラを始めた。それが日本IBM「ロックアウト解雇」事件である。

2 IBMの「ロックアウト解雇」

IBMが行った「ロックアウト解雇」の手法は次のとおりである。

IBMの所定終業時間が17時36分であるところ、17時ころになって、上司が当該労働者に対して面談を持ちかけ、会議室に呼び出す。当該労働者が会議室に行くと、上司と人事担当者が待っており、当該労働者が着席するや否や、人事担当者が解雇通知書を読み上げる。労働者があまりにも突然のことで驚き、「待つて欲しい。」と言っても、人事担当者は「後で渡すから。」と述べてそのまま読み進め、そのまま荷物をまとめて帰宅するよう指示し、以後の出勤を禁じるというものである。このような解雇の手法から、IBMが行う一連の普通解雇は「ロックアウト解雇」と称されている。

解雇言渡の際に読み上げられる解雇理由は、どの被解雇者に対してもほぼ一律に次のとおり記載されている。

「貴殿は、業績が低い状態が続いており、その間、会社は様々な改善機会の提供やその支援を試みたにもかかわらず業績の改善がなされず、会社は、もはやこの状態を放っておくことができないと判断しました。以上が貴殿を解雇する理由となります。これらの貴殿の状態は、就業規則53条2項の解雇事由に該当します。」

なお、就業規則53条2項は、「技能または能率が極めて低く、かつ上達または回復の見込みが乏しいかもしくは他人の就業に支障を及ぼす等、現職または他の職務に就業させるに著しく適しないと認められるとき」に解雇する旨の規定である。

これらの記載以外に解雇理由についてはまったく触れられておらず、かかる解雇通知からは具体的な解雇理由が判然としない。労働者によって、解雇言渡の経緯は多少の違いはあるが、具体的な解雇理由について一切説明されないという点は共通している。

3 本件解雇の異常性

この解雇について、労働組合（以下「組合」と言う。）は、書面や団体交渉などで解雇理由を具体的に明らかにするよう何度も求めた。しかしながら、IBMは、既に伝えたとおりの回答を繰り返し、決して解雇理由を明らかにしようとしていない。

また、IBMでは、能力不足を理由とする普通解雇は今まで行われていなかった。それにもかかわらず、2012年7月20日を皮切りに、わずか2か月あまりの間に立て続けに15名もの労働者を能力不足を理由として普通解雇に踏み切り、被解雇者の数は組合が把握している限りで50名にも上っている。

本件解雇で特徴的な点は、解雇言い渡し日の1週間程度先に解雇日を設定して解雇を言い渡すと同時に、解雇言い渡しの日から2～3日以内に自ら退職の意思を表示した場合には解雇を撤回した上で自己都合退職として扱い、退職加算金を支給する旨を通知している

点である（一人を除く。）。解雇を通告された従業員は、あまりに突然の事態に混乱し、具体的な解雇理由が分からず、そのために解雇の有効性が判断できないまま、自己都合退職するか否かの二者択一の選択をわずかな期間で判断するよう迫られることになる。そして、もし自己都合退職を選択した場合には、もはや解雇理由の存否の事実を争って解雇無効を主張し、雇用の継続を求めることはほぼ不可能となる。自己都合退職を選択せず、解雇の効力を裁判で争うとすると、いつ解決するか、勝てるのか、復職できるか、まったくわからない不安定な状態に置かれることになる。いずれを選択しても、対象となった従業員は一度は会社を去らねばならない立場に確実に追い込まれるのである。このような状態に追い込まれた労働者が、訴訟等で争うことが事実上容易でないことはご存じのとおりである。

従来IBMは、低評価をつけることなどを脅し文句に退職強要を行っていた。このときは、自由な意思といえるか否かは別として、最終的には退職するか否かの決断は労働者に委ねられていた。この方法は、退職に誘導するために退職割増金もそれなりに高額になり、また退職の決断をさせるまでにそれなりの人員と手間・時間を要した。しかしながら、今回の解雇の手法は、まず解雇を通告することによって労働者を確実に社外に放逐する条件を整えた上、自己都合退職すれば割増金を支給するという形で自己都合退職に誘導するというものであり、従来の退職強要のやり方を逆転させた解雇手法であると言える。しかも、まずは解雇を言い渡すことにより短期かつ確実に労働者を社外に放逐することが可能となり、しかも割増金の額は自己都合退職の意思表示をするまで明らかにされないため、従来より低額であると考えられる。そして、自己都合退職を選択した場合には、ほぼ確実に解雇の意思表示を撤回させて復職することはできないのである。かかる解雇が横行するにつれ、解雇言渡には至らないまでも、これをちらつかせて退職勧奨を行うことが、労働者にとってかなりのプレッシャーとなることは想像に難くない。

4 「ロックアウト解雇」訴訟の意義

IBMは、2008年以降、リストラにより従業員の削減を行ってきた。

被告による一連の解雇の本質は、従業員の業績不良を名目として、被告の恣意的な人事評価に基づいて相対的に評価が悪いとされた者を狙い撃ちにすることで、大量の人員を自由に削減しようとする点にある。

IBMは、従来、能力不足を理由とする正社員に対する解雇を行ってこなかった。ところが、リストラの「毒味役」を自認するIBMは、ついに能力不足を名目として大量の人員削減を実施しようとして動き出したのが「ロックアウト解雇」である。

しかも、本件解雇の大半は労働組合の組合員であり、組合に加入して長時間労働をさせないよう求め、併せて残業代の支払いを求めた矢先に解雇された者や、解雇に先立って上司が手でUを作って示した上、「活動やっているのか?」「これは良くない」などと言われていた者など、組合敵視の中でなされたものである。

この「ロックアウト解雇」は、解雇権濫用法理に対する挑戦であり、解雇自由への道を開こうとするものである。解雇権濫用法理を従来どおり厳格に適用して労働者の権利・生活を擁護するのか、それとも緩和された解釈により大量の失業者を生み出すのか、本件訴訟では重要な司法判断が求められていた。

5 勝訴、勝訴的和解

I BMの解雇に対して、2012年10月15日に労働者3名が解雇無効を主張して地位確認等請求訴訟を提起（1次訴訟）して以降、東京地裁に2次訴訟（2013年6月提訴）が2名、3次訴訟（2013年9月提訴）が4名、4次訴訟（2014年7月提訴）・5次訴訟（2015年6月提訴）が各1名の合計11名、大阪地裁に1名の事件が訴訟提起された。

I BMは、訴訟に至ってようやく具体的な解雇理由を明らかにしているが、その内容は、業務拒否やジーンズのズボンやサンダルを着用していたこと、無断離席をしていたなど、当時全く問題とされていなかった点を縷々羅列するものである。

1次・2次訴訟については、2018年3月に全員について解雇無効判決を勝ち取り、仮執行も行った後、2017年12月に高裁で勝利的和解に至った。

3次訴訟については、2017年4月に地裁で和解が成立し、4人中2人の復職が実現した。大きな勝利的和解である。

4次訴訟については、2016年12月に地裁で勝訴判決が言い渡され、双方控訴せずに確定した。これに従い、4次訴訟原告は復職を果たした。

5次訴訟については、2017年9月に地裁で勝訴判決が言い渡され、2018年3月に高裁で勝利的和解が成立した。

I BMにおいては、5次訴訟原告を最後に「ロックアウト解雇」が行われていないようである。5次に渡る訴訟を提起し、上記のとおり意義のある結果を勝ち取った成果である。

6 関連事件

I BMで行われている事件は、ロックアウト解雇事件のみではない。

I BMは、就業規則を変更し、2013年7月から業績不良者に対する一方的な賃金減額を開始した。4段階評価のうち、下から2つ目の評価（「3」）を取った者は10%、最低評価（「4」）を取った者または下から2つ目の評価を2年連続で取った者については15%の賃金を減額というものである。

業績不良者と言っても、恣意的な評価がまかり通る曖昧な評価である上、I BMでは相対評価である以上、常に業績不良者は存在するのである。

賃金減額は期間限定ではなく永続するものであり、また回数に制限はなく、下限も設定されていないため、低評価が継続すると理論上は最低賃金まで下げられることにもなりかねない。I BMの狙いは、会社が不要と判断した者を自主退職に導き、人員削減する点に

ある。

しかし、かかる手法は労働者の生活を脅かすものであり、上記就業規則の変更は労契法10条に違反し、また極めて高率の原告を実施するものであるから公序良俗に反する無効なものとして、労働者9名が平成25年9月に減額措置の有効性を争って訴訟を提起した（賃金減額1次訴訟）。これについては、証人尋問終了後に和解の話し合いが行われる中で、2015年11月にIBMは突如として認諾し、訴訟が終了した。しかしながら、IBMは、抜本的な改善をしようとしていないため、2016年2月に賃金減額2次訴訟が提起され、2017年7月に勝利的和解が成立している。ところが、IBMは姿勢を改めようとしないうえ、現在賃金減額3次訴訟の提起を準備中であり、近々提訴予定である。

さらに、これらロックアウト解雇、減額措置について組合が団体交渉を求めたにもかかわらずこれに応じず、またロックアウト解雇の被解雇者の中に占める組合員の割合が異常に高率であるなど、これらの措置が組合差別として行われていることについても中労委、都労委で不当労働行為救済の申立事件が係属していたが、これらについても和解が成立し、2018年11月にいずれも取下により終了している。

その他、IBMでは、残業代の不払いの問題、パワハラの問題も生じており、現在調査・検討を重ねているところである。

IBMの正常な労使関係構築に向けて、多くのご支援をお願いしたい。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川 勝之

1 2010年1月1日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009年12月31日付けで525名の社保庁職員が分限免職処分を受けた。これに対し、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員39名が人事院に審査請求し、2013年に全厚生闘争団を含め合計71名の請求者全員について判定が出された。結果は処分取消が25名（全厚生闘争団10名）、処分承認が46名であり、請求者全員における処分取消の割合は35.2%であった（人事院判定の意義については2014年の特別報告集参照）。

2 処分取消の裁判の経過は次のとおりである。

	事案名	地裁	高裁	最高裁
1	北海道事案（1名）	⑥2017年4月25日 札幌地裁・請求棄却	札幌高裁 控訴取り下げ	—
2	秋田事案（4名）	⑨2018年1月10日 仙台地裁・請求棄却	仙台高裁 係属中	—

3	東京事案 (3名)	⑦2017年6月29日 東京地裁・原告1人処分取消、その余棄却	⑫2018年9月19日 1人勝訴取消、請求棄却、その余控訴棄却	上告・上告受理申立
4	愛知事案 (2名)	⑤2017年3月16日 名古屋地裁・請求棄却	⑪2018年7月5日 名古屋高裁・控訴棄却	⑭2018年12月20日 上告棄却・不受理
5	京都事案 ※(15名)	①2015年3月25日 大阪地裁・請求棄却	④2016年11月16日 大阪高裁・控訴棄却	⑧2017年11月21日 上告棄却・不受理
6	愛媛事案 (3名)	③2016年3月30日 高松地裁・請求棄却	⑬2018年12月17日 高松高裁・控訴棄却	上告・上告受理申立
7	広島事案 (1名)	②2015年12月21日 広島地裁・請求棄却	⑩2018年5月17日 広島高裁・控訴棄却	⑮2019年1月18日 上告棄却・不受理

※15名のうち3名は損害賠償請求のみ

3 東京事案において、2017年6月29日、東京地裁が原告1人について全国初の分限免職処分取消の判決を出していたが、2018年9月19日、東京高裁は同判決を取り消して請求を棄却し、その余の損害賠償請求及び原告（控訴人）2人の控訴を棄却した。

愛知事案においては、高裁では判決書が全部で10頁、裁判所の判断の部分が3頁しかなく、最高裁も2018年11月22日付け上告理由書要旨及び上告受理申立理由書要旨提出後、約1か月後に上告棄却・不受理決定をするという超杜撰・手抜き審理がなされている。

秋田事案も、2019年2月5日の期日をもって結審と言われている。

本件は、戦後初の525名もの国家公務員が分限免職処分がなされた事案であるのに、裁判所はろくに事実に向き合っていない。というか向き合えば、取り消さざるを得ないような事実＝分限免職処分回避努力懈怠の事実しかないから、向き合おうとすらしらないのである。

4 東京高裁判決の不当な点についてはここでは3点だけ述べる。

(1) まず、分限免職回避努力義務の主体については、地裁判決の任命権者という範囲から厚生労働大臣まで広げたが、「国は信義則上抽象的には分限免職処分が回避されるよう配慮すべき義務を負っているということはできる」と判示しつつも、「内閣及び全ての行政機関が社保庁長官及び厚労大臣と同列に直接具体的な分限免職処分回避努力義務を負っていると解することはできない」と不十分な判断をした。

(2) また、2008年6月30日に再生会議がとりまとめた「最終整理」では、懲戒処分歴のある職員は正規職員としては採用しないが有期雇用職員としては採用するとした。しかし、与党・自民党の反対にあったために、同年7月29日の閣議決定（基本計画）では、懲戒処分歴のある職員は一律に機構に採用しないという内容に変更された。この点について控訴人らは、機構法附則による内閣への委任の趣旨に反しており被懲戒者排除基準は違法であると主張した。

ところが、東京高裁判決は「最終整理と本件基本計画とでは懲戒処分歴のある社保庁職員について採否の基準が変わったことはそのとおりであるが、この間の経緯において、仮に与党の政治的圧力があつたとしても、機構法3条3項は、政府が本件基本計画を定めようとするときは、『中立な立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする』と定めており、その趣旨に照らせば、最終整理を尊重すべきであるということまではできても、最終整理に拘束されると解すべき法的根拠はなく、他方で、議院内閣制の下においては、内閣の政策決定過程に議員の多数派である与党が関与すること自体は当然想定されているから、与党の関与の結果決定された政策が、関係する法律の趣旨に反し、又は委任の範囲を超えない限り、違法性の問題は生じないというべきである」「機構が政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図ることを目的とし（機構法1条）、その基本理念の一つとして『業務運営における公正性』を掲げていること（機構法2条1項）に照らせば、機構には懲戒処分歴のある社保庁職員を一律に受け入れないこととした本件基本計画の採用基準が、機構法の趣旨に反するとか、委任の範囲を超えているということとはできない。」と開き直った。さすが安倍政権下の裁判所である。

しかし、議院内閣制の下であっても、法律に基づく行政の原理のもと、行政への政治部門の介入は許されず公務の政治的中立性が確保されなければならない。そして、身分保障の趣旨からすれば、社保庁職員の被処分者はほとんどが記録目的外閲覧による戒告処分程度であつてその一律排除は重きに失しており、国民の信頼回復という目的との合理的関連性も認められないから、与党の意見は不合理であつて政治的介入と言う他ない。

よつて、年金機構の採用基準に関する再生会議の意見が政治的介入によつて歪められたことは、同附則の趣旨、および、法律に基づく行政の原理、公務の政治的中立性、公務員の身分保障を侵害したことは明らかである。

- (3) 東京地裁で勝利した原告A（控訴人・被控訴人）について、東京高裁判決は、同人が「機構の准職員としての採用内定を得ていたところ、准職員として勤務を開始することにしたとしてもその後の成績次第では正規職員に登用されることは可能であるとの説得にも応じずに（なお、機構では、平成28年度までに准職員から正規職員に登用された者は833名いるし、社保庁職員で健康状態を理由として採否を留保していた者で准職員として採用することが適当とされたもの78名のうち、6名がその後正規職員に登用されている（乙A101）。）、正規職員としての採用のみを希望していたため、上記採用内定を自ら辞退したものである。」と判断した。

しかし、東京高裁は、准職員から正規職員に登用されなかった者を全く無視して2016年度までに正規職員に登用された人数やAも含まれていた78名の中の正規職員に登用された人数を判示しているが、後者がわずかに6名、割合にして約7.7%であることから明らかなどおり、准職員から正規職員に登用されなかった者の方がほとんどである。

東京高裁判決は、分限免職回避努力義務違反を否定する方向では過去の時点における

将来の可能性、分限免職後の事実を絶対的・確定的なものとして判断の中で考慮するにもかかわらず、分限免職回避努力義務違反を肯定する方向ではそれら（年金機構発足後のベテラン職員不足による業務混乱など）を全く無視して考慮しないという態度を取っており、かかる差別的判断は著しく不合理で誤りである。

社保庁で正規職員たる公務員として厚く身分保障されていた職員を、身分が不安定で退職手当も大幅減となる准職員とすることは、一時的なつなぎの職・収入を補償した上で「免職」したのと同様であり、到底、分限免職回避努力に値しないのである。

なお、Aが正規職員として採用され得たことはもちろん主張立証しており、地裁判決はそれを認めたが、東京高裁判決は無視している。

- 5 最高裁及び法廷外での闘いにご支援・ご協力をお願い申し上げます。

日本大学の非常勤講師 8 名が提訴

東京法律事務所 本田 伊孝

1 はじめに

本件は、学校法人日本大学の運営する日本大学（以下「日大」）の非常勤講師の原告ら 8 名が、原告らの所属する首都圏大学非常勤講師組合・日大ユニオン準備会（以下「組合」、日大の組合員約 7 0 名）が「非常勤講師ゼロ化計画」（以下「ゼロ化計画」）と呼ぶ日大の計画に基づき日大が原告ら非常勤講師を雇止めし、あるいは 2 0 1 8 年度のコマ数を削減したことに対し、雇止め及びコマ数削減はいずれも違法・無効であるとして、2 0 1 7 年度ないし従前どおりのコマ数を担当する労働契約上の権利を有する地位の確認とこれに基づく差額賃金及び損害賠償を請求する事案です。8 名もの大学の非常勤講師が裁判で闘うことは極めて珍しいと考えられる。

2 日大と非常勤講師

日大では、教員の 5 9 %、（通信教育部を除く全学部平均、文系の七学部に限れば 7 3 %。）が非常勤教員で、履修科目の 3 分の 1 強の講義が非常勤講師に担われています。原告らのほとんどが日大以外の大学でも非常勤講師をしており、一コマ一コマが生計を立てるために重要となっている。

3 組合が呼ぶ「非常勤講師ゼロ化計画」

- （1）首都圏の主要大学が無期労働契約への転換を潜脱することを目的に、更新五年上限規定を新たに設けようとしたましたが、組合が早稲田大学等を相手に果敢に闘い、多くの大学で更新五年上限規定を撤回せざるを得なくなった。

(2) そうした最中、日大は「ゼロ化計画」(組合が名付けた日大の計画)を策定し、非常勤講師を全員雇止めにしてゼロにし、5年雇止めの非常勤講師だけにしようとする計画に着手しました。

具体的には、非常勤講師には従前雇用契約書がありませんでしたが、2016年4月1日以降、非常勤講師契約書兼務労働条件通知書が作成され、同契約書には更新五年上限規定が記載されるようになりました。そして、日大の本部の指示の下、各学部で授業科目数の二割削減目標、専任教員の標準担当講義(コマ数)を5から8(1.6倍)に増加させる目標が立てられ、実行に移されつつあります。

さらに日大は、2017年10月6日に非常勤講師就業規則及び非常勤講師規程を新設し、2016年4月1日以降採用の非常勤講師に対する更新5年上限規定も決めました。

「ゼロ化計画」は、日大自身が「非常勤講師に係る対応」において吐露しているように、無期転換申込権、ひいてはその趣旨の雇用の安定を敵視し、非常勤講師を従前どおり不安定かつ低処遇で活用することを目指しているものです。

4 雇止め及びコマ数の削減は違法・無効

(1) 機管理学部及びスポーツ科学部は2016年4月に新設された学部で、完成年度(学年進行終了時の4年)の2020年3月までの継続雇用を原告ら4名に期待させるものでした。そうすると、雇止めとなった原告一名について、当初契約締結時に少なくとも合計四年間の雇用期間まで更新される旨の合意が存在しており、仮に合意の存在が認められない場合でも四年間の契約更新への高度の合理的期待が認められといえます。

(2) 本件雇い止めは、「ゼロ化計画」の一環というべきもので、無期転換申込権、ひいてはその趣旨の雇用の安定を敵視し、非常勤講師を従前どおり不安定かつ低処遇で活用することを目指しているもので、無効です。同様に「ゼロ化計画」の一環であるコマ数削減も、違法・無効です。

(3) 日大からは詳細の反論書が提出され、「ゼロ化計画」なるものは存在しない、各人の雇い止め、減額についても、期待権すら発生していないと争ってきている。

(弁護団は、小部正治弁護士、平井哲史弁護士、中川勝之、本田伊孝弁護士及び平井康太弁護士です)。

東京都に勝ったCAD科再任用拒否事件

三多摩法律事務所 平 和元

1 民間委託を理由とする31名の雇い止め

2015年4月、東京都は職業能力開発センターにおけるCAD製図科を民間委託し、CAD製図科の非常勤講師31名を解雇した。解雇された非常勤講師のなかには公務公共一般委員長の中嶋祥子を含む組合員3名がいた。中嶋は非常勤講師として40年以上勤務していたものである。非常勤講師は期間1年の任用であるが、従来意に反する更新拒否は行わないことが労使の交渉で確認されてきていたにもかかわらず今回都はこれまでの慣行を無視して「任用は都知事の専権であるから、労使協議・労使慣行・内部選考による任用はない」などと主張し雇い止めにしてきたものである。

2 勝利和解

非常勤公務員の雇い止めについてはこれまで「任用論」の厚い壁があり判決や労働委員会の命令で職場復帰を果たすことは非常に困難とされてきた。しかし中嶋らはその雇い止めは不当労働行為であり、違法であるとして都労委申立と訴訟提起して闘い、2018年9月27日都労委にて協定書を締結し、1名は任用で、2名は嘱託として職場復帰勝ち取り、勝利和解した。

3 経緯

都労委申立は2015年5月12日、申立人は東京公務公共一般労組労働組合（中央執行委員長中嶋祥子）である。公務公共一般労組は労働基本権が制限された東京都や区市の職員の中で地公法3条3項3号の特別職（地公法の労働基本権の制限がない）として位置づけられる非常勤の職員を中心に組織し、団交・争議権が保障されていることから、これまで中野区保育園事件も含めていろいろな活動で東京都や区市に対し権利を認めさせてきた。中野保育園事件においては再任用については棄却されたが任用に対する期待権を認定させ1年分の賃金相当の損害賠償を認めた（2007、11東京高裁判決）。ところが都はこの判決が出た直後この期待権を奪うために任用の更新は4回限りと要綱を変えてきた。組合はこの要綱の問題点を指摘して都労委へ申立し、「公務員の任用に関する事項は管理運営事項であり、団交応諾義務はない」と主張する都の主張を打ち破り、2014（平成26）年2月に「任用の更新や次年度の労働条件も義務的団交事項」とする最高最判決を勝ち取った。1年期間の非常勤職員でも次年度の労働条件について団体交渉する権利を勝ち取ったものである。するとその年、都はこの判決を勝ち取った非常勤の消費生活相談員たちを地公法3条3項3号の特別職から地公法17条の一般職としてしまった。公務公共一般の組合員と共に活動する権利と機会を奪ってしまうという暴挙に出た。

さらに次ぎの狙いとして、一般職化できず特別職として残さざるを得ない職業能力開発センターの非常勤講師から公務公共一般を排除しようとしてきたのが今回の民間委託である。

組合委員長である中嶋らの所属するCAD科を廃科し、民間委託に名を借り、2015年4月にCAD科の非常勤職員31名の雇い止めを行い、中嶋らの排除が強行されたものである。

公務公共一般の組合員である消費生活相談員の専務的非常勤職を一般職にして争議権を奪うとともに一般職化できない非常勤講師である原告らについては職場を民間委託して雇い止めあるいは出講時間数を大幅に減少して他の職員へ接触する機会を奪おうとする都の意図であった。

4 和解協議に至った契機

「任用論」を突き崩すための複数の学者の意見書も提出した。しかし裁判所は歯牙にもかけない。難局を打破する方法はないか。

職業訓練校は憲法13条の幸福追求権を保障したもので学習権を保障するためという千葉大名誉教授依田先生の考えを聞き、民間委託するための根拠法である職業能力開発促進法15条の7第3項「職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を実施するために必要があるとき」の要件が満たされたときに限り民間委託ができるということを知った。

「東京都公共職業訓練実施要領（都立城東職業能力開発センター江戸川校CAD科）では「機械製造業や電気設備関連業、建築・土木関連業において、設計現場での設計補助やCADトレース業務に携わることができるよう、CADに必要な実務的知識と技能を習得する」とされている。そのために機械製造や電気設備、建築土木関連の科目を備え、かつCADトレース科を備えた学校が民間委託先と考えられていたはずであるが、それらの学校の受託応募がなく、ただCADそのものの授業があるTACとヒューマンアカデミーを委託先として選ばざるを得なくなった。

その結果、本件民間委託は法の趣旨に反し、民間委託して定員を半減するという法の趣旨とは真逆のことをせざるを得なくなった。裁判では、やり方も強引であり、募集定員を半分にし、さらに就職率も低下するなど失敗であった事実を具体的に明らかにしていった。

都労委と裁判の戦いと併せて、団体交渉も継続していたが、民間委託が失敗であった事実が明るみに出だしたこのころから団交の場における都の対応に変化が出始め、実質的に3名を職場に戻す方向での話しが進み出した。地裁での裁判は2018年2月22日に結審したが、和解協議が続けられ、併せて都労委においても強く和解が進められてきた。和解が成立する前に1名は公簿によらず任用され、2名は委嘱であるが、職場に戻り、ついに2018年9月27日、将来さらに授業数を増やすことを約束させ、さらに雇い止めが起きた場合の指針となる協定が締結され、都の職場のなかに組合としての確固たる足場を維持することが守られた。

さらには民間委託されたCAD科を直営に戻せという運動にも発展している。（弁護団は平、後藤寛、山添健之、萩尾健太、三澤麻衣子、青龍美和子）

「理化学研究所による無期転換逃れの雇止め」

東京法律事務所 平井 康太

1 理研、無期転換逃れを図る

国民の多額の税金が投入されている日本を代表する研究機関たる理化学研究所(以下「理研」といいます。)において、無期転換申込権の発生を免れるために345人の雇止めをしようとする事態が生じました。

理研の雇止めに関する概略を説明しますと、理研では、2016年3月24日に就業規則を変更して、2013年4月1日を起算点として5年間しか契約を更新しないことを定めました。理研は、就業規則の不利益変更がされたときから5年間ではなく、2013年4月1日に遡って更新上限の5年間を計算するという扱いをしたのです。すなわち、この就業規則からすれば、就業規則の不利益変更がされた時点において理研で働いていた事務員は2018年3月31日に雇止めされることとなります。そして、労働契約法18条が施行された2013年4月1日から数えて契約期間が5年間を超えないため、無期転換申込権は発生しないこととなります。

あまりにも露骨な無期転換逃れであったため、科学技術産業労働組合協議会(以下「科労協」といいます。)と理化学研究所労働組合(以下「理研労」といいます。)は、上記雇止めの撤回を求めて理研と何度も団体交渉を行いました。

しかし、理研は雇止めの撤回には応じないばかりか、組合の質問にも誠実に答えないため、こちらでも法的手段を採ることになりました。

2 理研へのプレッシャー

科労協と理研労は、東京都の労働委員会に対して、不誠実団交で不当労働行為の救済の申し立てを行いました。雇止めの対象には組合員以外にも多く含まれていることから、不当労働行為意思の関係で不利益取り扱いとして争うことは困難なため、雇止め自体を直接の審理対象にはできませんが、紛争の根本に無期転換逃れの雇止めがあることを強調し、労働委員会に対し、雇止め問題の抜本的解決への協力を求めました。

また、国会議員の協力もありました。2018年2月1日、田村智子議員(日本共産党)が、国会で理研での大量雇止め問題を追及し、安倍首相も「無期転換を意図的に避ける目的の雇止めは望ましくない。無期転換への対応が円滑に行われるように適切に対応してまいりたい」と述べるに至りました。

さらに、同年2月8日、理研内で組合員に限らずに理研職員を対象とした裁判説明会を弁護団が行いました。同年3月31日の雇止めがいよいよ迫っていたためです。この裁判説明会には、多数の職員が参加し、雇止め対象となる職員の上司も応援のために参加していました。裁判説明会では訴訟手続、費用、勝訴見込み、解決までの時間など多数の質問が寄せら

れ、弁護団で回答しました。訴訟に踏み切ることに躊躇している方もいましたが、訴訟を行いたいと考えている方もいました。

3 理研、雇止めを撤回

裁判説明会の直後に行われた理研と理研労の交渉の中で、突如、更新上限を設ける就業規則の不利益変更の前から採用されていた事務員については、就業規則の更新上限規定の適用を除外して雇止めを撤回すると理研が表明しました。これまでの労働委員会への申立て、国会議員による追及、訴訟提起の構えを見せるという理研に対する一連のプレッシャーが功を奏したと思います。弁護団・科労協・理研労で2月26日に記者会見を行い、その後、祝勝会を行いました。

4 問題は依然として残る

理研には研究者がいるため、2023年には今回のケースと同様の無期転換逃れの問題に直面します。私たちは、労働委員会で、更新上限を設ける就業規則の不利益変更の前からいた研究者についても、事務員と同様に更新上限規定の適用を除外するように求めましたが、理研は、事務職と研究職は違うのだと一向に受け入れませんでした。

5年の無期転換の問題に関する不誠実団交で申し立てていたこともあり、労働委員会は口には出しませんが事務員についての問題は決着がついたのだからという姿勢で、和解をするように強く勧めてきました。ただ、研究者の無期転換の問題についても不誠実な団交をされるようでは和解することは到底できないため、今後、事務員のみならず研究者についても無期転換に関して誠実に交渉するということを確認する和解を求めました。そして、理研がこの要求を受け入れたこともあり、2018年12月25日に和解が成立し、法的手続としては事件が終了しました。

しかし、上記理研の対応からすれば、研究者についても無期転換逃れがされる可能性は高く、今後も、弁護団と労働組合が力を合わせていく必要があります。

今後の動向にご注目下さい。

中労委・地裁の和解要請を拒否した 明治を包囲するたたかい

東京法律事務所 金井 克仁

1 中労委命令は「附言」で会社に和解解決を要請した

2017年2月9日に交付された中労委命令（1月11日付）は、職分・賃金差別の不当労働行為の救済を認めなかった。しかし命令は「附言」において会社に話し合い解決を求

めた。

2 中労委の「附言」をてこにした地裁でのたたかい

そこで争議団は地裁での早い段階での和解解決をめざして、東京地裁に行訴を提起した。裁判所要請も強めた。そのかいもあり、春名裁判長は第3回期日（2017年9月7日）及びその後の進行協議期日（同10月2日）と2回にわたり会社に和解勧告した。しかし会社は一顧だにせず頑なにこれを拒否した。

結局、行訴は証人調をしないままに結審し、2018年11月29日に中労委命令を維持する棄却判決がでた。争議団は控訴し、高裁にたたかいの場を移した。

3 明治を社会的に包囲して和解に応じさせるたたかい

こうした経緯のなか、争議団はこれまで以上に明治を社会的に包囲し、高裁等での和解に会社を応じさせるために、以下のたたかいを展開している。

ア 2016年1月から毎月継続している本社での「座り込み行動」

イ 経営者に和解を迫る毎月の役員宅要請行動の継続

ウ 「筆頭株主」であるみすほ銀行への争議解決への役割要請

エ 連続する地方の工場閉鎖問題の運動化への取組

オ 明乳の商品についての不祥事・不正行為の告発運動の継続

① 一昨年9月25日に学校給食牛乳異臭事件（新宿区・板橋区などの小中生ら1900人が「塩素臭」「ガソリン臭」「石鹼臭」を訴え、体調不良や下痢で入院した子どもいる）に対し、明治が異臭ではなく「風味」だと強弁し、酪農家と子どもたちの味覚に責任を転嫁して、原因を隠ぺいした。

② 明治は、高カカオチョコレートを食べると脳が若返ると、内閣府と明治の共同研究の結果として新聞・テレビで大宣伝した（ヒット商品になった）。しかし研究者から抗議が殺到し、内閣府は再検証に追い込まれた。

③ 明治は、NHKの朝イチ等のマスコミを理由して、R-1ヨーグルトを食べるとインフルエンザに効くと大宣伝し、ヒット商品にした。「インフルエンザに効く」とか、PA-3が「痛風に効く」とか、薬事法違反すれすれの誇大宣伝にメディアも批判するようになり、R-1ヨーグルトの「ステマ商法」も複数の週刊誌で指弾された。

④ こうした不祥事等については、畑野君枝議員（衆議院「消費者問題特別委員会」）や山添拓議員（参議院「消費者問題特別委員会」）によって国会で追及した。そして食の安全と明乳争議の解決をめざす「7・19院内決起集会」を開催（74団体146名の参加）し、明治の不正体質を明らかにするとともに、争議の早期解決を訴えた。

カ オリパラ組織委員会への情報提供と要請の継続・強化

東京オリンピック・パラリンピックに関して、明治は五輪組織委員会との間で「ゴールドスポンサーシップ契約」を結び、日本選手団をはじめ参加者等に食材を提供するなどして、利益拡大をめざしている。そこで争議団は2017年12月から何回となくオリパラ組織委員会に対し、不祥事・不正行為を続けている明治は、オリンピックのパ

ートナーシップ契約に相応しくない、食材提供契約の前提として争議解決を促す「是正勧告」を要請している。

キ 食品ユニオンを中心とした「ILO」対策

4 明治製品の「不買運動」を鮮明にした取組

昨年から争議団は、明治が争議を話し合い解決して食の安全と社員の人権を守るまっとうな企業になるまで明治製品の不買することを支援者等に訴えはじめた。そして今年からは、働く人の人権を守れない明治は「食の安全・安心」も守られないとして、明治の製品は「買わない・食べない」運動を本格的に取組（明治への不買宣言のFAX）はじめた。

東京高裁で必ず挽回！メトロコマース 労働契約法20条裁判

東京法律事務所 青龍 美和子

■ この間のたたかいと労働契約法20条をめぐる情勢

2017年3月23日悪夢の東京地裁判決から約2年。

東部労組メトロコマース支部の一審原告4人とともに進行協議を重ね、2018年11月19日に結審、本年2月20日午後3時に東京高裁で判決が言い渡されます。

この間、2018年6月1日、労働契約法20条に基づき、正規労働者と非正規労働者の労働条件の格差是正を求めた2つの裁判について最高裁判決が言い渡されました。また、この最高裁判決をふまえ、同年12月13日には郵政労働者ユニオンの東日本訴訟が、東京高裁で一審判決を前進させる判決を勝ち取っています。

さらに、同年6月末、政府主導の「働き方改革」一括関連法案の成立により、労働契約法20条は、新たに「パート・有期労働法」に組み込まれ、正規と非正規との「均等・均衡待遇」を目指す制度ができました。

私たちは、これらの先行する判決や法改正を生かし、ほぼ全面敗訴だった原判決を覆そうと努力してきました。東京高裁第17民事部が、一審原告らの職場の実態、制度の実際の運用を正面から受け止め、労働契約法20条の趣旨を正しく解釈し適用する判決を下すのかどうか、団支部総会が開かれている頃には、明らかになるでしょう。

■ 最高裁判決とメトロコマース事件

最高裁は、ハマキョウレックス事件で、労働契約法20条は職務の内容等の違いに応じた「均衡のとれた処遇」を求める規定であると判示し、均衡すなわちバランスのとれた処遇かどうかで不合理かどうかを判断する基本的見解をとりました。また、職務の内容等の考慮要素のうち、相違のある各労働条件ごとにそれぞれの目的・趣旨に照らして適切と認められる

ものだけを考慮して、不合理か否かを判断する判断手法をとりました。そして、原審が、不合理でない理由の一つとして「正社員への福利厚生を手厚くすることによって有能な人材の確保・定着を図るという目的は合理性を有すること」を述べていたことに対し、最高裁は、それを採用しませんでした。

本件の控訴審で、一審被告の正社員の構成が、例えば平成25年度では、正社員613名のうち、いわゆる新卒入社社員は44名と正社員の1割にも満たないことが明らかになりました。一部の例外を除く正社員の大半は、以前の職歴による仕事を行っており、将来のキャリア形成のための職種の異動は予定されていません。正社員は転居を伴う配転が予定されていないことも控訴審で明らかになりました。契約社員は、正社員と同じ65歳定年までの長期雇用が予定され、10年以上勤続していますが、東京メトロを早期退職してメトロコマースの正社員となった者は、8年の雇用しか予定されていません。このように、本件事案では、「長期雇用を前提とする正社員」と「短期雇用を前提とする契約社員」に区分されるような雇用関係は存在していません。そして、一審原告らが比較対象とする正社員が売店で行う販売業務は、契約社員と全く同じです。

本件事案では、最高裁の見解と判断手法によれば、住宅手当、早出残業手当、褒賞の各手当はもちろんのこと、基本給、賞与、退職金についても不合理と認められます。たとえば、賞与は、年間100万円を超える正社員賞与に比べて契約社員の賞与はそのわずか4分の1であり約80万円もの格差があります。これは、最高裁が求める「均衡のとれた処遇」にはとうてい当たりません。退職金も、正社員は57歳から8年の雇用だけでも65歳定年退職金が支給されるのに、契約社員は10年以上の雇用でも65歳定年退職金は全く支給されません。退職金の功労褒賞的性格の点からも、最高裁が求める「均衡のとれた処遇」といえないことは明らかです。

■ 非正規労働者に健康で文化的な生活を営むに値する賃金を！

非正規労働者の生活実態をみると、アベノミクスで景気が良くなったとはとても言えません。メトロコマースでは、契約社員は65歳定年で退職金も支給されず、組合のたたかいで継続雇用は勝ち取りましたが、時給制・中途半端な時間帯の勤務のため、掛け持ちしないと生活が成り立たない状況です。今後、低い労働条件を抜本的に改善しないまま外国人労働者を大勢受け入れるうえに、年金を削り高齢者を働かせ続ける、さらに消費税が上がって家計の支出が増える、逆に軍事費に税金をどんどんつぎ込む—こんな政策に未来はありません。若者も希望を持ってません。たとえば、今年5月の10連休は、時給制の非正規労働者にとっては苦痛でしかありません。労働日が少なくなれば、その分、賃金も少なくなるからです（なお、メトロコマース支部は特別手当を求めて交渉しています。）。

今年は参議院選挙があるということもあり、選挙で政治を変えるとともに、裁判に勝利し、立ち上がれば、たたかえば、前進するという（逆に、何もしなければ後退するという）ことを示し、2000万人いる非正規労働者に勇気と希望を与えることができればいいと思います。

NHK地域スタッフ団交拒否事件東京地裁判決～地域スタッフを労働組合法上の労働者と認定～

代々木総合法律事務所 鷺見 賢一郎

1 NHKの団交拒否

日本放送協会（NHK）の受信料を集める地域スタッフは、昭和57年（1982年）8月25日、全日本放送受信料労働組合（全受労）を結成しました。しかし、NHKは、地域スタッフは受託者であり、受託者の団体は業者団体であるとして、全受労を労働組合と認めませんでした。

事件の発端は、NHKが、平成23年6月13日及び7月12日の名古屋駅前営業センターにおける、センター長の不当労働行為発言を追及する支部団交に、全受労の中央執行委員が出席することを拒否したことです。全受労は、NHKによる支部団交への中央執行委員の出席拒否を不当労働行為として、2011年11月11日、東京都労働委員会に救済申立をしました。この不当労働行為事件の中で、NHKは、地域スタッフは労働者でなく、全受労は労働組合法上の労働組合ではないと主張してきたのです。

東京都労働委員会は、2015年8月25日、全受労を労働組合法上の労働組合と認め、「日本放送協会は、今後、全受労が申し入れる支部団交について、全受労の中央執行委員の出席を理由として拒否してはならない。」などの、NHKの団交拒否を認定し、是正させる命令を出しました。その命令が、2016年11月16日、中央労働委員会で維持され、2018年9月28日、東京地裁でも維持されました。

2 労働組合法上の労働者性を認める東京地裁判決

東京地裁判決は、新国立劇場運営財団事件最高裁判決及びビクターサービスエンジニアリング事件最高裁判決の労働組合法上の労働者性の判断基準にそって、「以上のとおり、地域スタッフについては、原告協会の事業組織へ組み入れられ、契約内容を一方的・定型的に決定されていて、その報酬は労務供給に対する対価という性質を有し、原告協会からの業務依頼に基本的に応ずべき関係にあり、労務供給に係る拘束・指揮監督を受けているという面があるということが出来る一方、労組法所定の労働者性を否定することになるような顕著な事業者性を肯定することは困難である。そして、これらのことを総合的に評価すると、地域スタッフは労働契約下にある労務供給者と同程度に団体交渉の保護を及ぼす必要性と適切性が認められる同種の労務供給契約下にある者といえ、労組法所定の労働者に該当すると認めることができる。」と判示しています。

3 東京高裁におけるたたかい

—地域スタッフの労働組合法上の労働者性は別件で確定

NHKは、2018年10月10日、控訴しました。その同じ同年10月10日、最高裁第二小法廷は、全受労南大阪支部（旧堺支部）が地域スタッフの労働組合法上の労働者の認定を勝ち取っていた東京高裁2018年1月25日判決に対するNHKの上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定を出しました。この最高裁決定により、地域スタッフの労働組合法上の労働者の性は確定しています。

NHKは、東京高裁では、東京地裁でも主張していましたが、「本件70歳定年発言に関する交渉事項が義務的団交事項ではないことについて」、「本件事前了解の成立について（支部交渉（下部交渉）における中央執行委員（上部役員）の出席が制約されることを定めている『各級レベルの交渉について』を全受労が事前了解しているとの主張）」などを主張しています。

地域スタッフの皆さんの権利を守るため、請負委託労働者の権利を守るため、東京高裁でも、力を尽くし、必ず勝利したいと思います。

国際自動車事件 雇止め事件（勝利と課題）

東京法律事務所 江夏 大樹

1 事案の概要

本件は、km 国際自動車労働組合（以下、「原告組合」）の組合員である原告ら12名（以下、「個人原告ら」）が、国際自動車株式会社（以下、「被告会社」）に対して、未払賃金請求訴訟を提起したところ、その報復として、被告会社が、定年退職日ないし契約更新日を迎えた個人原告らを順次、再雇用拒否又は雇止めにした事件である。

東京地裁判決・労働委員会の決定は、それぞれ勝訴部分に重要な意義があり、他方で、東京地裁判決の敗訴部分では、定年後再雇用拒否における法的保護という重要な課題を提示している。

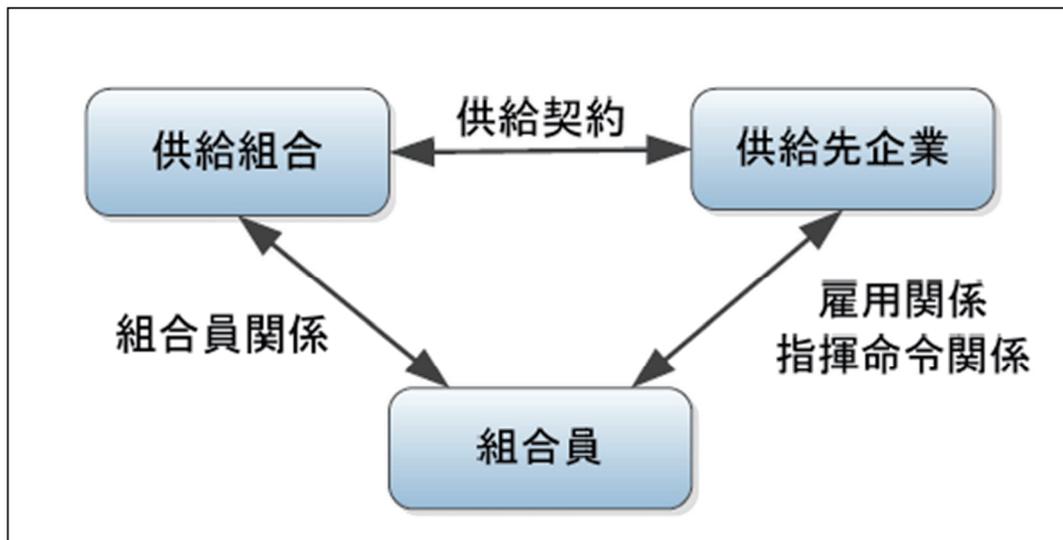
2 事実経過

(1) 被告会社の定年後再雇用制度

被告会社は、日本最大手のタクシー事業者のkmグループ傘下の会社である。

65歳定年であり、定年後は、被告会社と1年有期の再雇用契約を締結し、1年ごとに更新される。

ここで特徴的なのは、被告会社は、原告組合と労働者供給契約を締結しており、定年後の再雇用及び契約更新は全て、原告組合の労働者の供給によるものとされている点である（下記図を参照）。



被告会社（供給先企業）が原告組合（供給組合）に対して、供給の申込みをし、原告組合が、組合員を被告会社に供給するという仕組みである。

(2) 個別原告らの訴訟提起

km グループ傘下のタクシー会社の賃金制度は、残業代相当分を基本給から控除する仕組みとなっていたことため、2012年頃から、原告組合とは別の組合員らが、未払残業代の支払いを求める訴訟を提起した。これらの訴訟において、残業代相当分の支払いを命じる判決があり、原告組合も被告会社と賃金制度の見直しについて協議した。しかし、被告会社は、原告組合に対して、何ら説明もなく、賃金制度を変更したことから、やむなく、原告組合は、組合員らに呼びかけて、被告会社に対して、残業代の支払いを求める通知書を出した。通知書を出した後も、被告会社と原告組合との交渉の進展がなかったことから、個別原告らは、被告会社に対して訴訟を提起した。

(3) 被告会社の代表取締役による恫喝、再雇用拒否・雇止め

被告会社の代表取締役は、残業代の支払いを求める通知書を出した組合員らを個別に呼び出した上で、訴訟提起をしないよう執拗に働きかけた。その結果、通知書に名を連ねていたものの、訴訟を取りやめる組合員が続出し、原告組合を脱退する者、被告会社を退社する者もいた。

また、被告会社の代表取締役は、原告組合との団体交渉において、「会社を提訴する様な人とは再雇用契約するつもりは一切ありません。」と明言し、以降、定年を迎えるか、又は雇用期間の満了を迎えた組合員らについては、労働者の供給受け入れを拒否し、順次雇止めにした（以下、「本件再雇用拒否・雇止め」と言う）。なお、被告会社代表取締役は、雇止めの理由が、残業代裁判の原告であるということは一切隠さず、東京都労働委員会の場でも公言した。

(4) 訴訟提起

個人原告らと労働組合は、会社と代表取締役を被告として、訴訟を提起した。

裁判では、以下の3点が重要な争点となった。

①被告会社が原告組合に対して、労働者供給の申込みをしておらず、被告会社と原告組合との間で個別組合員の供給の合意がないにも関わらず、個別原告らと被告会社との間に、労働契約法19条に基づき、有期雇用契約が締結されたものとみなされるか（労契法19条の適用の有無）。すなわち、組合・会社・組合員の三角関係うち、組合と会社間の一辺が欠けてもなお、会社と組合員との労働契約は更新されるかという問題である。

②定年後再雇用拒否された個別原告らは、労働契約法19条の類推適用又は権利濫用法理に基づき、労働契約上の地位を有するか。定年後再雇用拒否は、労契法19条直接適用の場面ではない上、解雇でもないことから、その法的保護をどうするかという問題である。

③裁判を理由とする雇止めについて、原告組合及び個人原告らの被告会社及び代表取締役らに対する損害賠償請求の成否。

(5) 不当労働行為の申立

組合員らが行った残業代裁判は、原告組合の組合活動として行ったものであることから、本件再雇用拒否・雇止めは、労組法7条1号、3号の不当労働行為に該当し、また、原告組合との協議無く、他の労働組合とのみ協議し、賃金規定を改定した行為は、労組法7条2号の不当労働行為に該当するとして、不当労働行為の申立を行った。

3 東京地裁判決

(1) 平成30年6月14日、東京地裁民事19部春名茂裁判長は、被告らの個人原告らに対する再雇用拒否又は雇止め及びそれと相前後する一連の個人原告らに対する働きかけは、裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害であり、原告組合の「団結権の侵害」に当たるとした。単に、雇止めを違法とするだけでなく、被告らの行為を「人権侵害」とであると厳しく断罪した上で、7名の個人原告らについて地位確認を認め、個人原告ら全員について損害賠償請求を認容した。

他方で、東京地裁判決は、個人原告らのうち、定年到達後の再雇用を拒否された原告3名についての地位確認請求を棄却した（結果は以下の表のとおり）。

	地位確認請求	損害賠償請求
原告組合		○（30万円）
65歳の組合員3名	×	○（各人10万円）
66歳～組合員7名	○	○（各人10万円）
75歳の組合員2名	×	○（各人10万円）

(2) 東京地裁判決の意義

東京地裁判決は、以下の3点において重要な意義を有している。

①労働者供給契約に基づく再雇用においても、労働契約法19条が適用されると判示した。被告会社が労働者供給の受け入れを拒否したとしても、個別原告らと被告会社との間には、労働契約関係がある以上、強行法規たる労働基準法、労働契約法は適用を免れることはできないと判示した。

②加えて、一度しか更新をしていない原告を含む7名（66歳～74歳）について、労契法19条に基づき、地位確認請求を認容した。75歳までの継続雇用の合理的期待を認めた点、一度しか更新していない者の継続雇用の合理的期待を認めた点は重要な意義を有している。

③また、個人原告らの裁判を受ける権利の侵害を認定し、単に、雇止めを違法とするだけでなく、被告らの行為を「人権侵害」であると厳しく断罪した上で、個別原告ら全員に10万円の慰謝料の支払いを命じた。10万円という数字の低さはさておき、全ての個別原告らに対する慰謝料請求を認容した点は、本件事件の悪質性を物語っている。

④さらに、原告組合の団結権侵害を認定し、原告組合に対して30万円の支払いを命じた。ここでも30万円という数字の低さはさておき、労働組合の被害に着目した点は重要な意義を有している。

(3) 東京地裁判決の問題点

他方で、東京地裁判決は、65歳の組合員3名について、労契法19条の類推ないし権利濫用法理を適用せず、地位確認請求を認めなかった。

その詳細は字数の関係上、割愛するが、定年後再雇用者の法的保護という重要な課題を提示している。

4 不当労働行為の救済命令

(1) 救済命令の内容

平成30年7月23日、東京都労働委員会は、組合活動として行った賃金（残業代）請求訴訟を理由に、再雇用拒否・雇止めすることは、労働組合法7条第1号・第3号に定める不当労働行為であると認定した。

加えて、再雇用拒否・雇止めされた組合員らについて、75歳までの雇用を前提として、定年退職日・契約更新日以降、復職に至るまでの賃金相当額を支払わなければならないとした上で、本件悪質性を踏まえると、中間収入を控除しないと決定した。なお、組合員ら9名が再雇用拒否・雇止めされてから、現在に至るまでの賃金相当額の総額は、約6000万円にのぼる。

また、賃金改定において、被告会社が、他の労働組合とのみ交渉し、原告組合と交渉しなかったことを、組合間の差別的取り扱いにあたり、労働組合法7条第3号の不当労働行為であり、許されないとした。

以上の不当労働行為について、会社は、「文書を従業員の見やすい場所に10日間、掲示しなければならない」とした（ポストノーティス）。

(2) 救済命令の意義

本件の悪質性に鑑みて、バックペイの中間収入控除を行わなかったこと、救済命令のポストノーティスを認めた点は、被告会社の一連の行為を厳しく断罪するものであり、その意義は大きい。加えて、東京地裁判決では、認めていなかった定年後再雇用の者を救済したことも、東京地裁判決の不当性を一層鮮明にするものである。

5 終わりに

東京地裁判決は双方控訴し、東京高裁で審理中であり、不当労働行為事件も中央労働委員会に係属している。

原告らと弁護団（小部正治、蒲田哲二、菅俊治、中村優介、私）は一致団結し、全面勝利を掴むため、奮闘している。

京王新労雇用延長差別事件

東京法律事務所 中川 勝之

1 賃金等差別事件とは別に提訴

2000年の京王電鉄の「勝ち残り策」というリストラ案を契機とした争議が2004年12月に解決したものの、職場復帰した京王新労組合員に賃金・昇格等の差別があったため、2009年10月6日に不当労働行為救済申立をしたこと、2013年6月4日付けで都労委が雇用延長制度に関する不十分な提案命令を出すだけで、賃金・昇格差別を認めなかったこと、中労委係属中であることは、第44回総会特別報告集において、小川杏子団員が「京王新労 賃金等差別事件」として報告している。

本件は、京王新労組合員に対する差別のうち、雇用延長差別を訴訟で争ったものであり、2015年9月9日に提訴したものである（2人が順次追加提訴）。原告らは、京王電鉄にバス運転士として職種を限定して採用・雇用され、30年前後にわたってバス運転士として働いてきた京王新労組合員3名である。原告らは、改正高年法のもとで定年後もバス運転士として雇用継続することを求めたにもかかわらず、1か月10万円にも満たない賃金で清掃業務に従事させる「再雇用社員」以外に雇用継続しない旨通告を受け、清掃業務を余儀なくされた。京王新労組合員以外のバス運転士で希望者は全員、バス運転業務を継続しており、差別にほかならない。原告らは、本件において、バス運転業務に従事する「継匠社員」としての地位確認、差額賃金支払及び損害賠償を求めた。

2 請求を全て却下・棄却する不当判決

しかるに、東京地方裁判所民事第19部（春名茂裁判長裁判官、西村康一郎裁判官及び関泰士裁判官）は原告らの請求を全て却下・棄却する不当判決を行った。

判決は、前記劣悪な労働条件を無視して改正高年法に該当する制度は「再雇用社員」制度であると判断し、他方で「継匠社員」制度に直近5年のうちに3回以上C評価があった場合には選択できないという要件とさらにはその前提の評価制度の合理性を認め、原告らはその要件を満たさない以上、「継匠社員」ではないと判断し、不当労働行為であることも否定した。

しかし、雇用継続は新規採用とは異なる基準を用いるべきで、雇用継続の有無を判断す

る基準として選択要件を用いる合理性がないし、前提である評価制度は安全運転の妨げるアナウンス行為の多寡等を評価するもので不合理であり、また、京王新労に対する不当労働行為であることも明らかである。

この点、2008年7月11日付けの㊦と明記された「小金井営業所引継ぎ事項」には「許されるなら中央線の線路に突き落としてください。」と記載されていたが、判決は、「さらに、「許されるなら中央線の線路に突き落としてください。」との記載は、山田元副所長の京王新労に対する強い敵意をうかがわせるものではあるが、前判示のとおり、原告らの低評価には肉声マイク放送や増務に対して消極的であったという根拠事実が存在するのであるから、この記載によっても、原告らがこれらの根拠事実の存否にかかわらず京王新労の組合員であることを理由として低い評価を受けたことが直ちに裏付けられるということとはできない。」と判断した。

しかし、原告らは、前記記載だけが不当労働行為意思の根拠と主張しておらず、他にも様々な事実を主張したが、裁判所は無視した。「京王新労に対する強い敵意」はどこに行ってしまったのか。中央線とはJR東日本の路線であり、突き落とされた京王新労組合員以外も大変迷惑である。

3 控訴審・中労委でのたたかい

原告らは全員控訴した。2019年2月28日に第1回期日があり、たたかい続ける。

なお、中労委の審理は、京王新労が鎌田耕一公益委員（会長代理、東洋大学法学部教授）に対する中労委史上初の忌避申立をせざるを得なかった等の事情があったが、2019年2月28日に最終陳述書を提出することになっており、同年の命令が予想される。

生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟 (通称：はっさく訴訟) について

城北法律事務所 木下 浩一

1 本件訴訟について

2013年から3回にわたり実施された生活保護費の大幅引き下げによって、生活保護世帯の96%にあたる200万人以上が生活扶助費を減額された。3年間で、1世帯あたり平均6.5%、最大10%もの生活扶助費が引き下げられることになり、もともと厳しい生活を送っていた生活保護世帯が、さらに追い詰められている。

本件は、東京都内に住む原告約30名が、減額支給決定が違憲違法であるとして、各市区町村に対して保護費減額処分の取り消しを求めるとともに、違法な生活保護基準を策定したこと自体の厚生労働大臣の過失を問い、国に対して国家賠償を求める裁判である。なお、本

件訴訟のことを、通称「はっさく訴訟」と呼んでいるが、これは、第1回の引き下げが2013年8月1日に行われたことから、旧暦の八月朔日にちなみ、同日を決して忘れないという意味で名づけられた。

2 本件引き下げに至る経緯

2012年12月の衆議院議員総選挙に際して、自民党は「給付水準の原則1割カット」をマニフェストに明記し、選挙の結果、自民党が大勝をして政権を奪還し、奪還直後には、これに符合する最大10%の生活扶助基準引下げの方向性が示された。このような経緯からすれば、今回の引き下げは、当初から引下げ自体を目的とした政治的意図により実施されたことは明らかである。

また、国は、専門家による客観的な検証のために設置された基準部会の審議内容を無視・軽視し、生活扶助相当CPIという独自の基準を用いて引下げの根拠としている。政治意図に沿った、極めて恣意的に作られた基準を用いて引下げを正当化するものであり著しく不合理である。

3 訴訟の進行状況

現在、訴訟は第10回口頭弁論期日が開かれた段階であるが、生活保護バッシングが吹き荒れる中、意を決して立ち上がった原告の方々の生活実態を訴える悲痛な意見陳述に、他の原告、傍聴人および弁護団は心を打たれている。

また、弁護団では、生活保護基準が策定された経過、特に、どうしてこのような引き下げ幅になったのか、その根拠、計算方法等を明らかにするよう被告らに対し繰り返し釈明を求め続けているが、被告らは具体的な回答を拒否し続けている。

弁護団としては、今後、これまでに明らかにされた材料から（あるいは被告らが求釈明に対する回答をしないこと自体から）要考慮事項の不考慮あるいは不可考慮事項の考慮など厚生労働大臣の裁量権の逸脱濫用があったことなどを主張立証していく予定である。

4 生活保護を取り巻く状況

このような訴訟が全国で訴訟提起され、引き下げの違憲・違法性が争われている中で、また、多くの反対意見、反対運動にもかかわらず、厚労省は、昨年、更に生活扶助基準の大幅な引き下げを強行した。

新たな引き下げについても、全国で審査請求が行われているが、当弁護団の当事者も審査請求を行っており、本件訴訟の勝訴を目指すだけでなく、本件訴訟の内外で闘っていく決意である。

年金引き下げ違憲訴訟の勝利のために

東京法律事務所 加藤 健次

1 全国で5000名を超える原告が提訴

(1) 相次ぐ年金制度の改悪

「老後破産」「下流老人」「老人漂流社会」など、高齢者の厳しい現実を反映したことが氾濫している。この背景には、わが国の公的年金が人間らしい最低限の生活を保障する水準には至っていないことがある。

にもかかわらず、12年の法改正によって、「特例水準の解消」を口実に、年金額を2.5%減額することが決定された。13年10月には、4月に物価スライドによる減額に重ねて1%の年金減額が強行された。16年4月から、物価が上昇しても年金支給額を抑制する「マクロ経済スライド」が実施された。19年度には、16年に成立した年金カット法に基づき、これまで発動できなかったマクロ経済スライドによる調整分を本来の上昇分から削減することが予定されている。

加えて、安倍政権が大軍拡を進める一方で、年金のみならず、生活保護、医療、介護など社会保障の改悪をいっそう強行しようとしている。

(2) 年金者組合の12万人審査請求運動と全国での訴訟提起

日本年金者組合は、13年10月の年金減額決定に対して集団的な審査請求運動を提起し、全国で実に12万人余の審査請求が行われた。しかし、各地の審査官は請求を「不適法」として実質的な審理なしに却下決定を行い、再審査請求に対しても社会保険審査会は同様の対応をした。

このような中で、15年2月の鳥取を皮切りにして、同年5月のいっせい提訴を含め、これまで44都道府県で、5000名を超える原告（東京では728名）が39の地方裁判所に年金減額を憲法違反であるとして取消を求める訴訟を提起し、社会保障をめぐる史上最大の集団訴訟に発展している。

2 憲法をめぐる裁判の争点

原告らの主張の核心は、年金切り下げを決めた12年改正法が憲法13条、25条、29条、さらには社会権規約9条に違反するという点にある。その概要とこれに対する国の反論は、以下のとおりである。

(1) 人間らしい最低限の生活を保障できない年金制度は憲法25条違反

わが国では最低保障年金制度が確立されていないため、生活保護基準以下の年金で厳しい老後の生活を強いられている高齢者が多数存在している。とりわけ女性の高齢者は、構造的に低年金に置かれている現状がある。このような実態を考慮することなく、一律に減額を強行したことは憲法25条に違反する。

これに対し、国は、年金制度が「健康で文化的な最低限の生活」を保障するものである

必要はないと開き直っている。老後の生活への備えは「自己責任」であり、どうしてもなくなれば生活保護制度を使えばよいというのである。さらに、堀木訴訟最高裁判決に基づき、社会保障政策については広範な立法裁量が認められるべきで、裁判所が憲法25条に違反するかどうかを審査すべきではないと強調している。

しかし、生活保護の補足率が極端に低いことは周知のとおりであり、社会保険制度としての年金制度は「健康で文化的な最低限の生活」を保障するものでなければならない。また、社会権規約は、社会保障制度を後退させることを原則として禁止し、政府に対して厳格な立証責任を課している。わが国でも、このような解釈がなされるべきであり、少なくとも現状を切り下げる法改正に関して広範な立法裁量を認めるべきではない。

(2) 約束に反し、国民的な議論を回避して強行された減額

今回の減額は、04年の法改正の際に、「年金を減額して特例水準を解消することはしない」ことが確認されたにもかかわらず、十分な議論もないまま、この約束を反故にして強行されたものである。

これは、生存に必要な財産権である年金受給権を合理的な理由なく侵害するものであり、憲法29条に反する（最高裁大法廷昭和53年7月12日判決参照）。これに対し、国は、「世代間の公平」や「持続可能な年金制度の維持」などというお決まりの言葉を使って、年金減額には必要性・合理性があると主張するが、その主張を裏付ける事実は何ら示されていない。

また、今回の減額は、受給者の生活実態を考慮することも、意見を聴取することもなく極めて拙速に行われた。このように、立法過程において本来なされるべきことが全くなされていない場合には、裁判所は、立法裁量を逸脱するものとして違憲の判断をすべきである。この点に対しては、国は具体的な反論を行っていない（というより行うことができない。）

(3) 生活実態を前面に、理論的「援軍」も

本件は、立法の違憲性を争う憲法訴訟である。しかし、裁判所に正しい憲法判断を迫るためには、やはり事実を示して迫っていくことが肝心である。そこで、東京の原告に生活実態アンケートを行い、その結果をまとめて主張を行った。また、東京では、原告の半数を超える400通余の陳述書を提出した。わが国の年金と高齢者の生活実態、そして減額が生活に与える具体的な影響を明らかにしすることが何よりも必要である。

その一方で、学者の方々に原告の主張を事実と理論的で裏付ける意見書を作成していただいた。これまで作成していただいたものは以下のとおりである（敬称略）。

- ・伊藤周平（憲法25条、13条、29条違反）、申恵丰（社会権規約違反）
- ・尾形健（25条の後退禁止原則）、唐鎌直義（年金受給者の貧困の実態）
- ・井上英夫（憲法25条の意義と裁判所の姿勢）、山家悠紀夫（経済問題）
- ・里見賢治（最低保障年金など）、田中明彦（年金制度の意義、減額の違憲性）

このように、それぞれの分野をリードする学者の方々が、現在の社会保障と憲法25条

に対する危機感と怒りを共有していただき、強力な「援軍」を得た思いである。これを実際の裁判に結実させることが弁護団に求められている。

3 事実と道理に基づく判断を迫るために充実した証拠調べの実現を

提訴から4年目を迎え、双方の主張がほぼ出そろった。争点について、誰をどのように調べるのかが、当面する最大の課題である。

東京では、原告24名、証人7名を申請した。7名の証人は、現役労働者2名（岩橋全労連副議長、保科東京労連事務局長）、当時の厚労省幹部3名、学者3名（唐鎌、井上、山家）である。国は、この事件では証人や原告を調べる必要がないという姿勢であり、裁判官も積極的に証拠調べをする姿勢にはまだ立っていない。これを裁判内外の運動で変えて、充実した尋問を実現するために知恵を力を尽くすことが求められている。

われわれの基本的な立場は、何よりも、年金の引き下げによって大きな影響を被る当事者ひとりひとりの生活実態を直視しないで、正しい憲法判断はできないということである。もうひとつは、今回の法改正が、十分な説明も、意見聴取もないまま強行されたのだから、少なくとも国は裁判の場で説明責任を果たすべきだということである。真摯な説明もなく、「世代間公平」「持続可能な年金制度」などという「ワンフレーズ」で減額を正当化することは絶対に許されないのである。

当面、人証の採否をめぐる、国及び裁判官との論争が交わされることになる。裁判に踏み切った原告、その周りにいる多くの国民の思いを集中して、なんとしても充実した証拠調べを実現するために奮闘したいと考えている。

4 政治を変えることを展望して裁判勝利の取組を

年金引き下げ違憲訴訟は、年金制度だけでなく、医療、介護、生活保護の改悪など、ひとりの人間らしい生活の保障よりも大企業の利益を最優先するいまの政治のあり方そのものに対する異議申立である。生活保護の引き下げに対して、全国で1000名を超える原告が裁判に立ち上がっており、各地で年金裁判との共闘が進められている。裁判を通じて、憲法25条を現実に生かしていくことが重要である。

朝日訴訟や堀木訴訟の最高裁判決に見られるように、最高裁は、社会保障制度について広範な国会の裁量を認め、政治の現状をひたすら追認してきた。このような裁判所の姿勢を変え、新たな憲法論の地平を切り開いていきたいと考えている。

今年は統一地方選挙と参議院選挙が行われる。有権者の中で、社会保障は常に高い関心と呼んでいる。また、安倍政権が進める「戦争をする国」づくりが、社会保障の充実とは真っ向から反することがいっそう明らかになっている。安倍政権に対置する政治は、一言で言えば、「一人ひとりを人間として大切に政治」であろう。

年金裁判勝利を9条改憲阻止の闘いと両輪の闘いとして、取り組んでいきたい。

最後に、課題の大きさに比べて人手が圧倒的に不足しています。いまからでも十分間に合います。少しでも関心のある方は、ぜひ弁護団へ！

社会保障裁判としての「年金引き下げ違憲訴訟」

東京法律事務所 本田 伊孝

1 2015年2月、先陣を切って鳥取県が24名の原告団で提訴に踏み切った「年金引き下げ違憲訴訟」は、現在、全国で5000名を超える原告団を組織し、39地裁提訴、本年の秋以降に証人調べを求めるまでに発展している。

2 2000年から2002年の3年間、国は経済デフレ局面下の高齢者の生活に配慮し、物価スライド適用せず、年金を据え置いた。以来十数年、高齢者の生活状況は低下するばかり。ところが、国は2012年、据え置いた年金を「本来水準」に戻し、年金支給額を2.5%減額した。

さらに、国は、「少子高齢化が進む中、年金制度を維持するため」と言い募り、毎年1%前後、年金を引き下げる「マクロ経済スライド」を発動し、際限なく年金を引き下げる政策を押し進めている。

原告団は憲法で保障された生存権、財産権、幸福追求権が侵害されたとして、憲法違反を正面から問うている。

国は年金をはじめとする社会保障政策に関して、「財政難」、「制度の維持」、「世代間の公平」などという決まり切ったワンフレーズで通してきた。

しかし、裁判の中で、なぜ年金を減額しなければならなかったのか、筋道だった説明をしなければならぬ立場に追い込まれつつある。裁判では、以下のような問題が論争されている。

① 年金減額に対する司法審査基準

国は堀木訴訟最高裁判決を持ち出して、立法府の広範な裁量を主張している。しかし、本件はいったん決められた年金支給額を後になって減額することが許されるかどうかが問われている事件である。憲法25条2項が「社会保障の向上及び増進に努めなければならない。」と定める以上、厳格な主張立証が求められる。

② 国は説明責任を果たさなくてよいのか。

国際人権規約A規約（社会権規約）は、国が減額などの後退的な措置をとる場合には、その必要性や合理性について主張立証しなければならないとされている。

③ 公的年金は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しなくてよいのか。

国は公的年金だけでは暮らせない高齢者がいることは認めたが、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」は社会保障制度全体で保障すべきもので、「年金だけで生活できなければ、生活保護を受ければよいではないか」と主張している。しかし、生活保護は生活困窮者を助け、自立を助長することを目的としているが、稼働能力がなくなった高齢者に「生活保護を受ければよい」というのは、高齢者の実態を無視したものといわざるを得ない。月額10万円にも満たない年金生活を強いられている高齢者が年金受給者

の4割を超え、高齢無年金者の総数は国も十分に把握できていない。

公的年金制度は、それ自体として高齢者の健康で文化的な最低限の生活を支えるに足りるものでなければならない。

④ 減額は年金受給権の侵害ではないのか。

公的年金の受給権は、高齢者の生存権を実効あらしめるための財産権であり、憲法29条1項により保障されている。

最高裁判例（昭和53年7月12日判決）に照らし、高齢者の生活に直結する年金を慎重な審議を経ないまま減額し、重大な生活上の不利益を被らせることは、財産権を侵害する。

⑤ 国の弁明

国は「世代間の公平」をあげるが、なぜ特例水準を維持すると現役世代との「世代間の公平」に反するのかについて、国はまともな論証をしていない。さらに国は「特例水準の解消」による「マクロ経済スライド」の実施を減額の理由にあげるが、そもそも、「マクロ経済スライド」は年金の実質的価値を損なうものであり、憲法違反の制度である

3 各地で原告側から証人申請が始まった。東京年金裁判でも学者、全労連副議長、年金制度の改悪の歴史を証言する総論証人、女性の年金問題を証言する総論証人、そして、一人一人の思いを語ってもらう原告20名を証人申請した。厚生労働省の年金担当者も原告から申請した。

全員の証人採用を勝ち取るのが当面の課題です。

4 貧しい年金制度のもと、「下流老人」に追い込まれた高齢者の怒りが、ここまで運動を広げたといえる。原告一人ひとり、年金額に違いはあるが、自らの老後の生活を、自らの手で支えようと思い、長年にわたって保険料を納めてきた。そこには年をとってからの自らの生活を自らの力で守ろうとする思いが強くある。裁判運動の広がりの中で、最低保障年金制度の実現をはじめ、社会保障政策がより良い方向に進むよう取り組んでいきたい。

◇刑事

「官邸前行動に対する過剰警備問題 の取り組み」

東京法律事務所 川口 智也

1 官邸前見守り弁護団の活動

官邸前見守り弁護団（以下「見守り弁護団」）は、2012年頃から、官邸前や国会周辺におけるデモや抗議活動を見守り、表現の自由を守るために活動してきた有志の弁護士集団である。昨年3月中旬以降、「森友問題」や「公文書改ざん問題」等に抗議する多数の市民が展開した官邸前における抗議活動に参加する中で、警察の過剰な警備体制を目の当たりにしたことを契機に、3月16日以降、見守り弁護団の一員として、「見守り」活動に取り組んだ。以下、見守り弁護団の活動に取り組む中で、実際に目撃した過剰警備の一端について報告する。

2 過剰警備の実態

- (1) 抗議活動に対する警察の警備活動は、いわゆる「雑踏警備」という位置づけである。警察は、官邸前に参集する市民に対し、任意の協力を求めるという形で、交通整理を行うことができるにすぎない。しかし、警察が一連の抗議活動に対して行った警備行動は、明らかに必要な限度を超えた過剰警備と言わざるを得ないものであった。
- (2) 過剰警備の実例は枚挙にいとまがないが、以下では、特に重大な問題と思われる事例を5点記載する。（Twitter等のSNSで、当時の過剰警備に関する写真や動画を閲覧することが可能である。）

①東京メトロ「国会議事堂前駅」出口の封鎖

抗議参加者の大半は、抗議活動に参加するため、最寄り駅である東京メトロ国会議事堂前駅を利用する。これに対し、警察は、国会議事堂前駅の各出口に多数の警察官を配置して、出口を封鎖するという不当な通行規制を行った。

②官邸前の歩道の通行規制

警察は、国会議事堂前駅出口から官邸前に向かう歩道上に、紐や鉄パイプで連結した鉄柵を設置し、これに沿って多数の警察官を配置して、抗議参加者が官邸前に移動することを妨害した。この規制が行われた状態で人が押し寄せると、将棋倒しが発生するおそれがあり、参加者の身体が危険に晒される。また、不当な通行規制に激怒した抗議参加者と警察官が、ぶつかり合う状態にあるため、不当逮捕を誘発する。

③警察官による暴力・暴言

警備に当たる警察官による暴力・暴言が多数目撃されている。抗議活動参加者プラカードやカメラを手で払いのける、背後から肘打ちする等の暴力や参加者に対する威圧的・侮辱的な言動が複数報告されている。

④救護活動、弁護活動の妨害

ボランティアの救護班や見守り弁護団の弁護士が、突発的な事象に対応するため、緊急の必要性がある場合には、車道を通行することが必要不可欠である。しかし、警察は、救護班や弁護士が車道に出ることを原則として禁止し、救護活動や弁護活動を妨害した。

⑤写真・動画撮影

警察による写真・動画撮影の要件を充足する状況がないにもかかわらず、抗議参加者の容姿を撮影する行為が行われている。弁護士が抗議すると一時的には撮影を中止するが、目を離すとすぐに撮影を再開する。

3 過剰警備への対応

見守り弁護団は、過剰警備の改善を求め、昨年3月29日に警察庁、4月5日に警視庁への申入れを行った。いずれも、国会議員や都議の同席の下、過剰警備の問題点を指摘した申入書（見守り弁護団ホームページに掲載されている）を交付し、警視庁への申入れ後には、記者会見を行った。また、3名の国会議員が、見守り弁護団の提供した情報に基づき、委員会で過剰警備に関する質問を行った。こうした活動の成果もあり、4月以降、上記①ないし⑤の各問題点も含め、警備体制に若干の改善が見られた。しかし、結局、過剰警備というべき状態は解消されることはなかったと思われる。警察は、過剰警備の問題を指摘されると、「交通・参加者の安全を守るため」という決まり文句を繰り返し、警備体制を改めない。

4 今後の見守り弁護団の取組み

新年早々、安倍首相は、改憲案の国会発議に言及し、改憲に対する強い執念を明らかにした。安倍政権が改憲発議を強行するような事態が生じれば、多くの市民が官邸前に参集し抗議の声を上げることになる。抗議行動が活発になるにつれて、過剰警備問題が浮上することになるだろう。見守り弁護団の取組みは、民主主義や表現の自由を擁護する活動であると同時に、明文改憲阻止のための活動としても位置づけられる。是非とも多くの団員に見守り弁護団の活動に参加して頂きたい。

倉敷民商（禰屋）事件の現状と問題点

第一法律事務所 鶴見 祐策

1 差戻判決後の経過

広島高裁岡山支部が、法人税法違反（遁脱幫助）と税理士法違反を問われた倉敷民商事務局の禰屋町子さんに対する有罪判決を破棄して事件を岡山地裁に差戻して既に1年が経つ。この弾圧の本質、訴追と原審の不公正な審理の実態は、判決後の報告（支部46回特別報告116頁）で触れた。今後の闘いとしては「裁判の原点に戻って再出発させなければならない」ことには変わりがない。現状はどうか。公判は開かれていない。何故か。

2 二つの判決の異常性

遁脱は「税を免れる」ための「偽りその他不正の行為」を言う（法人税法159条）。二重帳簿の「売上除外」、証票偽造の「架空仕入」「他名義預金」や「たまり」が典型だろう。ところが、過少記載の申告書提出も「遁脱」と認める最高裁の判断（例えば昭和48年3月20日）が出され、経済犯に特有の「取引」の風潮が相乗して遁脱額の立証と認定の実務に緊張感を失わせた。

原審の検察の怠惰も底流にそれがある。結審の間際に至って立証の不備に覚醒したのは裁判所だった。裁判長は検察官に査察官「報告書」の提出を使喚したうえ、これを「鑑定書（刑訴法321条4項）」として採用し結審に辿り着いた。弁護人の強い抗議に逆らう「自作自演」の暴挙だった。

全国的な抗議の波が押し寄せる中で控訴審は法令解釈の誤りを認めて原判決を破棄したが、その理由の判示が異常だった。査察官の不適格等を指摘する反面で検察官による「検証調書（同条3項）」に差し替える「抜け道」を示唆していた。立法趣旨の歪曲も甚だしい。

3 差戻審における現状

断続的な「協議」にも事態は一向に進捗しない。その原因は専ら検察側にある。「報告書」には戻れない。高裁の手法も採り得ない。そこで新たな立証手段を表明したものの捜査資料の解析が進まないのが実際だと思う。約束の期限の懈態を繰り返した挙句の昨年の御用納めにやっと「立証方針」の「メモ」書きに漕ぎつけたらしい。書証には検察事務官の「捜査報告書」を用意しており、不同意の場合は刑訴323条で提出するつもりという。担当検事あて訴追対策の「報告書」は「特信情況」と相容れない。発想自体が非常識と言うほかない。

事件は「幫助」である。その「本犯」の立証で躓いている。

弁護団は「公訴取消し」を求めた。裁判所には大量の要請と署名が集中しているが、原判決は棄却されており、「公訴取消し（刑訴257条）」に何の制約もない。この要求は「当事者主義」の刑訴の建前に照らし当然である。今こそ禰屋さんらに長期の苦闘を強いた事態に終止符を打つべきだろう。その世論の高まりが重要と思う。

4 「人質司法」の典型

昨年の大晦日。ゴーン元代表の勾留延長が報道された。その身柄の長期拘束が海外の驚愕の視線を浴びている。「ヒトジチシホウ」が国際的な通用語になりそうだ。最初の逮捕事件で勾留延長を裁判所は認めなかった。理由の公開が「本邦で異例」という。迂回策の検察は別件を口実に再逮捕を請求し今回の決定である。意図する「自供」が目的だろう。この間に国際世論の「批判」と検察向け「付度」で右顧左眊の司法部が透けている。

元代表は、非情な大量首切りと下請け切捨ての張本人だが、有名だから報道されている。しかし日本では「人質」が日常茶飯だった。

5 むすび

禰屋さんは更にひどい。拘禁は1年2カ月に及んだ。保釈後も民商関係者との面接禁止の条件付き。「法人税法違反（遁脱幫助）」の起訴事実を認めないからだ。もちろん当該法人の社長と常務の逮捕はない。彼らは弾圧と同時に民商を脱退し、税務当局が懲憑する修正申告に応じて言われた税額を納めている。もちろん逮捕はない。重加算税も免れたらしい。分離公判で検察側を主張争わず、審理1回で罰金と執行猶予で終わっている。旧来の「取引」類型と変わらない。

この理不尽な経過に事件の本質が露呈している。納税者の権利を掲げ、自営業者の「営業と生活」の向上を目指して闘ってきた全商連・民商の運動に対する政治的権力（課税・公安）による弾圧にはかならない。今後もその原点を踏まえた更なる大衆的な怒りと闘いの展開が求められる。

今市事件は最高裁へ

東京合同法律事務所 横山 雅

1 控訴審判決の言渡しと上告

今市事件の控訴審判決が、2018年8月3日に言い渡され、即日、上告しました。

結論は原判決は破棄されたものの、無期懲役の有罪判決でした。原判決が破棄されたのは、一審からの訴因であった自白された日時を犯行時間とし遺棄現場である山林を犯行現場とする主位的訴因が認定できず、控訴審から追加した犯行時刻と犯行現場を大幅に拵げた予備的訴因により有罪とされたためです。

2 控訴審判決について

控訴審判決は、間接事実のみで勝又さんを犯人と認定できると判断しました。

母親に宛てた謝罪の手紙（こんなことになってしまったが、お母さんは悪くないという趣旨が書かれた手紙）の推認力を極めて強いものと認定し、遺棄現場から直線距離にして約40キロメートル離れたNシステムの通行記録を次に推認力のある間接事実として認定し、その他の間接事実（勝又さんの飼い猫と遺体に付着した猫の毛のミトコンドリアDNA型の一

致等)は、犯人であることと矛盾しないというレベルでの認定にとどめながら、間接事実を総合すれば犯人であると認定できるというのが控訴審判決の認定でした。

一審判決は猫の毛のミトコンドリアDNA型を控訴審判決よりも重視する一方、謝罪の手紙については多義的解釈が可能で、間接事実のみでは犯人とは言えないという認定だったため、控訴審判決は、極めて手紙を重く見て犯人性を認定したことになります。

控訴審判決は自白について、殺害犯人を自認する部分を超えた犯行状況等の供述は信用性がないとしました。この評価がこの判決の中でもっとも私が個人的に納得の行っていない部分になります。控訴審判決は自白をこのように評価した理由として、より大きな刑事責任を免れるための虚偽供述と認定していますが、そもそも勝又さんの当初の自白は単なる殺人のみの自白ではなく強姦を含んだ自白でしたが、客観的に強姦の形跡がなかったため猥褻行為に修正された自白になっていったという経緯があります。強姦殺人を自白していたにもかかわらず、その点は何らの評価もせずにより大きな刑責を免れるための虚偽自白というのを具体的な証拠による認定もなしに一方向的に認定した控訴審の判断に全く納得がいきません。

取調べの録音録画については、実質証拠としては利用しない旨の公判前整理手続等の経過がありながら、供述の信用性の補助証拠として採用し、再現された被告人の供述態度等から、直接的に被告人の犯人性の事実認定を行ったことは刑法317条に違反するという認定でした。

3 上告趣意書について

上告趣意書は昨年末12月17日に上告趣意書を最高裁に提出しました。

上告趣意書の内容は、各論点の問題点を指摘するにとどまらず、事実認定上の根本的な問題点を指摘し、裁判員裁判における控訴審での訴因変更の問題点等を指摘するものとなっています。

今後は、弁護団で議論のうえ、補充書の提出等を検討していくことになります。

東京支部の皆様からは物心両面での多大なご支援をいただいておりますので、是が非でも良いご報告ができますよう今後も弁護団一同奮闘していく所存です。

◇環境・公害

リニア新幹線計画を中止に 追い込む訴訟提起と課題

弁護団共同代表弁護士 関島 保雄

第1 訴訟の提起と

1 ストップ・リニア訴訟の提起

2016年5月20日国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を原告783名が東京地裁に提訴して約2年半が経過した。JR東海も国への応援という形で参加人として訴訟に参加している。

2 リニア中央新幹線の概要

リニア中央新幹線は超伝導磁石で地上10セントメートルに車体を浮上させて、最高速度時速505kmで、東京（品川駅）名古屋間を40分、品川大阪間を67分で結ぶ計画である。

東京（品川）、名古屋、大阪のターミナル駅以外の途中駅は沿線県に一つで相模原、甲府、飯田、中津川が決まっている。

運行時間は6時から24時までで一日約150本（7分に1本）、途中駅の停車は1時間1本の予定である。

リニア中央新幹線の走行構造は、各車両に液体ヘリウムでマイナス269度に冷却した超伝導磁石を4個搭載し、リニアが走る両側の壁（ガイドウェイという）に設置したコイルに電流を流してコイルを電磁石にして、車両の超伝導磁石と間での磁石の吸引と反発作用を利用して車両を動かす構造である。運転手はおらず遠隔操作でカメラや機械などを見ながら速度を調整して運行する。

工事費用約10兆円はJR東海が全額負担するという前提で、2014年に東京－名古屋間の工事に着工し、2027年に東京－名古屋間開業予定。2035年に名古屋－大阪間の工事に着工し東京－大阪間は2045年開業予定であった。ところが、2016年に法改正をしてまで8年間工事を前倒しするという事で国の財政投融资から3兆円がJR東海に低利子で貸与された結果、全額JR東海が工事費用を負担するという前提が崩れた。リニア新幹線は国の工事と同列となったのである。その結果、東京大阪間は2035年開業予定となった。

3 工事概要

東京一名古屋間の86%の246キロはトンネルで、首都圏、中部圏、近畿圏の都市部は地下40m以下の大深度地下をシールド工法でトンネルを掘り、南アルプス等の山岳部はNATM工法（ダイナマイト発破を使う）でトンネルを掘る。大深度地下法では土地買収費用が掛からない。

非常口（換気及び防災上）は約5キロ間隔で設置する。

4 工事費

名古屋までで5兆4300億円余（工事費1キロ175億円）、大阪までで9兆300億円余と試算しているが、これまでの公共事業の推移を見ても工事費の倍増は避けられない。

5 消費電力は現在の新幹線の3倍消費するとJR東海自身が認めているが、3倍から5倍消費するとも言われている。リニア新幹線開発担当技術者の川端俊夫（故人）は1989年8月24日の朝日新聞に「リニア新幹線は現在の新幹線の40倍の電力を消費する」として建設反対の投稿をしているほどである。

このような大量消費電力のリニア新幹線は電力供給の関係で原子力発電の稼働と一体の関係があるのではないかと指摘されている。

第2 これまでの訴訟の経過

2016年9月の第1回弁論から2018年11月30日まで2か月に1回の割合で弁論をしてきて現在12回弁論が終了した。東京地裁の大法廷を毎回満員の傍聴者で行っている。

この2年間は東京から愛知県まで1都6県における環境破壊の予測や、工事計画の施設の内容があいまいで特定できないので特定するようにとの主張を行ってきた。

今後の予定

2019年2月8日 原告から、国及び参加人の主張に対する反論と原告適格に関する主張を行う。

5月17日 今後の立証計画、証人申請等

第3 裁判での法律的争点

（一）原告の主張

（1）リニア新幹線の工事計画などの諸手続きは、鉄道事業法によるべきで全国新幹線鉄道整備法に基づく手続きは違法である。鉄道事業法の厳格な手続きをしておらず違法である。

根拠理由

- ① 既存の新幹線とネットワークを形成できない
- ② 民間のJR東海が建設を進める点で「新幹線」とは言えない
- ③ 経営の健全性、需要供給の見通し等本来鉄道事業法に基づく工事施設の特定性が無く厳格な諸手続きをすべき

④ リニア新幹線の安全性を欠く

超伝導方式自体、トンネル構造、破砕帯、直下型地震の際の危険性、事故及び事件発生時の対応

(2) 仮に全幹法の手続きが認められたとしても、全幹法が要求している採算性、経営の健全性、安全性の審査が不十分

(3) 環境影響評価法違反

1 環境評価においてルート等において他の複数案の検討がされていない。

2 施設などの具体性を欠いたまま環境影響評価を行われている点で違反例、駅などの構造、非常口の構造等も抽象的、車両基地、保守基地も抽象的で具体的な構造は不明。

3 環境影響評価の段階では工事計画を明らかにせず、認可後に具体的な計画を明らかにして事後アセスで済まそうとしている。

残土処分場は殆ど決まっていない。

具体的事例

ア 相模原市の鳥屋の車両基地の概要を示されたのは認可後。

イ 大井川源流部の毎秒2トンの河川減水対策は評価書段階はトンネルからの湧水のポンプアップ案を検討していると抽象的であったが、工事計画認可直後に導水路による約1.1km下流の大井川に自然流下での約7割復水案に変更。
これによる事後アセスが行われているのでその問題点を指摘する。

ウ 大井川源流部での360万m³の残土置場は、評価書段階は扇沢、燕沢等7か所としていたが、工事計画の認可後に高度2000mの扇沢を中止して燕沢に高さ約60m、幅300m、長さ約600mの巨大な盛り土をする案を提示して事後アセスで済まそうとしている。事後アセスの問題点を事後アセスはアセス手続きを騙すもので許されない点を指摘。

エ 山梨県の残土処理場は早川源流部の道路工事など何カ所か特定
長野県の残土処理場も大鹿村内に数カ所確保するなど具体化し始めている。

これに伴う事後アセスも始まっている。これらの問題点を追及

(二) 国やJR東海の主張

(1) 原告は北海道から大阪四国九州と広範囲で本件認可に法律的な利益を有しない者であるから原告適格を有しないので却下すべき。

(2) リニア新幹線は全国新幹線整備法に基づいてJR東海を建設主体及び営業主体に指名し、整備計画を作成しJR東海に建設を指示した過程で、リニア方式の輸送の安全性、経営の健全性、需要見通し等鉄道事業法の営業許可と同種の審査が行われているので問題はない。

(3) 新幹線の工事計画の認可の段階で要求される施設等の特定性は、鉄道事業法による都市鉄道、地方鉄道と異なり新幹線は長大で、施設等の熟度が至っていない段階で計画を

認可することから、特定性は鉄道事業法のように詳細なものは要求されていない。

- (4) 境影響評価においても、施設等の特定性は法律で要求されておらず仮定の施設の形状等で必要な範囲の環境アセスを行い問題はない。環境保全措置に関しても基準は定められていないので国土交通大臣の広範な裁量が認められている。

工事計画の認可は補正後の環境影響評価書、国土交通大臣意見、環境大臣意見を踏まえて、適正な環境保全措置が取られていると判断し認可した。

(三) 今後の裁判での立証の課題

1 原告適格の問題

裁判所は、東京から名古屋までの環境アセスの問題点に関する原告の主張が約2年半の弁論で一巡し、国及び参加人の反論も次回11月30日の弁論で一応終わるので、今後立証に入る前に原告適格の整理としたいという意向を示した。

原告適格の問題は、例えば、リニア新幹線の安全性の立証問題になった時に(1)の原告適格を認めさせられるかが課題である。

- (1) 原告全員は、安全な交通機関に乗車する権利が侵害される危険性及び国立公園南アルプスの自然を守る権利が侵害される危険性

この類型に入る原告は原告適格で訴えを却下される危険性がある。

個人の権利と言うよりも国民大衆一般の問題と把握される可能性がある。

- (2) 新幹線ルートに土地や建物の所有権、占有権、地上権、立木所有権を有する者

- (3) 生活権や人格権等の侵害の危険性を主張する原告

- ① 水の権利を侵害される危険性を主張する原告

静岡県の原告(大井川)、神奈川県原告(相模川)

その他は沿線の水道水源に影響を受ける原告、農業用水に影響を受ける原告

- ② 工事による騒音、大気汚染、日照被害、交通渋滞等生活被害の危険性

新幹線ルートに500m以内と近い原告だけでも40人から50人程度おり、その他に残土運搬コースがまだ明らかになっていないことから、リニア新幹線ルートから距離的に遠くても残土運搬車両の運行コースによって交通渋滞、騒音被害等を主張する原告

- ③ 景観が侵害される原告は甲府盆地を中心に多い。

甲府盆地は富士山と八ヶ岳、南アルプスの景観が阻害される者、リニア新幹線の高架橋が見える範囲が広範囲であり、このような原告の景観利益も原告適格の中に入れる。

2 環境破壊の立証問題

- ① 高架部分の被害 列車走行騒音や、日照被害、工事車両の騒音、交通渋滞等

- ② トンネル部分 水資源への汚染や水枯れ被害、残土運搬車両による交通渋滞や走行騒音等、残土捨て場による自然破壊などがある。

3 新幹線の安全性の欠如の立証課題

86%がトンネル構造であるため、トンネル内で、地震、事故、テロ事件等が発生した場

合の乗客の安全性が確保されていない。

特に南アルプスの山岳地帯で事故が起きた場合の対策が不十分

運転手もいない、車掌が2名または3名程度で1000人の乗客の安全誘導が出来るか
疑問

4 静岡県への抵抗

静岡県知事は大井川の水が源流部で毎秒2トン減少することを問題視し、100%大井川に復水する約束が出来なければ工事着工を認めない方針。このためJR東海は静岡工区に工事に着工できず、工期に遅れが出ている。沿線各地でこのような地元自治体の環境保全要求が高まれば工事は遅れ、リニア新幹線に対する儂い夢が消え環境破壊の重大性が注目される可能性が大きい。特に工事着工に向けて残土置き場が決まらなるとトンネルの掘削が出来ないことから、残土置き場による新たな環境破壊を巡りルート沿線の地元での反対運動が起こる可能性が高い。

ノーモア・ミナマタ東京訴訟、忌避事件を経て新たな前進へ

さいとう法律事務所 齊藤 園生

1 裁判所が第5陣の併合を拒否

ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟は、平成26年8月の第1陣提訴以来、第4陣までの原告67人の事件が、東京地裁民事10部(鈴木正紀裁判長)に継続していた。しかし、29年4月の第5陣提訴分について民事10部は、併合も10部への引き取りも拒否するという前代未聞の行動に出た。

公害訴訟では数多くの原告を数次に分けて提訴していくのはごく当たり前である。裁判所も、時期に遅れない限り、数次に分けての提訴を前提に、後続事件を先行事件に併合するとか、併合しないまでも同一部に引き取るという扱いをしてきた。本件のように、後続事件が先行事件に併合されなければ、原告の訴えは分断され、国・大企業相手の困難な訴訟を、異なる裁判所で複数遂行しなければならないというさらなる負担を負わねばならない。様々な人権課題の裁判でも、多数の原告による大量提訴が行われているが、裁判所の都合で原告を分断するという対応がひろがれば、原告の被害の訴えは分断され、原告らの救済はどうも望めない。

2 3名の裁判官を忌避

2018年1月17日の第16回弁論で、弁護団は併合しない理由を問いただしたが、裁判長は

「理由をいう必要はない」といって理由説明を拒否。また、発言しようとする原告及び代理人の発言さえ禁止するという対応をした。そこで弁護団は、民事 10 部の 3 人の裁判官の忌避の申立をした。

部長は理由を明言しなかったが、今までの進行協議などでの発言から推察すれば、本件について原告数を限定し早期判決をし、滞留事件を処理したいという裁判所の都合のみを優先した訴訟指揮だったと思われる。

3 全国から代理人が集まる

弁護団は忌避事件について、最初から最高裁まで争う決意は固めていた。原告団とも、徹底的に争うのであれば、忌避事件の申立代理人も拡充し、運動としても広く世論に訴えようと意思統一した。

原告団と支援連は、1 月以降、毎週 1 回裁判所前での昼宣伝行動をおこない、その後に民事 10 部へ要請手紙を持って、要請に通った。代理人については、公害弁連関係の各弁護団に要請するだけでなく、自由法曹団にも要請をし、全国から 174 人の代理人が新たに集まった。特に東京支部では、幹事会でも議論をいただき、多数の代理人就任の承諾書をいただいた。

4 忌避事件後の新たな展開

即時抗告、特別抗告と最高裁まで争ったが、当然とはいえ、忌避の訴えは認められなかった。しかし筋を曲げずに、最高裁まであらそった結果、7 ヶ月にわたって裁判は空転。在任中に判決まで行きたいと考えていただろう裁判長の目論見は、事実上消えた。

そして、この間複数の注目すべき判決が出ている。特に、新潟水俣病についての平成 29 年 11 月東京高裁判決は注目すべきである。疫学的知見を有力な間接事実として、因果関係を判断していると評価できる重要な判決であり、再開後の裁判所も非常に注目している。疫学調査ではメチル水銀曝露と、感覚障害などの健康被害との間に高い関連性が認められ、この疫学調査を根拠とすれば、今までの救済範囲が、地域的に大幅に拡大できる。今後、疫学を中心とした原告の主張を裁判所に訴えていく予定である。

最後に、この場をお借りして、代理人に就任いただいた多数の団員の皆さんに、お礼を申し上げます。本当に励まされました。ありがとうございました。

第2次新横田基地公害訴訟について

三多摩法律事務所 小口 明菜

1 横田基地公害訴訟とは

横田基地公害訴訟が初めて提起されたのは1976年のことでした。以来、訴訟提起・上訴と判決言渡しが繰り返され、過去7回にわたり、被告国を厳しく断罪する判決がなされています。最高裁判決や訴訟外の運動によって、日米合同委員会で夜10時から翌朝6時まで飛行を行わないことが合意されるといった成果も得られています。

しかしながら、最初の訴訟提起から40年以上が経過した現在においても、騒音被害はいつこうに解消されていません。周辺住民は、朝起きて、夜眠るまで、さらには寝ている間も、騒音に曝され続けているのです。とりわけ本訴訟提起と前後して、CV-22 オスプレイ正式配備に象徴されるような横田基地の機能強化が進んでおり、被害はいつそう深刻化しています。

2013年3月26日、基地周辺住民（原告数合計1078名）は、国に対し、横田基地を離着陸する米軍機・自衛隊機の夜7時から朝7時までの飛行差止めと、損害賠償を求めて提訴しました（本訴訟）。2017年10月11日に東京地方裁判所立川支部において一審判決が言い渡され、現在東京高等裁判所での取り組みを進めています。

2 一審判決の内容

(1) 損害賠償請求（過去分）について

住民の訴えに対し、一審判決は、WECPNL（うるささ指数。「W値」といいます。）75以上の地域に居住する原告について、前訴訟を上回る損害額を認定し、総額約6億円をこえる損害賠償を国に命じました。違法な騒音被害が広く生じていることが改めて認定されたものです。また判決は「被告が騒音による権利侵害を少しでも抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいえない」として、騒音を放置してきた国の怠慢を厳しく指摘しました。

他方で、一審判決は、2005年の国による航空機騒音区域指定の「見直し」により、W値75未満とされてしまった地域に居住する原告らの損害賠償請求を排斥しました。国が一方的に縮小した航空機騒音区域指定を、漫然と受忍限度を画する指標として採用した不当な判断です。

(2) 差止請求・将来請求について

また一審判決は、米軍機の運航は国の指揮・命令が及ばない「第三者の行為」として、実体的な判断に立ち入ることなく差止請求を退け、自衛隊機の飛行差止請求についても民事訴訟としては認められないという理由をもって訴えを却下しました。さらに将来にわたる損害賠償請求をも退けました。

一審判決は従来の最高裁判決や過去の他基地訴訟の内容を無批判に踏襲して差止請求・将来請求を退けるものであり、長期にわたる深刻な騒音被害の司法的解決を実現してほしいという基地周辺住民の信頼に背くものと言わざるを得ません。

3 東京高等裁判所におけるたたかい

2017年10月24日、第2次新横田基地公害訴訟原告団は、一審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しました。

(1) 現地見分・尋問の実施

控訴審においては、2018年9月27日に現地見分を、同年11月20日に証人高橋美枝子氏と原告ら8名の尋問を実施しました。

証人の高橋美枝子氏は元羽村市議会議員で、現在「横田基地の撤去を求める西多摩の会」の代表を務めている方です。基地機能の変遷やオスプレイの飛行状況、基地周辺の住宅地上空でパラシュート降下訓練等の危険な訓練が行われている実態等について証言いただきました。

また原告らは、オスプレイ配備後に増大した被害の実態、妊娠・育児・介護等の局面における航空機騒音による重大な影響等について、法廷で明らかにしました。

(2) 控訴審における主な主張内容

また控訴審においては、以下の点について重点的に主張立証を行っています。

すなわち2018年10月に横田基地にCV-22オスプレイが正式に配備されたことにより、これに先立つ同年6月頃からオスプレイが頻繁に横田基地周辺を飛行するようになりました。騒音被害はあっという間に激化し、基地周辺住民は高い事故率を有するオスプレイが飛行することにより航空機墜落の具体的な危険性にさらされた環境での生活を強いられています。控訴審では、このようなオスプレイ被害を重点の1つとしています。

さらに低周波音による様々な被害についても、原告ら宅で行った測定結果等の客観的なデータを元にして、主張立証を行っています。

2019年1月31日に控訴審における審理の終結が予定されています(本稿執筆時)。米軍基地の騒音問題に終止符を打つ判決を勝ち取り、「静かな空」を取り戻すまで、たたかいを続けていきたいと思えます。

◇原発

福島原発避難者訴訟・第2陣訴訟のご報告

渋谷共同法律事務所 高橋 右京

1 はじめに

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故により、近隣地域は多量の放射性物質に汚染され、避難区域の内外を問わず、多くの住民がふるさとからの避難を余儀なくされた。

私が所属している「福島原発被害弁護団」（通称「浜通り弁護団」）は、同年10月16日に結成され、「福島原発避難者訴訟」「いわき市民訴訟」など、いずれも原発事故の被害を受けた住民が原告となっている、複数の集団訴訟を手掛けている。

このうち、福島原発避難者訴訟（以下「避難者訴訟」という。）については、これまで、福島地方裁判所いわき支部において、第1次から第6次まで、6回にわたって提訴が行われ、このうち第1次及び第2次原告（第1陣）についてのみ、2017年10月に弁論が分離され、2018年3月に判決が言い渡された（第1陣判決）。現在この第1陣については仙台高裁において控訴審が継続中である。他方、第3次以降の原告（第2陣原告）については、今もいわき支部において審理が続いている。なお、第1陣、第2陣とは別に、2017年9月には同じく福島地裁いわき支部に、第3陣訴訟も提起されている。こちらは、請求内容は1陣・2陣と共通するものの、最初から弁論の併合はせず、別訴訟として審理が進められている。

本稿では、私が主に担当している第2陣訴訟について、現状と今後の展望についてご報告する。

2 これまでの避難者訴訟に関する経過と第1陣判決の内容

(1) 避難者訴訟の原告は、原発事故の発生後、国の避難指示により強制的にふるさとからの避難を余儀なくされた住民である。原告らの事故前の居住地は、現在も立ち入りが厳しく制限されている「帰還困難区域」（双葉町など）から、現在は避難指示事態は解除されている地域（広野町、楡葉町、川俣町山木屋など）まで、広範囲に及ぶ。

前述のとおり、第1陣原告については既に仙台高裁において控訴審が継続中であり、他方、第2陣原告は、今も福島地裁いわき支部での審理が続いている。

(2) 本訴訟の主な請求内容は、以下のとおりである。

- ①避難生活を強いられていることによる慰謝料（避難慰謝料）の賠償
(1人月額50万円)

②ふるさとを喪失したことによる損害の賠償（ふるさと喪失損害）

（1人2000万円）

③居住用不動産の損害賠償

④家財の賠償

とりわけ本訴訟において特徴的なのは、ふるさと喪失損害である。避難者たちは、現在も過酷な避難生活を強いられているが、それだけでなく、「ふるさと」そのものをまるごと奪われるという前例のない損害を被った。都市部とは異なり、原発の近隣の地域では、住民どうしのつながりや、住民の生活・職業と自然とのかかわりが極めて密接で、地域コミュニティ・地域の自然環境と住民の生活が密接不可分の関係にあった。そのような生活基盤そのものが、原発事故によってある日突然、まるごと奪われたのである。このような損害は日本のこれまでの公害事件においても前例がないが、かかる損害についての正当な評価・賠償がなされない限り、決して原発事故の被害の回復はかなわないのである。

(3)ところが、2018年3月22日に言い渡された第1陣判決において、裁判所は、ふるさと喪失による損害自体は否定しないものの、これを狭義の慰謝料（純粹な精神的損害の賠償）に限定し、これと、避難生活そのものによる精神的損害と区別することなく評価した。その結果判決は、原告に対し、既払い金を除いた「慰謝料」として一人一律150万円（または避難元地域によっては70万円）のみの賠償を認めた。

3 第1陣判決の問題点と第2陣訴訟に課された課題

(1)我々弁護団は、第1陣判決が「慰謝料」として上記のようなわずかな金額しか認容しなかった原因は、主に以下の点にあると考えている。

①ふるさと喪失損害を狭義の慰謝料のみに限定したこと

（原告の主張は、原告らはふるさとから追い出されたことにより単に精神的苦痛を被ったというだけでなく、生活・生産の基盤である「ふるさと」、つまり無形の財産的損害も奪われたと主張している。）

②全く別の損害であるはずの、避難慰謝料とふるさと喪失損害を何ら区別せず、両者合わせて150万円もしくは70万円と認定したこと

本訴訟の主眼は、なんといっても、ふるさと喪失による損害に対する正当な評価を勝ち取り、正当な額の賠償を認容させることにある。よって、上記の2点を克服することが、現在継続中の控訴審においても最も重要な課題であるが、このことは、もちろん第2陣訴訟においても変わらない。むしろ、第2陣訴訟こそ、上記のような裁判所の誤った考えを正すための突破口とならなければならないと考えている。

(2)第2陣原告の中心は、伊達郡川俣町山木屋地区の住民である。山木屋地区は、川俣町の東側、飯館村や浪江町津島地区と隣接した地域であり、避難指示解除準備区域に指定され、住民は強制的に避難させられていたが、本訴訟提起後の2018年3月31日に、避

難指示は解除された。

標高の高い山間部に位置するため、その豊かな自然環境と結びついた、独自のコミュニティ、文化、産業（葉タバコ栽培）が形成されていた。地域住民の結びつきも非常に強く、住民たちの日常生活や職業生活は、地域の生活環境・自然環境と密接不可分な関係にあった。つまり、我々が本訴訟において主張している「ふるさと」の形が、他の避難指示区域と比較しても、非常に色濃く、わかりやすい形で残っていた地域であったといえる。

だからこそ、この第2陣訴訟では、山木屋の住民が受けた被害の実態を伝え、そのことにより「ふるさと喪失」とはいかなる被害であるかを、裁判所に理解させるという、非常に重要な役割を担っているといえるのである。

- (3) また、前述のとおり、山木屋地区の避難指示は昨年3月に解除されたが、その後1年が経過しても、ふるさとに帰還するのは一部の高齢者のみで、特に若い世代や小さな子どもがいる世代は帰還していない。このことは、次世代の地域の産業・文化の担い手がいないということ、すなわち、近い将来の地域の消滅を意味する。

また、山木屋の農地は、除染廃棄物の仮置き場にされるか、あるいは除染により表土がはぎとられてしまって、再び長い時間をかけて土を作りなおさないと、農地としては使えない。その上、周囲に広がる硬大な山林は全く除染がなされていないため、山林から流入してくる放射性物質による再度の汚染の可能性も高い。このような状態では、山木屋の主要産業である農業の再開は極めて困難という他ない。

つまり、避難指示が解除されても、残念ながらそれはもはや事故前のふるさとではなく、復興も極めて困難であることが、山木屋の現状により証明されてしまっているのである。

このように、避難指示が解除された地域においても、一度失われたふるすとは決して回復していないという事実を立証するという意味でも、第2陣訴訟は重要な役割を担っている。

4 今後の取り組み

上記の役割を全うするため、第2陣訴訟では、一昨年の弁論分離後、2018年12月までに、山木屋出身の代表的原告15名に対する尋問（主尋問75分）を実施し、各原告固有の被害事実のみならず、多くの山木屋住民に共通する被害内容（すなわち山木屋地区のコミュニティの実態）を立証してきた。これに加え、今後1年半ほどかけて、できる限り多くの原告の本人尋問を実施し、被害の実相を立証していく予定である。

また、弁論分離前にも、環境経済学者の除本理史教授の尋問を実施し、経済学の観点からのふるさと喪失の実態を立証したが、引き続き第2陣訴訟においても、研究者のご協力を得て、環境経済学等の観点からふるさと喪失損害の実態を解明・立証していく予定である。

このように、第2陣訴訟は、まさしく今年が正念場であるが、第1陣、第3陣とともに、

そして原発事故の全ての被害者に対する完全賠償を実現させるため、弁護団は、本年も全力を尽くす所存である。

福島原発被害首都圏弁護団の活動

渋谷共同法律事務所 吉田 悌一郎

1 福島原発事故と弁護団の結成まで

福島原発被害首都圏弁護団は、2011（平成23）年9月に結成され、現在関東の弁護士約30数名が弁護団員として活動している。

この弁護団の中心メンバーは、もともと東京災害支援ネット（とすねっと）のメンバーとして、福島原発事故後に福島県から関東に避難してきた人たちの支援活動を行っていた。そうした活動の中で、原発事故被害者の賠償問題が置き去りにされていることに危機感を持ち、裁判を前提にした弁護団が結成された。

2 集団提訴

その後、当弁護団は、関東圏にいる避難者等を対象に、都内で複数回提訴に向けた被害者説明会を開催してきた。

そして、原発事故から2年が経過した2013（平成25）年3月11日に3世帯9名が提訴（第1次提訴）、その後同年7月26日に14世帯40名が追加提訴（第2次提訴・1次及び2次訴訟は併合されて、第1陣訴訟）、さらに、2014（平成26）年3月10日に73世帯234名が追加提訴（第3次提訴）、そして2018（平成30）年2月28日に20世帯30名が追加提訴（第4次訴訟・3次4次訴訟をあわせて第2陣訴訟）を行った。いずれの訴訟も、東京電力と国の両方を被告としている。

裁判所の係属部はいずれも東京地裁民事第50部であり、福島原発被害東京訴訟と呼ばれている。

3 原告らの被害の種類

この裁判では、以下で見るとおり、福島県から関東に避難している避難者、福島県内外の放射能汚染地域に滞在している滞在者が原告となっている。そして、避難者は、政府による避難指示等の対象区域からの区域内避難者と、そうした避難指示区域以外の地域からの区域外避難者がいる。また、滞在者には、福島県内のいわゆる自主的避難等対象地域における滞在者と、同対象地域外の滞在者（福島県外）が原告となっておる。

(1) 避難者

ア 区域内避難者

旧警戒区域や計画的避難区域などの、いわゆる政府による避難指示等の対象区域からの避難者である。区域内避難者は、原子力損害賠償紛争審査会の策定した中間指針に基づき、一定範囲の賠償を受けているが、その内容は極めて不十分なものであり、到底被害者らの受けた損害の完全賠償にはほど遠い。

なお、この類型の原告の中には、現役の東電の社員が1名いる（第2陣訴訟）。

イ 区域外避難者

福島県の福島市、郡山市、いわき市など、避難指示の対象区域ではないが、放射能汚染地域から避難している避難者である。区域外避難者にも、中間指針追補に基づく賠償がなされてはいるが、その内容は、到底賠償の名に値しないいわゆるお見舞い金程度のものであり、また、上記区域内避難者との間の露骨な差別的取扱いがなされている。

区域内避難者は、地元に残して、母親が子どもを連れて避難する母子避難がその典型例である（もちろん一家で避難しているケースもあるが）。いわゆる二重生活になって生活費が余計にかかり、また父親が週末に母子に会いに来るための交通費などの費用も嵩む。しかし、東電から支払われる賠償が極めて低額であるため、経済的な困窮が問題となっている。

そして、上記の区域内避難者と比較して様々な点で差別的に扱われており、無理解な世間の人間からは、避難する必要もないのに勝手に避難しているとか、エセ避難者であるといった心ないレッテル貼りをされることもある。

(2) 放射能汚染地域の滞在者

ア 中間指針で言うところの「自主的避難等対象地域」

次に、滞在者であるが、まず、福島市、田村市、いわき市等の放射能汚染地域に滞在して生活している原告である。これらの地域は、中間指針追補で言うところのいわゆる「自主的避難等対象地域」であり、上記の区域外避難者と同水準の賠償はなされているが、その金額は極めて低額である。

これら放射能汚染地域に居住する原告は、常に放射能汚染を意識しながら生活することを強いられている。特に幼い子どもなどのいる家庭では健康不安などが深刻であり、洗濯物を外に干せない、育ち盛りの子どもの屋外で遊ばせられない、地産地消の学校給食を食べさせることができない、水や野菜等を購入する費用が余計にかかるなど、目には見えにくい様々な被害に苦しみながら生活している（こうした滞在者の被害を指して、「生活内避難」という言葉も生まれている）。

また、田村市の原告は、すぐ隣の地域が旧緊急時避難準備区域に指定されており、同じ集落の中で露骨な被害者の線引きが行われたことに憤っている。

イ 「自主的避難等対象地域」以外の地域

具体的には、栃木県県北地域に居住する原告らである。この地域も実は放射能汚染が深刻であり、放射線量の高いホットスポットが各所に存在している。そのため、上

記アの滞在者と同じ被害を受けている。しかし、この地域は「自主的避難等対象地域」にすら指定されていないため、中間指針では、賠償の対象地域とされていない。その上、災害救助法の適用もないため、避難したくてもできない（避難先の自治体でみなし仮設住宅の無償供与などの支援を受けることができない）という深刻な問題を抱えている。

4 第1陣訴訟の進行

裁判は、第1陣訴訟について、合計25回の口頭弁論期日が開かれた。2016（平成28）年後半から2017（平成29）年の前半にかけて、原告各世帯の本人尋問が行われ、その後は、原告側が申請した専門家証人として、吉岡律夫氏（元東芝の原発技術者で、現在（株）日本システム安全研究所代表取締役で失敗学会の理事・責任論の専門家）及び辻内琢也氏（早稲田大学人間科学学術院教授で医師・損害論の専門家）の証人尋問が行われた。

そして、2017（平成29）年10月25日に弁論が終結し、2018（平成30）年3月16日に判決が言い渡された。

5 第1陣訴訟判決（東京地裁平成30年3月16日判決）の内容と評価

2018（平成30）年3月16日、東京地裁において、第1陣訴訟の判決言い渡しが行なされた。

判決は、まず、2017（平成29）年3月の前橋地裁、同年10月の福島地裁、2018（平成30）年3月15日の京都地裁に続き、福島原発事故について国及び東電の加害責任を明確にし、断罪した。

さらに、判決は、区域外避難者の原告らについても、放射性物質の汚染による健康への侵害の危険が一定程度あるとして、避難をすることに合理性があると判断した。そして、区域外避難者の避難についても「強制」の要素があるものと明確に認めている（ちなみに、判決書では、引用を除いて「自主避難」という用語を使っていない。）。

これらの点については、これまで区域外避難者の被害を切り捨て、被害の矮小化を画策してきた国や東電の姿勢に風穴をあけるものでもあり、一歩前進と評価できるものであろう

しかしながら、判決では、区域外避難者について、本件事故との間の相当因果関係が認められる損害が発生した期間として原則として2011（平成23）年12月まで（ただし、子ども妊婦は2012（平成24）年8月まで）に限定した点が大きな問題である。

原告らの自宅・避難元の土壌汚染はなお放射線管理区域と指定される基準を超える状態が続いており、いまなお、放射線被ばくのリスク回避行動をとるべき合理性があるというべきである。よって、避難期間を限定した判断には理由がないと言わざるを得ない。

また、判決は、区域外避難者についても一定の慰謝料を認定した点は評価できるが、そ

れでもなお、認容された慰謝料額では、原発事故被害者の精神的損害を慰謝するためにはなお不十分であると言わざるを得ない。すべての原発事故被害者に対する適正な賠償を実現することは本判決においても、なお克服すべき課題である。

この判決を受けて、第1陣訴訟の全世帯の原告らは、2018（平成30）年3月29日付で東京高等裁判所に控訴の手続を行った。また、同日、本件原発事故の責任を認められ、賠償を命じられた国と東電も、判決を不服として控訴した。

6 第2陣訴訟の進行

他方で、第2陣訴訟は、2018（平成30）年7月31日に第1回口頭弁論期日が開かれ、その後同年11月14日に第2回期日が開かれた。そして、本年2月6日に第3回期日が開催される予定である。

第2陣訴訟の特徴は、上記3の（2）で述べた、政府による避難指示区域外ではあるが、福島市、田村市、いわき市、栃木県北地域など、放射能汚染地域での居住を余儀なくされている滞在者の原告が多く含まれている点である。

この区域外滞在者の被害については、まだ正面から取り上げた判決はなく、まさにこの裁判の肝になるテーマである。今後、地域ごとの被害の特性などにも焦点を当てながら主張・立証を展開していく予定である。

7 今後の予定

まず、第1次訴訟は上記のように控訴の手続が行われ、舞台は東京高裁に移る。今後控訴審の期日が開かれる予定であるが、上記5で述べた東京地裁判決の課題を克服できるかどうかポイントとなるであろう。

他方、第2陣訴訟は上記のようにこれから東京地裁での本格的な主張・立証が行われる予定である。次回期日は2019（平成31）年2月6日（水）午前10時30分から、次々回期日は同年5月29日（水）午前10時30分からで、場所は東京地裁103号法廷で行われる。

是非、多くの方の判決傍聴及び報告集会への参加をお願いしたい。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」 活動報告

(弁) けやき法律事務所 西沢 桂子

1 津島原発訴訟の概要

福島原発事故津島被害者弁護団には、東京支部の団員を中心に、約50名の弁護士が集っています。

当弁護団は、2015年9月29日、福島地方裁判所郡山支部において、国と東京電力を被告として、主位的請求として津島地区全域の除染及び2011年3月12日から同15日までの被ばく慰謝料を、予備的請求として、2020年3月までに除染できなかった場合はふるさとを奪われたことに対する慰謝料を求めて提訴しました。

原告はすべて、浪江町にある「津島地区」と呼ばれる地域の住民です。津島地区の全住民の約半数にあたる、224世帯、合計669名が本訴訟に参加しています(2018年11月29日時点)。

津島地区は、東京電力福島原子力発電所から約30キロメートル離れた位置にあり、その面積の約8割が森林です。山からの引き水を利用して田畑を耕し、採れた作物を食し、山菜やキノコを求めて山に入り、飲料水はほぼ全戸が井戸水を利用するという、自然の恩恵を日常的に享受する生活をしていました。また、津島地区は、江戸時代から続く旧家も多く、田植え踊りや三匹獅子舞といった伝統文化もあります。住民同士の交流が頻繁に行われ、ほとんどの住民が顔見知りという、非常に濃密な地域コミュニティが存在する地区でもありました。しかし、原発事故により高濃度の放射性物質に汚染され、全住民がバラバラに避難を強いられました。現在に至るまで津島地区全域が帰還困難区域に指定されており、放射線量も高いままです。2018年にモデル除染地域に指定されたごく一部の場所を除き、除染の目途すら立っていません。

2 津島原発訴訟の2018年活動報告

提訴から2018年11月30日までに、合計15回の口頭弁論期日が開かれました。

また、同年9月27日、28日には、連日にわたり、津島地区での現地進行協議(事実上の検証)が実施されました。この現地進行協議は、当初、被告らはもちろん、裁判所からも、「1日で終わってほしい」と要請されていました。しかし、津島地区の現状や、原発事故の被害の大きさ、過酷さを知ってもらうためには2日間は絶対に必要であると押し込み、実現させたものです。

その後、60期代の若手を中心となり、原告団・弁護団の合同合宿や会議、現地でのリハーサルなどを複数回重ね、現地進行協議に向けて準備してきました。

現地進行協議期日当日は、小学校、高校、保育所、集会所、診療所、伝統文化である田植え

踊りや三匹獅子舞の管理を代々行っている原告の家、畜産業や石材業を営んでいた原告らの作業場、稲荷神社やお寺といった、津島地区での文化や地域コミュニティが形成されてきた場や日常生活の場を中心に回りました。家々は雨漏りでカビが生え、天井が落ち、床が抜けています。イノシシが室内や畑を荒らしたり、田畑には雑木や雑草がはびこっています。かつて人が暮らしていたという面影は、ほとんど残っていません。

各検証場所では、代理人の説明に加え、原告にも、そこは当該原告や津島地区住民にとってどのような場所だったのか、説明してもらいました。説明担当になった原告らは、被告らに対する怒りや、自分たちのふるさとが失われていく悔しさなど、抑えきれない思いを裁判官に伝えていました。期日の性質上、本来であれば原告らが自由に思いを語る場ではありませんが、裁判長は、原告の発言を制止することはなく、原告の思いに熱心に耳を傾けていました。

3 今後の活動

2019年1月からは、専門家証人と原告本人の尋問手続きが始まります。現在、本訴訟を担当している裁判官は、「現地を見た裁判官が、判決も書く」という意気込みを持って事件にあたってくれています。当弁護団は、これまでに伝えてきた原告らの思いが、上記の裁判官の熱意につながっていると自負しています。引き続き、勝訴に向けて尽力する所存です。

「原発と人権」ネットワーク活動報告 特に、第4回「原発と人権」全国研究交流集 会 in 福島開催

「原発と人権」全国研究交流集会実行委員会 柿沼 真利

はじめに

今回は、「原発と人権」ネットワークの活動、特に、昨年2018年7月28日（土）、29日（日）に福島大学キャンパスにて開催された、第4回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島について、報告いたします。

1 東電福島第一原発事故と第1回～第3回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島

2011年3月11日、あの震災、大津波、そして、東京電力福島第一原発の爆発、放射性物質漏れ事故……。この原発事故による被害は未曾有のものとなり、今なお、多くの方々が、故郷に帰ることができず、従来 of 生活環境、生活基盤など奪われ、苦境に立たされています。また、今後どのような健康被害などが生じるかも未知数です。

「原発と人権」全国研究・交流集会は、反核法律家協会、国際法律家協会、自由法曹団、青法協、日民協などの各法律家団体、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議、などが参加団体となり、2012年4月7日（土）、8日（日）の2日間、福島大学キャンパス内で、第1回目が、開催されました。その名の通り、「原発と人権」は両立しないという観点から、多様なテーマを取り上げ、原発問題に取り組む法律家、科学者、ジャーナリストなどが学習交流を行うものでした。

初日全体会の基調講演では、長年、原発関係訴訟（高速増殖炉「もんじゅ」訴訟、浜岡原発運転差止訴訟など）に携わってきた海渡雄一弁護士に、「福島第一原発事故の原因と責任」と題して、今回の東京電力原発事故の被害実態、原子力発電の持つ危険性、従来の原発関係訴訟における裁判所の誤り、そして、今後あるべき、被害者救済、脱原発の道などをお話しいただきました。

次に、「現地首長は訴える」と題して、今回の原発事故で、全村避難となった福島県飯舘村の菅野村長をお招きし、全村被害によって、村の住民の方々が分散し（同じ家族でも分散せざるをえなくなった現状）、村が分断されてしまった状況などについてお話しいただきました。また、東電福島第一原発立地自治体である双葉町の井戸川町長（当時）からは、「国と東電の説明を信じて来たことを悔いている、お詫びを申しあげたい」旨お話しいただきました。

二日目分科会では、以下の通り、6つの分科会が行われました。

- 第1分科会「放射能の影響とどう向き合うか」
- 第2分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」
- 第3分科会「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全賠償』を」
- 第4分科会「脱原発の司法判断を求めて」
- 第5分科会「原水爆被爆者の運動に学ぶ—広島・長崎から福島へ—」
- 第6分科会「原発報道を考える」

このような多様な観点からの分科会が行われ、結果、500人の方々にご参加いただき、大成功の内に終了致しました。

その後、2014年4月5日（土）、7日（日）の2日間、同じく福島大学キャンパス内で、第2回目が、さらに、2016年3月19日（土）、20日（日）に、第1回、及び、第2回と同じく、福島大学キャンパスにて、第3回目が開催されました。

2 第4回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島の開催

さらに、本年7月28日（土）、29日（日）には、4回目となる「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島が、今までと同じく福島大学のキャンパスにて開催されました。

内容は、

【第1日目 全体会】

I 報告「福島第一原発の現状」

- 東京新聞・原発取材班キャップ 山川剛史さん
- II 被害者・被災者の声
- III 報告「現在の被害補償、復興政策の問題点と検討されるべき課題」
福島大学名誉教授・元福島県復興計画策定委員会委員長 鈴木浩さん
- IV 記念講演「フクシマは何を問うているのか」
東京大学教授 高橋哲哉さん
- V 報告「原発被害者訴訟判決の成果と課題」
弁護士 米倉勉さん
- VI 報告「原発差し止め訴訟判決の成果と課題」
元裁判官・弁護士 井戸謙一さん

【第2日目 分科会】

- 第1分科会「福島第一原発の後始末と脱原子力社会への転換」
日本環境会議・原子力市民委員会
- 第2分科会「原発災害と政策転換」
日本環境会議
- 第3分科会「原発事故賠償の課題と展望」
日本環境会議福島原発事故賠償問題研究会
- 第4分科会「核兵器と原発」
日本反核法律家協会・日本国際法律家協会
- 第5分科会「原発政策の転換とメディア」
日本ジャーナリズム会議

というもので、最終的に、「事故の原因究明と情報公開、責任を明らかに」、「事故原発についての対応、被曝線量の確認」、「原発のない社会への実現と組織」など、合計9項目の要求を掲げた、「福島原発事故7年を経過して、私たちの訴え 国、東電が責任を持ち、地域と住民を守り、『原発のない社会』への転換を」と題する集会アピールを採択しました。集会には、300名を超える方々に参加いただきました。

3 今後の活動

現在、安倍自民政権は、2020年の東京オリンピックに向け、この原発事故の問題を、あたかも「過去のこと」にしてしまおうとしています。

「原発と人権」ネットワークは、これまでの集会の成果を糧に、この状況に楔を打ち込むべく活動していきます。具体的には、原発事故被災者に対する法制度の整備などの総合的な政策提言、さらには、現在、国会に提案されている「脱原発基本法案」の制定に向けた提言などです。

今後も皆様のご支援、ご協力をお願い致します。

◇市民

マイナンバー違憲訴訟について

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

1 違憲訴訟の現状

マイナンバー制度の施行に先立つ2015年の12月1日、全国で、マイナンバーの利用等の差し止めを求める違憲訴訟を提起した。追加提訴した地裁を含め、現在、仙台、新潟、東京、金沢、横浜、名古屋、大阪、福岡の8地裁に裁判が係属しており、全国で500人以上の原告が訴訟に参加している。

提訴から3年が経過し、審理は大詰めを迎えている。各地の訴訟では憲法学者の意見書の提出や、証人尋問を予定しており、いよいよ結審が近づきつつある状況である。本訴訟の争点は多岐にわたるが、本稿では、刑事事件の捜査におけるマイナンバーの利用について紹介したい。

2 刑事事件の捜査におけるマイナンバーの利用の問題点

(1) 関連条文

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）19条は、マイナンバー付きの個人情報（特定個人情報）の提供を原則禁止しつつ、同条1号から16号までの例外規定を設けている。

その14号は、「議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が・・・行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき」と定め、刑事事件の捜査における提供を可能としている。

さらに、同法36条は、「前三条の規定（注：個人情報保護委員会の権限等を定めた規定）は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。」として、刑事事件の捜査における提供には、個人情報保護委員会の監督が及ばないとしている。これらの規定からすれば、捜査機関は、刑事事件の捜査の名目であれば、個人情報保護委員会の監督なしにマイナンバーを利用できることになる。

(2) 内閣官房のHPのQ&A

ところが一方で、内閣官房のHP「マイナンバー制度に関する基本質疑集 平成29年3月」では、「本人が知らないうちに、捜査機関に情報が提供されることがあるのですか。」という質問に対し、次の回答が掲載されている。

「犯罪捜査については、マイナンバーの利用範囲として法律に規定されていないことから、マイナンバーの利用はできません。なお、刑事事件の捜査などで必要な資料を収集する際、マイナンバー付の個人情報に含まれることはあり得ますが、これは、適正な捜査において、必要な資料収集が阻害されないように例外的に認められるもので、個々の捜査範囲を超えて、取得したマイナンバー付の個人情報を分析したり、他の捜査に活用したりすることは法律で禁止されています。」

(3) 訴訟における国の当初の回答

このような回答が掲載されているため、訴訟において、「例えば、警察において、被疑事件の捜査のため、捜査関係事項照会で『これこれの個人番号の甲野太郎の税金関係情報を照会する』というような使い方はできないということであるのか。」と釈明を求めたところ、国は、「刑事事件の捜査は個人番号利用事務ではない（番号利用法9条1項に該当しない）ため、そもそも個人番号の利用ができないのであるから、原告らのような照会を行うことができない」として、上記Q&Aと同様、全く利用できないとの回答を行ってきた。

(4) 変遷後の国の回答

これに対し、上記の国の回答は国会に提出された答弁書と矛盾する等主張して、再度の求釈明を行ったところ、国は、「番号利用法19条14号については、・・・刑事訴訟法等の法令に反しない限りにおいて書類の提供を受け、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用すること（同法9条5項）ができるにすぎない（なお、仮に警察機関が個人番号を入手しても、その入手した目的である刑事事件の捜査に必要な限度を超えて個人番号を利用した名寄せ等を行うことは認められないし、当該個人番号を利用して、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の入手ができるわけでもない）」との回答を行って、主張を変遷させた。

(5) 変遷後の回答の問題点

上記の変遷後の国の回答の括弧書き部分を反対解釈すれば、刑事事件の捜査に必要な範囲内であればマイナンバーを利用した名寄せ等を行うことができるということになる。

ここで捜査に必要な範囲か否かを判断するのは捜査機関であり、番号法の規定からすれば、その判断の当否について個人情報保護委員会の監督も及ばない（番号法36条）ということになる。つまり捜査機関が捜査名目でマイナンバーを濫用しようとするれば濫用できる制度となっているのである。訴訟においては、この点をマイナンバー制度の構造的問題点の一つであると主張している。

3 マイナンバーの利用がさらに様々な分野に広がり、あらゆる情報とマイナンバーが紐付けされるようになれば、捜査機関がマイナンバーをあたかも強力な磁石の如く用いて市民

の個人情報収集し、分析・保管・利用することが可能となる。そのような事態になることを防ぐためにも、制度をこれ以上広げないためにも、違憲判決を取ることもちろんであるが、マイナンバーを使用しない、提供しない取り組みをしていくことも重要であると考え。訴訟へのご支援をお願いするとともに、使用しない・提供しない取り組みを呼び掛けて結びとしたい。

TPPと日欧EPA、そして新たな日米FTAと国内法の変更

シンフォニア法律事務所 中野 和子

TPPは、米国を含む12か国が加盟する経済連携協定となるはずであったが、トランプ大統領の登場により、7か国でいくつかの変容の後、2018年12月30日に発効した（ベトナムは2019年1月14日）。TPP11整備法が2018年6月29日に成立し、発効日に施行された。日欧EPAについては、2019年2月1日発効予定である。

TPPは、農業を破壊する関税引き下げなど貿易協定というだけでなく、サービス分野を含む相互に投資の自由を承認しその障壁となる国内法を変更するという条約であり、そのために、既に変更された国内法は、独占禁止法、著作権法、種子法、漁業法、水道法などがあり、海外の企業に国家を売り渡す内容となっている。

TPPによって国内法を変更することはないと国会の議論でも説明していたが、経済グローバリズムのために、日本国民がコントロールできた生活の根幹を手の届かないものにするという本質を国民に明らかにしたことはない。本質どころか、国民に対しては、どのような協定をしたのかわかりやすく説明もしなければ、報道もほとんどない。外務省や各省のホームページを見ても全容を示したまとまったものがない。

関税について主なものは次のとおりである。

米は、豪州から枠外税率キロ341円を加算し、0.6万t国別枠として入る。国内生産量は804万トン（主食用750万トン）

牛肉は現在日豪EPAが優先され26.9%となり、2019年4月から26.6%となる。

豚肉はキロ524円だが、10年目以降は従価税が0%、従量税がキロ482円から125円に激減する。

ビジネス関係者の一時的な入国は、期間が長くなり、帯同する配偶者にも本人と同一期間の滞在を認める。

通関の簡素化、物品引き取り許可を原告48時間以内にする事、急送貨物は原則6時間

以内に引き取るようにするなど、人手がない通関規制が希薄となる危険がある。

著作権法の改正で、日本の著作権は死後70年に延長され、原作そのままの形で侵害した場合などは非親告罪となった。

TPPと異なり、TPP11は、特定の規定の適用を停止した。ISDS（投資合意、投資許可）、生物製剤データ保護等知財関係において適用を停止した。なお日欧EPAではISDSについて協議継続となっている。日弁連では国際仲裁の積極的な利用を呼び掛けている。

国内外のTPP反対の闘いは、農業分野、医療分野に加えて、通関問題、ビジネス滞在延長問題、知財問題などの幅広い分野の人々を結集させ、さらに自治体では政府調達問題がクローズアップされ、中小企業保護などの必要性も浮かび上がらせた。

一部ではあるが、これらの条項に関する適用停止は、闘いの成果といえるであろう。

しかし、種子法廃止など、モンサントなど巨大種子企業の利益のために日本固有の種子を保護しない政府の対応、国民生活の要である水道事業を外資に売り渡す政府・自民党の政策と国民の利益は一致しない。

外国資本に国民経済を売り渡し、外国資本を統治する権利を有しない国民は、結果的に主権を失い、国家主権が失われることになる。

世界中で反グローバリズムはナショナリズムと結びつき、国を分断する結果となっているが、日本では、これまで対立していた右翼・保守派と農業や国民生活を守るために反グローバリズムとして多国籍企業を規制しようとする勢力とが結びつき、政府に抵抗する勢力となる可能性を有しているところに注目したい。

TPP違憲訴訟を提起した山田元農水大臣・弁護士は、さらに食料主権の侵害として提訴する予定だということである。

弁護士が日米FTAの行方など経済政策や医療政策にかかわることは、経済政策も様々な法律や施行規則で定められていることから、重要性を増していると感じている。企業に人権や環境を守らせるSDG 'Sの取り組みやESG投資の広がりはあるものの、資本の本質は変わらないので、弁護士も経済政策とその法改正に目を光らせる必要がある。

HPV ワクチン薬害訴訟について

東京合同法律事務所 水口 瑛葉

1 訴訟の概要

HPV ワクチン（いわゆる子宮頸がんワクチン）薬害訴訟は、HPV ワクチン接種後に深刻な副反応被害を受けた被害者を原告とし、国及び製薬企業2社（グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD株式会社）を被告とする損害賠償請求訴訟である。

国に対しては、国家賠償責任（本件ワクチンを承認した違法、緊急促進事業の実施及び

定期接種化を実施した違法等)及び損失補償責任、被告製薬企業に対しては、不法行為責任(本件ワクチンを製造・販売した違法等)及び製造物責任による損害賠償を求めている。

本訴訟は、金銭賠償はもちろんのこと、国、製薬企業の責任を明確化し、恒久対策(研究体制・医療体制整備、教育や就職の支援、医療費等の支援、十分な情報提供、無理解・偏見の解消等)や原因究明・再発防止を真の目的としている。

現在、東京、名古屋、大阪、福岡の4地裁に訴訟が係属している。2016年7月27日の全国一斉提訴を皮切りに、同年12月14日に第二次提訴、2017年5月18日に名古屋地裁での第三次提訴が行われ、現在、原告は全国で約120名となっており、今後は、名古屋以外の地裁でも三次提訴を予定している。

2 HPV ワクチンをめぐる経過

HPV ワクチンは、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染によっておこる子宮頸がん予防を目的とするワクチンである。

2009年にガーダシル(グラクソ・スミスクライン社)、2011年にサーバリックス(MSD社)が日本で承認され、2010年には接種緊急促進事業として接種の無償化と行政による接種勧奨が開始され、小学校6年生から高校1年生の女子の多くが本件ワクチンを接種した。2013年4月には予防接種法の改正により定期接種となったが、深刻な副反応被害の報告が多く寄せられたため、定期接種からわずか2ヶ月あまりで接種の積極的勧奨が一時中止され、現在に至っている。

3 深刻な副反応被害

本件ワクチン接種後、被害者らには深刻な副反応被害が生じた。副反応被害は、頭痛・関節痛・筋肉痛・視覚障害・しびれ・不随意運動・脱力・筋力低下・けいれん・学習障害・記憶障害・睡眠障害・月経異常・過呼吸など、全身に及ぶ。これらは運動系障害、感覚系障害、自律神経・内分泌系障害、認知・情動系障害など極めて多様な症状であり、ワクチン接種から比較的遅い時期に発現し、症状が複数以上重なって発現しているという特徴を有する。

本件副反応被害にみられる頭痛をはじめとする疼痛は、ハンマーで殴られるような頭痛、目の奥をえぐられるような痛みといった激しいものであり、一般に私達が経験する「頭痛」などとは異なる。記憶障害も、学校から自宅までに道のりがわからなくなったり、自身の母親がわからないといった重篤な症状がみられている。

こうした副反応により、原告の多くは通学が困難になり、留年や退学、進路変更を余儀なくされ、また、原告らを支える家族の経済的・精神的負担も深刻である。

4 HPV ワクチンの有効性は不確実で限定的

上記のような副反応が生じる危険性がある一方、本件ワクチンの有効性は不確実で限定的である。本件ワクチンは、子宮頸がんそのものを予防する効果は証明されていない。臨床試験において証明されているのは、癌になる前段階の前がん病変を抑制する効果だけであり、この前がん病変抑制効果の観察期間も、最長でも約9年で、本件ワクチンを接種し

た女性が子宮頸がんにかかりやすい年齢に達するまで効果が続くことは証明されていない。

また、このワクチンが対象とするのは、15種類程あるとされている子宮頸がんの原因ウイルスのうちの16型と18型だけである。この方が日本人の子宮頸がん患者に占める割合は50%とされており、たとえ、本件ワクチンを接種しても、子宮頸がんを予防するためには、子宮頸がん検診を受ける必要がある。

そもそも、HPVに感染しても、長い期間を経てがんにまで進展するのは感染者のごく一部であって（グラクソ・スミスクライン社のWEBサイトでは、子宮頸部のHPV感染者のうち子宮頸がんを発症するのは0.15%とされている）、HPVワクチンを接種しなくても、もともと、将来子宮頸がんになる可能性は低く、ワクチンの恩恵を受ける人は極めて少ない。このようなウイルスに対して、検診という安全で確実な予防手段があるにもかかわらず、有効性が限定的かつ不確実なワクチンを、健康な女性に深刻な副反応被害を生むリスクを冒してまで接種する合理性は見いだせない。

5 これまでの訴訟の経過と争点

東京訴訟は、本年2月13日の期日で9回目の期日を迎える。

これまで、準備書面18本を提出し（別途、個別準備書面も各原告についてカルテと共に提出している）、証拠は医学文献だけで180を超える。基本的な主張は一通り行い、現在は、被告準備書面に対する反論を行っている段階である。

本件訴訟の主張の概要については、では、多くの争点が存在するが、大きな争点の一つが、本件ワクチンと原告らの症状との間の因果関係の存否である。被告製薬企業は、そもそも、原告らの訴える副反応被害と本件ワクチンには因果関係がないと主張している。

弁護団は、本件ワクチン接種前は健康であった原告らに、本件ワクチン接種後に上述したような深刻な副反応が生じていること、これらの副反応症状は多様ではあるが一定の共通した特徴を有していること、本件副反応症状を研究する日本の研究者らが、副反応被害を訴える患者らには副反応症状と整合する客観的所見があると報告していること、本件ワクチンの設計・成分などから副反応症状が生じることは医学的に説明可能であること等を根拠に、本件ワクチンと原告らの症状に因果関係が認められることを主張してきたが、被告からは更に、原告らと同じ症状がワクチンを接種していない思春期の女性達にも生じている、原告らの主張する症状は不定愁訴である等の主張がなされており、今後はこれに関して反論を行っていく予定である。（もちろん、上記以外の論点についても。）

6 今後の課題

本件ワクチンの副反応被害に関しては、今まさに研究が行われている最中であり、特に、本件ワクチンが原告らに生じている副反応症状を引き起こす詳しい機序については、今後明らかになることが期待される。

弁護団は、こうした最新の知見を取り入れながら、闘っていく必要がある。また、訴訟においては、総論の主張立証はもとより、今後は個別立証や証人尋問等の準備も控えている。

訴訟外では、厚労省が疫学調査を行い、HPV ワクチンの接種歴のない者にも「HPV ワクチン接種後に生じたとされる症状と同様の『多様な症状』を呈する者」が一定程度存在した旨結論づけたり（この調査は、デザインが不十分で到底疫学調査と呼べないものであった。たとえば、HPV ワクチンの副反応と同様の多様な症状について明確な定義がなされておらず、上記「HPV ワクチン接種後に生じたとされる症状と同様の『多様な症状』を呈する者」の中には、症状が1つしかない症例も含まれていた。）、関連学術団体が接種勧奨を求める声明を出す等の動きがあり、こうした様々な動きに対して、適時に反論の意見書を作成し、記者会見を行うなどの対応をすることも必要とされている。

また、各地で原告らを支援する活動を行う支援者らにより、支援ネットワークが結成されており、原告や弁護士を招いた学習会や交流会の実施や、支援ニュースの発行などの活動が行われている。弁護団も、支援者らと協力してこうした活動を広げていくことが求められている。

7 さいごに

本件副反応被害について、原告らには全く落ち度はなく、一方で被告製薬企業は莫大な利益を得ていながら、こうした原告らの声に全く耳を傾けようとしない。こうした理不尽な状況が許されていいはずがない。

非常に困難な事件ではあるが、原告らが接種前に有していた、健康と自身の将来に対する明るい希望を取り戻すために、なんとしても勝たなければならないたたかいである。

江戸川区スーパー堤防差止等訴訟報告

東京東部法律事務所 大江 京子

1 はじめに

2014年11月12日、東京都江戸川区北小岩地域（「本件地域」）に居住する地権者ら4名は、被告国に対して、スーパー堤防事業にかかる盛土工事の差止を、被告国及び被告江戸川区に対して国家賠償請求を求める裁判を提起した。スーパー堤防事業に関して原告らは、これまで2つの行政訴訟を提訴していたが、国を被告とするのは、今回が初めてである。2017年1月25日、東京地裁は請求を棄却する判決を出し、現在、東京高裁第19民事部で本年1月18日、3名の証人尋問が実施され、3月15日午後2時に予定されている口頭弁論で（東京高裁101号法廷）結審する予定である。

2 江戸川区におけるスーパー堤防事業推進の経過

スーパー堤防（高規格堤防）とは、洪水時にも破堤させないことを目的に、堤防の市街地側をゆるやかな傾斜となるよう盛り土をし、盛り土の上を市街地等として利用する事業をい

う。1987（昭和62）年の事業開始後四半世紀近くを経たが、いまだ全体計画の5.8%しか整備されておらず、このペースでは完成までに約400年の年月と11兆円以上の予算が必要になるとされ、2010（平成22）年12月の行政刷新会議による事業仕分け第3弾において「廃止」と判定、平成23（2011）年度予算では一部を除き箇所づけが見送られた。

ところが江戸川区と国交省は、住民の反対も世論の批判もものともせず、スーパー堤防事業を強引に進めてきた。江戸川区は、2008年3月から本件地区で先行買収を開始し2009年11月にスーパー堤防事業との共同実施を前提とする都市計画決定がなされた。前述のとおりスーパー堤防事業に対する批判が巻き起こると、区単独の盛土事業（宅地整備）に装いを変えて、2011年5月に本件事業の事業計画決定を行い、2012年12月に再び政権が変わると、安倍政権の国土強靱化政策の流れの中で本件地区のスーパー堤防整備事業が復活・継続とされ、2013年度予算が配分された。国と江戸川区は、早速、2013年5月30日、区画整理事業とスーパー堤防事業の共同実施を定めた基本協定書を締結し、江戸川区は、同年7月、地権者に対して仮換地指定通知と建築物等除却通知及び照会を送付した。

残った住民らは、最後まで抵抗したが、江戸川区は、建物を任意に取り壊して明け渡さない場合は、直接施工（強制取り壊し）を行うとし、実際に2014年6月に本件地区で直接施工を行って建物を取り壊した。また、任意に建物を取り壊しで出ていかない場合は、補償についても不利益があるとして抵抗する住民らを半ば恫喝した。結局昨年11月中には、本件地区の建物はすべて取り壊されて、住民は誰もいなくなった。翌月には、国が本件土地上で、スーパー堤防整備工事に着手した現状である。

3 裁判での争点

差止裁判で、原告（控訴人）らは、①スーパー堤防整備事業による盛土工事により、原告は多大な損害を受けていること、②国には、本件土地上でスーパー堤防工事を行う法的権限がないこと、③スーパー堤防は、治水効果はなく、不必要不合理な事業であることなどを理由に、スーパー堤防工事の差止（中止）と損害賠償を求めている。（ただし、スーパー堤防盛り土工事が完成し江戸川区に引き渡されたことから、控訴審では、損害賠償請求のみ主張）。

(1) 2度の移転による住民らの甚大な被害

本件地区で進められているスーパー堤防事業は、本件地区（1・4ヘクタール）全体を盛り土整備し傾斜地とすることから、①整備が終わるまでの数年間は、本件地域から退去して仮住まいを強いられること②自宅を取り壊して転居し、再び戻って建物を建て直す負担と2度の移転（引っ越し）を伴うこと、③液状化や不動沈下の危険のある盛土（堤防）の上に住むことを強いられること、④その他、これまでと比べて高いところに住むことから鉄道騒音の増大による被害や、傾斜地に住むことによる日常生活の負担など、住民にとっては苛酷な不利益や権利侵害が必然的に伴う。

とりわけ、本件地区内の住民は、60歳以上の高齢者が41.17%を占めており、高齢者の割合が極めて高い地区であり、2度の転居が高齢者に与える被害は極めて深刻である。実際に、先行買収に応じる形で、本件地区から転居した87歳の住民は、「長年暮らしてきた家ですから、思い出の品や、愛着のある物がたくさんありました。妻は、思い出として、家の床柱を切断して持っていくことにしました。他にも、持っていきたい物がたくさんありましたが、諦めた物がたくさんありました。私が一番つらかったのは、自宅の庭に生えていた柿の木が切られてしまうことでした。その柿の木は、私と一緒に育ってきた木で、素晴らしい実を実らせ、家族でいつも楽しみにしていた思い出のある木だったので、引越しをしてから5キログラムも痩せてしまいました。歩くとふらふらとすようになってしまい、病院に行きましたが、原因はわかりませんでした。」「転居後、新しい家の近所には友人がいない。話し相手がいなくて寂しい。」と落ち込む日々が続きましたと証言している。既に80歳を超える原告の一人は、「穏やかな生活は、自分が亡くなる時まで続くであろうことを疑いもしませんでした。しかし、本件事業により、その当然のように続くはずであった平穏な生活が奪われようとしていることが悔しくてなりません。」と述べている。

スーパー堤防築堤の盛土工事のために、原告ら住民は、一旦地域外に仮住まいを強制され、その数年後に再度、本件盛土上に移転をしなければならない。この2度の移転と長期間の仮住まいが強制されることにより、住民らは、地域コミュニティーをズタズタに破壊され、危険な盛土の上に居住を強いられることにより、人生設計を狂わされ、あるものは精神疾患を発症するなど精神的にも肉体的にも多大な被害を受けている。何のために、原告ら住民が、このような被害を甘受しなければならないのか、これが裁判の出発点である。

(2) 盛り土の危険性 地耐力不足の発覚と文書提出命令

1 審判決後に、本件地区の持ち土の安全性を覆す重大な事態が発覚した。

2017年3月31日までの本件土地区画整理事業の地権者への引き渡しの直前、被控訴人らが、同年1月下旬から、本件地区について地耐力の調査をしたところ、調査実施地点375のうち、61地点において、地耐力不足があり、住宅用地として必要な地盤の強度がないことが判明した。さらに、139地点において地中に埋設物のような強固な層があることも確認されている。両者を合わせると、200地点、全体の半分以上について異常が判明した。

この問題について、控訴人らは、国及び江戸川区に対し、地盤調査データ、本件盛土工事の施工方法および盛土材料に関する文書、今回の地耐力不足が生じた原因について、調査、検討、分析した文書、今回の地耐力不足問題に対する対策の方法書その他対策に関連する文書の提出を求め、かつ、ボーリング調査を網の目状に実施しなかった理由、原因、安全性確認方法の3点について釈明を求めた。

しかし、国及び江戸川区は、これらの釈明に真正面から回答せず、必要な情報について

多数の黒塗りをするなど不誠実かつ不十分な証拠のみ提出してきました。そこで、控訴人らは本件事業における盛土工事によって形成された人工地盤には、液状化・不同沈下・斜面崩落などの危険性が存在することを立証するため、裁判所に対し、2018年1月9日付で調査地点を特定する文書の部分および地点が記載された図面の文書の提出命令の申し立てを行った。裁判所は、申し立てを全面的に認めて、同年3月、すべての文書について国に対して提出命令を下した。

国は、この決定に対し不服申し立てを行うことなく、命令に従い文書の提出に応じた。控訴人らは、提出され膨大なデータを専門家の協力のもとに解析し、本件地区の元地盤に軟弱な地盤があったことは、国も承知していたにも関わらず、必要な調査を行わず、また、地盤改良などの必要な措置を行わないまま、堤防盛り土工事を行ったこと、地帯力不足が判明した後も、国は元地盤について古地図などによる原因調査を行わないまま、「改良工事」を行って地権者に引き渡しているが、現在もなお軟弱地盤が存在する危険性は払拭されておらず、さらに地盤の硬軟に著しいばらつきがあり、これにより不同沈下などの恐れがあることを立証し、先ごろ行われた国の証人に対する反対尋問によって追及した。

(3) 必要性・合理性のないスーパー堤防事業

スーパー堤防とは、一般には堤防の高さの30倍程度の幅を持ち、「通常の利用に供されても計画高水量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防」(河川法6条2項)をいう。「超過洪水にも破堤しない」とのうたい文句のもと、いわば街全体を土盛りして堤防化しようとするのがスーパー堤防整備構想で、1987年度に創設された事業であるが、2012年の会計検査院の報告では、要整備区間に対する整備率、重点整備区間における整備率ともに実は1.1%にすぎない事が判明している。そもそも、スーパー堤防は連続構造物であり、少なくとも対象河川毎の要整備区間ないし重点整備区間の延長がすべて繋がって初めて超過洪水にも破堤しないとする所期の効果が発揮される構造物である。スーパー堤防事業は、そもそも実現可能性のない不要不急のスーパー無駄遣い事業の典型であり、民主党政権下で、一旦廃止の判定を受けたのは周知の通りである。

とりわけ、本件地区は、江戸川区の中でも最も標高が高い場所にあり、かつ、本件地区は、国が整備計画で今後30年かけて(策定が2013年なので今後4半世紀かけて)達成すべきとした毎秒5000トンの治水安全度をすでに達成し、それを上回る現況流下能力があることから、整備計画が目標とする5000トン規模の洪水が来ても越水の危険性はない。さらに、右岸左岸ともに本件地区より上流において河道目標流量を下回る区間が多数あることから、上流でまず越水が起これば流量が減少することから、本件地区では二重に越水の危険がない。スーパー堤防が超過洪水(越水)対策というなら、本件地区に超過洪水の危険はなく、スーパー堤防を作る必要性は全く存在しない。これらのことを、控訴人らは、専門家の意見書並びに、証人尋問により明解に主張立証した。

(4) 本件事業は実施のための法的権限を欠く違法なものである。

本件のスーパー堤防整備事業は実施のための法的権限を欠く違法なものである。

そもそも、被告国が、原告らの承諾を得ることなく本件土地区画整理事業によってなされた立ち退き・更地状態を利用して本件事業を実施する権限は、法律上何ら存在しない。土地区画整理法80条は、仮換地指定処分の対象となった土地において許容しているのは、施行者又はその命じた者若しくは委任した者による土地区画整理事業の工事であるから、国が実施するスーパー堤防事業についての法的権限を80条に求めることは不可能である。国土交通省と関係の深い財団のリバーフロント研究所による研究論文も「そもそも河川管理施設を設置し（通常の河川区域よりは弱いにしても高規格堤防特別区域でも）、その保全のための公法上の制限をかけるにも関わらず、民法上の土地の権原を不要と考えること自体に無理がある。」「高規格堤防整備は、土地収用を前提としない任意の事業であるため、河川管理者としては高規格堤防整備の盛土や盛土に伴う移転について土地所有者の同意が必要である。」などと指摘している。

これに対し、被告国は、土地区画整理事業の施行者である被告江戸川区は、本件地区について、土地区画整理法100条の2に基づく広範な管理権を有している。その管理権に基づき、江戸川区は、国に盛土工事を行わせる内容を含む本件基本協定書を締結し、国は、この合意に基づき工事を行っているから適法と主張する。原判決も、被控訴人江戸川区は、被告国に対して、土地区画整理法100条の2の管理権に基づき、本件区域内の土地に本件盛土工事を行わせる権限を有しているから、被控訴人国は、本件基本協定に基づき、被控訴人江戸川区から、本件盛土工事を行う権限を付与されており、被控訴人国による本件盛土工事は法的権限に基づいてなされたと結論した。

しかし、区画整理法100条の2は、国の工事権原の法的根拠になりえないことは、条文文言からも、区画整理法の構造からも、立法者の意思からも明らかである。行政が私人の権利を侵害する場合には、法律の根拠がなければならない（法律の留保原則）。法律の留保原則は、行政活動に関する国民への予測可能性を確保し行政による恣意を排除することによって国民の自由を確保することを目的とし、法の支配・民主主義社会にとっての不可欠の原理である。本件においては、国が、私人の所有地上において、所有者の同意なく、大規模な土地の形質変更をとまなう盛土工事を行う権限の有無が問われている。まさに、法律の留保原則が妥当する場面である。したがって、このような権限を認める法律上の規範が明確に存在するか否かが問題とされる必要がある。「工事」が「管理」に含まれるなどといった安易な解釈は、この観点から厳しく問われなければならない。

4 スーパー堤防訴訟が明らかにしたこと

これまで、原告らは、2011年11月11日に江戸川区に対して、土地区画整理事業計画決定の取消訴訟（第1次行政訴訟）を、2013年11月26日に、仮換地指定処分取消

訴訟（第2次行政訴訟）をそれぞれ提起し、現在、東京高裁に係属している本件の差止め等請求訴訟（民事訴訟）は、スーパー堤防事業に関する第3次訴訟となる。二つの行政訴訟については、すでに、最高裁決定により敗訴が決定している。

しかし、これまでの一連の裁判によって、以下のとおり重要な事実が明らかとなった。これらのことは、わが国の公共事業の在り方や法に基づく行政の原理を今一度真剣に考えさせる重要な契機となろう。

(1) ひとつは、江戸川区の強引なスーパー堤防事業遂行の異常さである。

江戸川区は、あるときは、区民の命を守るためにスーパー堤防が不可欠であると宣伝し、事業の正当性を主張したが、国の事業が廃止判定を受けると、本件の事業はスーパー堤防事業とは無関係の区の単独事業であり、避難経路を確保するために盛り土を伴う区画整理事業が必要なのだと主張して裁判を争った。しかし、仮に、避難経路等の更なる確保というのなら、道路の新設ないし拡幅を行えば十分であり、盛り土は必要ない。なぜ、多額の費用をかけて、過酷な負担を住民に負わせて盛り土整備事業をする必要があるのか、誰のために必要な事業なのか、江戸川区は、この点について最後まで合理的な説明をしていない（裁判の途中でスーパー堤防事業が復活して共同事業となったことは前述のとおり。）

真実は国のスーパー堤防事業との共同事業だからこそ、盛り土整備が不可欠という以外に理由はないはずである。そもそも、江戸川区の本件区画整理事業は、住民らの利益や利便を考えて計画されたものではなく、スーパー堤防事業に便乗すれば、国からの交付金補助金等ですべて賄える事業という理由だけで推進されてきたものであった。江戸川区長が非公式の席で「ただで区画整理事業ができるのだから反対する理由がない。」と発言したのは江戸川区の姿勢を端的に示している。

(2) 二つ目は、国を被告として戦った本件訴訟で、スーパー堤防事業が治水事業として意味がなく、完成の計画もない著しく不合理な公共事業であることをあらためて明らかにしたことである。

特に、国がスーパー堤防事業に固執することで、すでに1980年代に開発され実用化されていた堤防の越水洪水対策技術が、技術的にも費用の点でも問題がなかったにも関わらず、不自然にお蔵入りとされたことが明らかになった。当時川辺川ダムの建設が問題となっている中で、開発された耐越水堤防を導入すれば、川辺川ダムは不要ではないかということが議論になった。耐越水堤防工法が国交省の公式文書から消えたのは、この川辺川ダム住民討論集会の後である。耐越水堤防の存在は、ダム事業やスーパー堤防事業推進の妨げになると国交省が判断したためと思われる。仮にこの堤防強化策がとられていたならば、2015年9月に起きた鬼怒川の堤防決壊の水害被害は防ぐことができたろう。

スーパー堤防事業は、整備がいつ終わるかわからないもので、治水対策としての意味をなさないものであるだけでなく、スーパー堤防という事業があるがために、国交省は、

すでに技術的に確立し、旧建設省が一度は全国への普及を進めようとした耐越水堤防工法の存在を否定している。その点で、スーパー堤防事業は現在の治水行政を大きく歪め、国民の命や財産を危険にさらす元凶になっていることを明らかにした意義は大きいといえる。

- (3) 3番目に明らかにしたことは、街づくりと一体化して遂行されるとしているスーパー堤防事業であるが、住民の任意の同意がなければ、現行法上、国には、スーパー堤防盛り土工事を行う権限がないということである。国の研究機関がこのことを指摘していたことは前述のとおりであるが、裁判で正面からこのことをと追及したのは、一連の江戸川区スーパー堤防訴訟が初めてである。これまでの判決は、国や江戸川区の出先機関に成り下がったとしか思えない、でたらめな法解釈（結論ありき）で、法的権限論の欠缺を糊塗してきた。

今年3月に結審する本件差止訴訟においては東京高裁が、法解釈機関のプライドにかけて全うな法解釈を展開し違法判断を下すことを願ってやまない。

首都圏建設アスベスト・東京訴訟

東京合同法律事務所 福井 俊之

1 首都圏建設アスベスト訴訟の概要

日本は、約1000万トンもの石綿（アスベスト）を海外から輸入し、その7割以上が建材に使用された。しかし、石綿は発がん物質であり、建築現場で石綿粉じん曝露した建築作業従事者が、長い潜伏期間を経て、石綿肺、肺ガン、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患し、その被害が爆発的な拡がりをみせている。

そのような状況の中、2008年5月、全国ではじめて、石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者とその遺族が原告となり（東京地裁312名、横浜地裁76名。患者単位）、国と石綿建材の製造・販売企業41社の責任を追及する訴訟に立ち上がった（第1陣訴訟。2010年4月にも追加提訴）。

提訴から約4年半のたたかいを経て、2012年12月、東京地裁において、横浜地裁の原告側全面敗訴の不当判決（同年5月）を乗り越え、国の規制権限不行使の違法を明確に認める判決を勝ち取った。しかし、東京地裁判決には、一人親方等に対する国の責任、企業の法的責任を否定し、本件の被害と加害の構造を看過した不十分な面もあったため、原告らは東京高裁に控訴した。

また、第1陣訴訟の提訴後、道半ばで多数の原告らが亡くなるとともに、長い潜伏期間を経て新たに石綿関連疾患の労災認定を受けた者が多数に上っている。そこで、被害救済はもちろん、建築産業におけるアスベスト被害の広がりを東京高裁裁判官に示し、高裁の

たたかいを押し上げるために、2014年5月、第2陣訴訟を提訴した（東京地裁115名、横浜地裁45名）。

そして、横浜ルート第1陣訴訟控訴審である東京高裁第5民事部は、2017年10月27日、横浜地裁の不当判決を覆し、国と建材企業の責任を認める原告逆転勝訴判決を言い渡した。続いて、東京ルート第1陣訴訟控訴審である東京高裁第10民事部は、2018年3月14日、東京地裁判決を前進させ、一人親方等に対する国の責任を認める画期的な判決を言い渡した。

これらの高裁判決に対し、上告がなされたため、第1陣訴訟は、現在、最高裁に舞台を移して、たたかいが続けられている。

2 東京第1陣訴訟・東京高裁第10民事部判決

東京高等裁判所第10民事部（大段亨裁判長）は、2017年11月15日に結審し、2018年3月14日、国の責任を認め、原告354名のうち327名に対し総額22億8147万6351円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

(1) 国の違法時期および違法事由

判決は、1975年10月1日（改正特化則施行日）以降2004年9月30日（改正安衛令施行日前日）までの間、事業主に対し、吹付け工を含む屋内作業者が石綿粉じん作業に従事するに際し防じんマスクを着用させなければならない義務を罰則をもって課すとともに、これを実効あらしめるため、石綿含有量重量比5%以下のものを含め建材への適切な警告表示（現場掲示を含む。）を義務付けるべきであったにもかかわらず、国がこれを怠ったことは著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると判示した。

(2) 国の一人親方・中小事業主に対する責任

判決は、有害物の規制や職場環境の保全に係る安衛法の規定・目的を、労働者以外の者を含めて保護するものであるとし、労働者災害扶助法や昭和40年改正労災保険法が労働者以外の者も保護対象としてきたこと、一人親方等が建設現場において重要な地位を占めている社会的事実、一人親方等の生命・身体及び健康上の利益が侵害されたことを考慮し、労働者とともに建設現場において、石綿粉じん作業に従事する一人親方等で、労災保険特別加入制度の加入資格を有する者の利益は、国賠法1条1項の適用上、法律上保護される利益に当たるものと解するのが相当であると判示した。

(3) 建材企業の責任

判決は、国交省データベースに掲載された情報を基礎とする原告らの主張に対し、国交省データベースの目的は解体工事等の際に石綿建材を簡便に把握することであり、搭載されていない多くの企業が存在すること、全ての建材を網羅していないこと、誤った情報も搭載されている等とした。また、原告らが提出する資料のみでは建材企業らのシェアを的確に認定できないとして、建材企業の行為が原告らの従事する建設現場に現実に到達したことが証明されていないとして、加害者不明の共同不法行為の成立を否定した。

(4) 判決内容の評価

本判決は原判決よりも違法時期を6年早めることにより被災者の救済範囲を広げており高く評価できる。

また、本判決では一人親方等に対する国の責任をはじめて認めた。本判決は、これまでの一連の判決とは異なり、労働者性にこだわることなく、一人親方のみならず、中小事業主をも救済しており、極めて画期的な判決と高く評価できるものであり、一人親方等を含めた基金制度創設に大きな弾みをつけるものである。

しかし、本判決は、国の責任について、主に屋外作業に従事していた原告に対する責任を否定し、企業の責任については、因果関係の立証責任が被害者にあることを不当に重視して、わが国で製造販売された石綿建材の特定や個別的な因果関係の主張立証を被害者に厳格に要求し、長年にわたり大量の石綿建材を製造・販売してきた建材企業らを免責した点は、極めて不当な判断である。

3 東京第2陣訴訟の状況

東京第2陣訴訟では、各期日において、一人親方の労働者性や石綿建材企業の加害者不明の共同不法行為責任を明らかにするための主要曝露建材に関する個別立証を行っている。今後も被害立証を含めた原告本人尋問を予定している。

4 全国各地での建設アスベスト訴訟

(1) 現状

首都圏建設アスベスト訴訟に続き、全国各地で建設アスベスト訴訟が提起され、現在、以下のとおり、4最高裁、3高裁、5地裁でたたかわれている。

- ①東京第1陣訴訟（東京地裁判決、東京高裁第10民事部判決、現在最高裁）
- ②神奈川第1陣訴訟（横浜地裁判決、東京高裁第5民事部判決、現在最高裁）
- ③九州訴訟（福岡地裁判決、現在福岡高裁第5民事部）
- ④大阪訴訟（大阪地裁判決、現在大阪高裁第3民事部判決、現在最高裁）
- ⑤京都訴訟（京都地裁判決、現在大阪高裁第4民事部判決、現在最高裁）
- ⑥北海道訴訟（札幌地裁判決、現在札幌高裁第2民事部）
- ⑦東京第2陣訴訟（東京地裁民事第1部）
- ⑧神奈川第2陣訴訟（横浜地裁第2民事部判決、現在東京高裁）
- ⑨大阪第2陣訴訟（大阪地裁第16民事部）
- ⑩京都第2陣訴訟（京都地裁第1民事部）
- ⑪北海道第2陣訴訟（札幌地裁民事第3部）
- ⑫九州第2陣訴訟（福岡地裁）

(2) ⑤京都訴訟及び④大阪訴訟の大阪高裁判決

2018年8月31日、⑤京都訴訟の控訴審である大阪高裁第4民事部（田川直之裁

判長)は、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額1億8885万円余り、建材企業10社に対して総額1億1319万円余りの支払いを命じる原告勝訴判決を言い渡した。

続く2018年9月20日、④大阪訴訟の控訴審である大阪高裁第3民事部(江口とし子裁判長)も、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額2億1800万円、建材企業8社に対して総額1億2100万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

この2つの大阪高裁判決は、先行する2つの東京高裁判決が抱える不十分な点を克服し、いずれも一人親方等に対する国の責任と、建材企業の責任を正面から認めたものであり、大きな意義を有する。

5 早期全面解決へ向けた全国でのたたかい

昨年10月27日には、神奈川第1陣訴訟において東京高裁第5民事部が、最初の不当な横浜地裁判決を完全逆転し、国のみならず建材企業企業の責任を認める判決を言い渡した。東京高裁第10民事部判決は、これに引き続き、国の責任を厳しく断罪するものである。また、上記のとおり、大阪訴訟大阪高裁第3民事部判決及び京都訴訟大阪高裁第4民事部判決も、国のみならず建材企業の責任を認める判決を言い渡した。これにより、原判決の東京地裁判決を皮切りに国は10連敗したことになり、国の責任は不動のものとなった。

このように、国の責任は揺るぎないものとなっている以上、既に原告の7割が死亡している現状を踏まえ、国は、速やかに原告らに謝罪するとともに、本件の早期全面解決に踏み出すべきである。それにもかかわらず、国は、最高裁へ上告を行った。このような無用な争いを続ける国の態度は断じて許すことはできない。また、建材企業においても、これまでに、3つの高裁判決で責任を厳しく断罪され、その責任が揺るぎないものとなっている以上、国と同様に、原告に謝罪するとともに、本件の早期全面解決のための協議に応じるべきである。

私たちは、東京第1陣訴訟における勝利判決、そして全国の勝利判決を梃子に、法廷外での運動の輪を広めていくことで、一人でも多くの原告の命あるうちに、建設アスベスト救済基金の創設をはじめとした全面解決が図られるよう奮闘して参りますので、今後とも同訴訟へのご支援・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

◇都政

築地市場移転問題の現在

東京法律事務所 中川 勝之

1 東京都は、2018年10月6日に築地市場閉場、同月11日に豊洲市場開場をそれぞれ強行した。

小池都知事の「築地は守る」との公約からすれば、築地市場閉場は公約違反である。一度豊洲市場に移転した後、希望する業者は築地市場に戻れるとまで言っていたのである。また、「食の安全・安心を守る」との公約から見ても、豊洲市場開場も公約違反である。豊洲市場の地下水から依然として環境基準の140倍のベンゼン等が検出されるといった地下水・土壌汚染や地盤沈下等の問題が改善される展望が全くないからである。

豊洲市場では開場当初から、スペースが少ない、悪臭がある、周辺の大気汚染悪化等の問題が報じられている。

他方、築地市場については、文化的価値もあると言われる中、その声も無視して東京都は解体工事を進めている。

2 そうした中、築地市場跡地について、東京都が検討している再開発素案の概要が報じられ、それによれば、「東京湾岸部の水辺を活用し、交通網の整備を進める一方、国際会議場や高級ホテルなどの集客施設を建設する方針で、外国人観光客ら多くの人が集う国際観光都市を目指す。都は、素案を今月下旬に公表、年度末までに再開発方針をまとめる予定。築地から豊洲（江東区）に移転した市場跡地は都有地で、広さ23ヘクタール。2020年東京五輪・パラリンピックでは、車両基地として活用される。」（2019年1月16日時事通信）とのことである。

3 私は、第38回総会特別報告集で「築地市場移転派の狙いは、移転を奇貨として、現在でも減少を続ける卸売業者、仲卸業者等を一層減少させることを含めて大手スーパーに奉仕する流通センターとして市場を「改革」すること、合わせて超一等地である跡地を再開発用地とすることにある。」と記載して以降、超一等地かつ広大な築地市場跡地の再開発を指摘してきた。ちなみに晴海選手村跡地、車両基地跡地（高輪ゲートウェイ駅及びその周辺）も約13ヘクタールであるが、築地市場跡地はその約1.7倍にも及び、さらに都心に近い。都議会でも小池都知事は「民間主導の築地再開発」と発言しているが、都有地が都民のために活用されると保証されないことは、「晴海選手村土地投げ売り」からも明らかである。カジノが誘致されるのではないとも言われている。

4 まだ遅くはない。東京都は、改めて「築地を守る」、「食の安全・安心を守る」見地から、

築地市場解体を中止し、再整備を行うべきである。

補助 29 号線事業認可処分取消訴訟 と特定整備路線訴訟

東京南部法律事務所 菊地 智史

第1 「補助 29 号線」を含む特定整備路線の問題

「補助 29 号線」は、東京都が建設を計画している大規模な道路である。品川区大崎 3 丁目から大田区東馬込 2 丁目まで、ほぼ南北の方向に約 3.5 キロメートルという長さに渡り、幅 20 メートルの道路を建設するという計画である。いわゆる「特定整備路線」の 1 つである（特定整備路線について詳しくは下記 URL より東京都建設局のホームページをご参照ください）。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/road/kensetsu/mokumitsu/index.html>

補助 29 号線の建設計画については、大規模な道路が住宅地を貫く形で通るため、多くの地権者や周辺住民に不利益が及ぶという問題がある。その原因は、事業計画が昭和 21 年 4 月に告示され、昭和 41 年に一旦変更されてから 50 年も根本的な見直しがされていないことだ。要するに、「補助 29 号線」とは、今から 50 年も昔、まだこの地域にそんなに沢山の人が住んでいたわけではなかった時代に構想された道路である。それを、この地域に沢山の人が住んでいる 50 年後の現在においてそのまま実現しようとするため、多くの住民の生活に影響が出るのである。

補助 29 号線以外の特定整備路線の建設計画においても、道路建設予定地に住居を所有する住民が住居を取り壊さなければならなくなる、賑わいのある商店街が大規模道路によって分断されてしまうなど、補助 29 号線と似通った問題を抱えている。このような問題の根本的な原因は、補助 29 号線訴訟と同じく、過去に計画された道路建設の計画が抜本的な見直しを経ないまま現在に復活したことである。

第2 巨大道路の建設は防災に役立つ？

1 補助 29 号線訴訟における東京都の主張

補助 29 号線訴訟において東京都が主張する建設の理由のうち、最もクリティカルなのが、「補助 29 号線の防災効果」である。即ち、「幅が 20 メートルの長い道路を作れば、火事になったときに火が道路を越えることを防げるから、延焼を防げる。また、幅の広い道路があれば大規模災害のときに緊急車両が通行できるから、緊急車両の迅速な現場到着に資する。というものである。

2 延焼遮断帯は机上の空論

まず、幅が20メートルの道路を建設しただけでは、延焼は防げないというのが現実である。それは、火災発生時には「飛び火」という現象が見られるためである。

最近の糸魚川の火災でも、火が「飛び火」という形で火元から100メートルもの距離を飛び、延焼の被害を拡大させたのは記憶に新しい。また、文献によると都市型火災における飛び火は火元から大体600メートルから700メートルくらいは飛んでしまうため、数十メートルの幅の延焼遮断帯で延焼を防げるものではないとされている。

このように、「延焼遮断帯」という概念そのものが、「飛び火」という現実を反映しない机上の空論なのである。

3 延焼を防ぐ形ではない

仮に、「補助29号線」に「延焼遮断帯」としての延焼を防ぐ効果があったとする。しかし、その場合でも、ほぼ南北に走る「補助29号線」は、延焼を防ぐのに役立つとはいえない。

気象データによると、東京都における風向きは、一年の間の殆どの月において、南から北の風や、南南西や南南東など、南北に走る「補助29号線」と垂直に交わらない方向の風が吹く。そうすると、仮に南北に走る「補助29号線」に延焼を食い止める効果があったとしても、風が「補助29号線」と垂直ではなく平行または平行に近い方向で吹く以上、「補助29号線」と平行または平行に近い方向に延焼が広がることになる。

このように、「延焼遮断帯」としての効果があると仮定したとしても、「補助29号線」は東京都の風向きに照らすと火災が発生した場合に延焼を防ぐような形にはなっていない。

4 役立たずの道路に600億

以上のように、「補助29号線」という道路は、延焼遮断の効果を期待できるようなものではない。

そうであるにもかかわらず、東京都は、実験データのうち自分たちに都合のよい一部分をつまみ食いのように証拠として提出したりして、延焼遮断効果が期待できると強弁するのである。また、3.11のときには主要道路が混雑して多数の帰宅難民が出たという現実を忘れてしまったかのように、「緊急時には交通規制をかけるから幅の広い道路があれば緊急車両の通行に便利である」という非現実な主張をするのである。

そして、前述のように延焼遮断の効果を期待できない役立たずの道路建設に、実に約600億円の費用を投じようとしているのである。

600億円という莫大な資金があれば、建物の耐震化や防災設備の整備など、地域の特性に応じたきめ細やかな延焼対策を充分に実施することができる。例えば、いくら幅の広い道路を作ったとしても、一本裏に入ったら細い路地が入り組んだ住宅地である木密地域では、消防車が細い路地に進入できず、放水によって火災を鎮火し、延焼を防ぐという活動を行うことは非常に困難である。そこで、真に防災を実現するためには、狭い道を通行できる小型消防車の配備や、数人で運べる可搬放水ポンプ、地下消火栓に接触ホースを繋いで消火栓の水圧を利用して放水を行うことのできるスタンドパイプの設置・周知といった、地域の実情

に合わせたきめ細かな防災対策が必要なのである。

このようなきめ細かな対策を緻密に考えることを怠り、大金を費やして大きな道路を作れば防災対策として十分であるというような東京都の考えは、防災という目的を実現する手段として非現実的である。それどころか、前述のような真に防災効果のあるきめ細やかな対策に予算を割かず大して防災効果のない大規模道路の建設に予算を割くことは、生命や財産といった地域住民の権利をないがしろにする態度であるといわざるを得ない。

第3 補助29号線は交通円滑化に役立つ？

実体法上の論点でもう一つ重要なのが、補助29号線の建設は地域の交通の円滑化に役立つ、という東京都の主張である。今後自動車の通行量が増えるという前提で、補助29号線の建設により各道路の通行量を減らし自動車による移動が円滑になるという内容の主張である。

かかる主張に対し弁護団は、東京都が実施した「道路交通センサス」（東京都の道路における任意の地点をピックアップし、定期的に自動車の通行量を調査したもの）を根拠に、自動車の通行量が減少しているとの主張を展開している。また、「補助29号線が完成すれば渋滞の緩和や自動車平均旅行速度の向上が図られる」という都の主張に根拠がないことなどを指摘し、効果的な反論を行っている。

第4 補助29号線以外の特定整備路線訴訟の状況

補助26号線訴訟、補助86号線訴訟については、補助29号線と同様、防災効果・交通円滑化効果の有無が、実体法上の争点となっている。

補助73号線訴訟については、都市計画が変更されておりその際に防災効果や交通円滑化が理由とされなかったという特殊性から、前述のような実体法上の論点に深入りすることなく、防災効果・交通円滑化効果の有無が道路建築の根拠となるべきでないという争い方をしている。

その他の特定整備路線訴訟も、複数が継続中である。

第5 特定整備路線問題の総括

以上、補助29号線を中心に、特定整備路線訴訟の状況を概括した。訴訟進行の度合いについては各訴訟で提訴時期や争点の設定が異なる関係で相当開きがあり、一概にはいえないところである。

争点についても、補助29号線、補助26号線と補助86号線、補助73号線訴訟については、上記のように相当似通った部分がある。しかし、その他の特定整備路線訴訟においては、都市計画の手続的な瑕疵を主要な争点として設定している弁護団もある。

ただし、全ての訴訟に共通しているのが、訴訟上の争点以上の根本的な問題点である。即ち、戦後間もなく計画された大規模道路を平成も終わる今頃に建設しようとするために多くの損害が発生するという点である。

素朴な市民感情に照らせば、必要性に乏しい大規模道路の建設のせいで、個人の財産権が不当に制約をされるいわれはない。また、このような役立たずの道路に多額の血税を投入するべきではなく、真に住民の利益を守れる施設に予算が割かれなければならない。このような、市民常識に基づく正義を実現するための方途が、補助29号線訴訟を含む特定整備路線訴訟なのである。その意味で、特定整備路線訴訟は「義」の訴訟であるといえよう。

「外環の2」道路都市計画訴訟

東京合同法律事務所 久保田 明人

第1 訴訟「外環の2」計画と武蔵野訴訟の概要

「外環の2」は、1966年、高架式高速道路計画である「外環本線」の高架下の土地に街路として計画された。しかし、この道路計画は、成熟した住宅地をなぎ倒すものであったことから、地元住民を中心に広範な反対運動がおり、外環本線・「外環の2」計画はともに長期間にわたり凍結された。

その後2007年、外環本線は、沿線地域での移転や地域分断への影響をできるだけ小さくするとして、大深度地下方式に計画変更された。外環本線が地上からなくなった以上、高架式高速道路の存在を前提とした計画を維持することに正当性は認められないし、「外環の2」計画は、地上部への影響を小さくするという外環本線地下化の目的にも整合しない。そもそも人口減少社会のなかで、新たな道路を整備する必要性・合理性は認めがたい。

第2 訴訟と判決

(1) 武蔵野訴訟

そこで、計画地上に自宅を所有していた故上田誠吉団員は、自ら原告となって、「外環の2」計画の違法を主張し、「外環の2」計画の違法・無効等の確認等を訴訟を提起した。その後、ご遺族が手続を承継していた。

2015年11月17日に第一審判決があり、都市計画決定そのものに処分性が認められない、計画当初は何ら検討されていない「外環の2」における交通上及び防災上の必要性など東京都の主張を鵜呑みにして「外環の2」計画に違法性はなく、「外環の2」を廃止すべきことが明確に義務付けられたとはいえないとして、請求を却下・棄却した。

控訴審は、2016年4月28日に原審判決を認める判決を下し、原告は上告したものの、最高裁は2017年1月10日に上告棄却及び上告受理申立不受理決定を下した。

裁判所が行政に広い裁量を与え、行政判断に対する消極的な態度に終始したことは誠に遺憾であるが、裁判外の取り組みにより引き続き「外環の2」計画の実施阻止に向けて尽力している状況である。

(2) 練馬訴訟

武蔵野訴訟が係属している最中の2012年9月27日、東京都は、「外環本線」地下工事の着工に併せ、突如として「外環の2」計画の北側1km区間（練馬区）につき事業認可申請を行い、国はこれを認可した。

これに対して、2013年3月26日、練馬区の沿線住民の原告が、一部事業認可につき、新たに事業認可取消訴訟を提起した。

ア 第一審判決

第一審は、2017年3月22日に判決があり、東京地裁は、事業認可区域外の原告4名については原告適格を認めず却下、区域内の原告1名について棄却をした。

イ 控訴審判決

控訴審判決は、2018年2月20日にあり、控訴をいずれも棄却した。

「外環の2」が事業認可されるには、都市計画自体の適法性を本来国において審査が行われる必要があるが、第一審の審理において、国はかかる審査を行っていないことが明らかになった。そこで、第一審及び控訴審において、参加人東京都が、上記の点についての検討を行ったうえで、適切な判断を行い、事業認可申請に至ったのかが争点となり、上告受理申立人らは、参加人東京都が、事業認可に際し、いかなる経過により、いかなる内容の検討を行ったのか、具体的経緯を明らかにするよう、再三にわたり求めた。

しかしながら、控訴審判決は、「参加人が本件事業認可の申請に当たり、本件都市計画を変更しなかったことによれば、参加人は、本件事業認可の時点において、本件都市計画が都市計画基準に適合する旨の判断…（中略）…をしたと認めることができる」と述べるのみで、参加人東京都の検討経過について具体的に何らの認定も行わないままに、「外環の2」計画の適法性を判断した。控訴審判決の審査方法は、そもそも最高裁判所の従前の裁判例と異なるものであり、判断方法を誤っているものである。

また、控訴審判決は、事業認可の適法性判断の前提たる都市計画決定の適法性審査として、平成18年11月2日付最高裁判決を参照しながら判断基準を提示しているが、最高裁判例が挙げる「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと」の例示をことさらに省略して判断基準を挙げている。講師審判決は、上記の省略の結果、考慮すべき事項を考慮したか、そもそも何が考慮されるべき事項なのかすらも判断していない。

「外環の2」都市計画は、昭和41年に決定され、決定から50年以上も経った計画であり、しかも、その後計画地周辺が住宅地としてさらに成熟し、「外環本線」計画が大深度地下化されるなど決定時点と社会的状況が変化しているという経過を経ている。控訴審判決は、こうした事情を適切に考慮することなく判断しているが、これでは都市計画の審査において考慮すべき事項が考慮されたとは言い難い。

ウ 最高裁判決

上記をはじめとした控訴審判決の不備を主張して上告したものの、2018年11月28日、最高裁判所第二小法廷は上告を棄却し、また、上告審として受理しないとの決

定を下した。

エ 引き続き戦いを続けていく

今回の一連の判決で裁判所は、行政の杜撰な論理を優先し、住民の生活と人生をないがしろにしたと言える。住民は、司法は権利を侵害された国民一人一人を救う役割を果たすものと信頼・期待を裏切られた思いでいるとともに、司法の存在価値を損なう裁判所のあり方に疑問を抱かずにはいられない思いである。

たとえ、行政や裁判所の存在価値を問い、また、住民の権利が回復されるよう、引き続き住民とともに戦っていく所存である。

「晴海選手村土地投げ売りを正す会」住民訴訟

東京法律事務所 中川 勝之

- 1 2017年8月17日に提訴した「晴海選手村土地投げ売りを正す会」住民訴訟（都民33人が、オリンピック・パラリンピック東京大会の選手村整備に関して東京都が特定建築者11社（三井不動産レジデンシャル、エヌ・ティ・ティ都市開発、新日鉄興和不動産、住友商事、住友不動産、大和ハウス工業、東急不動産、東京建物、野村不動産、三井不動産及び三菱地所レジデンス）と所有地について総額129億6000万円で譲渡する契約を結んだこと等の一連の行為について違法かつ不当な低廉価格による売却処分による損害の賠償請求等をするように東京都知事に求める訴訟）においては、主張整理が続いている。
- 2 原告らからは、財務会計行為の特定・違法性、官製談合の事実の特定等の主張をし、本件土地の価格についても主張立証した。

すなわち、まず、原告らは、被告が不動産鑑定評価基準に則っておらず、正式な鑑定書ではない調査報告書の判断のみをもって、適正な価格であると主張しているため、岩見良太郎埼玉大学名誉教授の意見書に基づき、当該調査報告書が算定の根拠としている「開発法」は、長期間の工期を設定することで、土地価格を容易に操作しうることを明らかにした。

さらに、原告らは、原告の一人である不動産鑑定士に本件土地の鑑定を依頼し、本件土地の価格は、街区によって1㎡あたり100万円から134万円であり、その総額は1611億1800万円（1㎡当たり120万3200円）であるとの鑑定を得た。そうであれば、被告は、これほどの財産価値を有する不動産を、わずか129億6000万円（1㎡当たり9万6800円）と、92%も減額して処分する、すなわち東京都民の財産を1481億5800万円も失わせるのであるから、かかる減額の根拠を明確に示すべきである。

それにもかかわらず、被告は、価格算定の唯一の根拠である調査報告書ですら、大部分

を黒塗りにして開示しようとし、調査会社の権威を根拠に適正な調査である旨の主張を行うのみであり、このような態度は到底許されるものではない。

また、被告は、オリンピック選手村として利用することがあたかもマイナス要因ばかりであるかのように主張しているが、オリンピック・パラリンピック大会期間中はオリンピック組織委員会から賃料が支払われたり、選手村として使用された建物の備品の撤去・内装解体工事は東京都が費用負担したり、本件土地の所有権移転は建築の完了確認と敷地譲渡金額の納入完了時となっており、それまで土地代金を支払う必要もなければ、固定資産税の負担も必要ない。このように、選手村として使用されることで、事業者が得る利益も多分にあり、これらも適正に評価される必要がある。

3 ところで、2018年10月31日、晴海選手村土地（跡地）のタウンネームが「HARUMI FLAG」に決定された等と報じられ、分譲住宅（マンション）が買いなのか等の議論もされている。特定建築者11社は相当の収益を挙げると考えられる。

他方で、東京オリンピック・パラリンピックの予算は当初の金額から何倍にもふくれあがって3兆円規模等と報じられており、東京都の負担も増大している。

東京都と特定建築者11社との間の敷地譲渡契約書の第2条第3項は、「第1項の規定（注：譲渡金額）にかかわらず、乙（注：特定建築者11社）が特定建築者応募時に提出した資金計画書に記載の無い新たな収入が生じる場合には、これに伴う事業内容の変更を踏まえて資金計画の修正を行い、敷地譲渡金額を変更するものとする。」と定めている。

以上からすると、本件訴訟の帰趨にかかわらず、晴海選手村土地について、東京都が特定建築者11社に対してさらなる負担を求める、あるいは、特定建築者11社が東京都に対してさらなる負担を申し出る、ことが必要と考える。

◇司法

給費制運動の到達点と現在の課題

東京合同法律事務所 緒方 蘭

1 給費制運動の現状

(1) 給費制廃止の弊害

2011年11月に修習を開始した新第65期の代から司法修習生の給費制が廃止され、新第65期から第70期までの司法修習生が給費を一切受けられない状態での修習を強いられた。

給費制廃止の代わりに、国から金銭を借りる貸与制が開始されたが、従前の給費制における支給額と同程度の貸与（毎月23万円程度）を受ければ、修習終了時に新たに約300万円の借金を負うことになり、大きな負担になっている。給費制廃止による弊害として、①経済的負担の増大による法曹志願者の減少、②受益者負担論や経済的負担による公益活動の減少、③修習に専念することの困難さなどが指摘されている。

(2) 新たな給付制度の創設

新たな給付制度を創設する内容の裁判所法改正案が、2017年4月、衆参両院にて全会一致で可決された。71期司法修習生の代（昨年12月に修習を終え、法曹になって1年目の代）からこの新たな給付制度が実施されている。

新制度では、基本給付として毎月一律13万5000円、住居費負担のある者に対する住居給付として月額最高3万5000円が給付される。

この制度創設は、ビギナーズ・ネット、日弁連が中心となって取り組みを継続した成果である。

2 現在の課題

しかしながら、新制度の給付額は、従前の給費制の基本給付である月額23万円から大きく不足し、充実した修習生活を送るには不十分な金額である。支給される金額は所得として扱われるため、税制面を考慮すると、実際に得られる金額は少なくなる。不足する分について国からの貸与を受ける者も相当数いて、国からの借金で修習を受けるという構図は続いている。今後、制度の拡充が必要であるが、当事者である司法修習生からは制度を拡充せよという声はあまり上がっていない。

また、既に給費制廃止下で修習を受けた新65期から70期までの者に対しては新制度が遡及適用されない。ついに2018年7月から新65期の貸与金の返済がスタートした。貸与を受けた者は修習終了5年後から10年間かけて年間約30万円を返済することにな

るが、弁護士6年目の時期は独立や結婚・出産を経験する者も少なくなく、貸与金の返済がライフプランに大きく影響することは想像に難くない。昨年来、ビギナーズ・ネットが中心となって、全国の「谷間世代」の者を対象に、国に対して是正策を求める署名や、国会議員のメッセージを集める活動を展開している。「谷間世代」への遡及適用は喫緊の課題である。

3 給費制廃止違憲訴訟の現状

新第65期の修習生らは2013年8月、給費制廃止違憲訴訟を全国4地裁（東京、名古屋、広島、福岡）で一斉に提起した。また、2014年秋には、第66期が全国3地裁（札幌、東京、熊本）で提訴した。2015年8月には、第67期が大分地裁で提訴している。

この訴訟では、給費制の目的の主眼は、国家が責任をもって市民のために法曹を養成する点にあるとしている。

これまで、新65期訴訟4件、66期東京訴訟、熊本訴訟、67期大分訴訟で地裁判決が、新65期東京訴訟、広島訴訟、67期大分訴訟で高裁判決が出され、いずれも請求棄却であった。現在は新65期東京訴訟、広島訴訟、67期大分訴訟が最高裁に係属し、新65期名古屋訴訟、九州訴訟（福岡地裁）、66期東京訴訟、熊本訴訟がそれぞれの地域の高裁に係属し、66期札幌訴訟のみが地裁段階である。

判決は、給費制及び修習の方法は憲法上規定がなく、立法府が当時の社会情勢を踏まえて制度設計をした結果にすぎないことから、憲法上保障されるものではないとし、司法府が政府・国会の主張をそのまま採用した点で極めて遺憾である。

新65期東京地裁判決では、原告らが制度変更の狭間に位置したことによる不利益があることは否定できないとされた。また、67期大分地裁判決では、司法修習制度の重要性を踏まえると、給費制により司法修習生が給与を受ける制度上の手当てをすることが望ましいとされた。裁判所がこのように認定してくれたことは一定の成果ではある。

4 最後に

自由法曹団東京支部は、若手団員をはじめとする若手弁護士の現状をとらえ、経済的理由で法曹を諦める者が生じず、弁護士が安心して公益活動に励むことができるよう、制度の拡充を求めていく。



発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014

東京都文京区関口 1-8-6 202

電話 03(5227)8255

FAX 03(5227)8257

URL <http://www.jlaf-tokyo.jp/>